

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会

参考資料集

参考資料 目次

参考資料 1	研究会開催要項、構成員名簿・・・・・・・・・・	3
参考資料 2	研究会開催実績・・・・・・・・・・	5
参考資料 3	我が国を取り巻く人材不足等の状況・・・・・・・・	6
参考資料 4	デジタル活用・共同処理等の現状と課題・・・・・・・・	9
参考資料 5	各行政分野における課題等（介護保険）・・・・・・・・	12
参考資料 6	各行政分野における課題等（国民健康保険）・・・・・・・・	16
参考資料 7	各行政分野における課題等（老人福祉施設）・・・・・・・・	19
参考資料 8	各行政分野における課題等（保育）・・・・・・・・	21
参考資料 9	各行政分野における課題等（教育）・・・・・・・・	25
参考資料 1 0	各行政分野における課題等（インフラ管理）・・・・・・・・	28
参考資料 1 1	各行政分野における課題等（上下水道）・・・・・・・・	32
参考資料 1 2	各行政分野における課題等（鳥獣被害対策）・・・・・・・・	35
参考資料 1 3	各行政分野における課題等（地球温暖化対策）・・・・・・・・	37
参考資料 1 4	各行政分野における課題等（消費者行政）・・・・・・・・	39
参考資料 1 5	各行政分野における課題等を踏まえた検討・・・・・・・・	42
参考資料 1 6	課題に応じた対応方策の検討の視点・・・・・・・・	45
参考資料 1 7	対応方策の検討の視点の適用例・・・・・・・・	46
参考資料 1 8	都道府県・市町村の役割の変遷等・・・・・・・・	47
参考資料 1 9	事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直しの例・・	49
参考資料 2 0	地方公共団体の人材確保・・・・・・・・・・	52
参考資料 2 1	地方議会議員のなり手不足・・・・・・・・・・	56
参考資料 2 2	都道府県域を超えた広域単位での連携・・・・・・・・	65
参考資料 2 3	税財政面の課題・・・・・・・・・・	68
参考資料 2 4	東京一極集中の状況等・・・・・・・・・・	73

「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」開催要綱

1. 開催趣旨

人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、自治体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論を行うことを目的として研究会を開催する。

2. 構成員

研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

3. 座長

- (1) 研究会に、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

4. 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 研究会は原則として公開とし、研究会終了後に配布資料を公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、研究会を非公開とし、又は配布資料を非公表とすることができる。
- (4) 研究会終了後、議事概要を作成し、公開する。
- (5) 座長は、必要に応じ、研究会の下にワーキンググループを開催することができる。

5. その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局行政課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会
構成員名簿

(座長)

山 本 隆 司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(構成員)

石 塚 清 香 一般社団法人コード・フォー・ジャパン Govtech 推進コンサルタント
出 雲 明 子 明治大学専門職大学院ガバナンス研究科専任教授
上 村 敏 之 関西学院大学経済学部教授
大 江 裕 幸 東北大学大学院法学研究科教授
太 田 響 子 愛媛大学法文学部教授
甲 田 恵 子 株式会社 A s M a m a 代表取締役社長
小 西 杏 奈 専修大学経済学部准教授
高 端 正 幸 埼玉大学大学院人文社会科学研究科教授
原 田 大 樹 京都大学大学院法学研究科教授
人 羅 格 毎日新聞論説委員
牧 原 出 東京大学先端科学技術研究センター教授

(オブザーバー)

全国知事会

全国都道府県議会議長会

全国市長会

全国市議会議長会

全国町村会

全国町村議会議長会

(※構成員は五十音順、敬称略)

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会 開催実績

○令和6年11月21日 第1回研究会

- ・議論の前提について事務局説明を踏まえた意見交換

○令和6年12月17日 第2回研究会

- ・地方公共団体へのヒアリング①

○令和7年1月28日 第3回研究会

- ・地方公共団体へのヒアリング②

○令和7年2月27日 第4回研究会

- ・地方公共団体における行政分野ごとの事務執行上の課題と対応について
- ・税財政面の課題について
- ・地方議会議員のなり手不足に関するヒアリング

○令和7年3月27日 第5回研究会

- ・地方公共団体における行政分野ごとの事務執行上の課題と対応について
- ・東京一極集中の状況等について
- ・都道府県域を超えた広域単位での連携に関するヒアリング

○令和7年4月23日 第6回研究会

- ・論点整理

○令和7年5月26日 第7回研究会

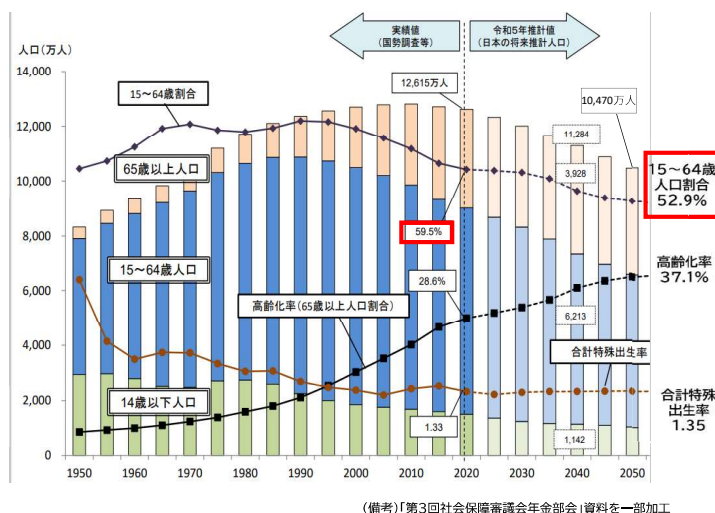
- ・持続可能な地方行財政のあり方に関する報告書（素案）について

○令和7年6月16日 第8回研究会

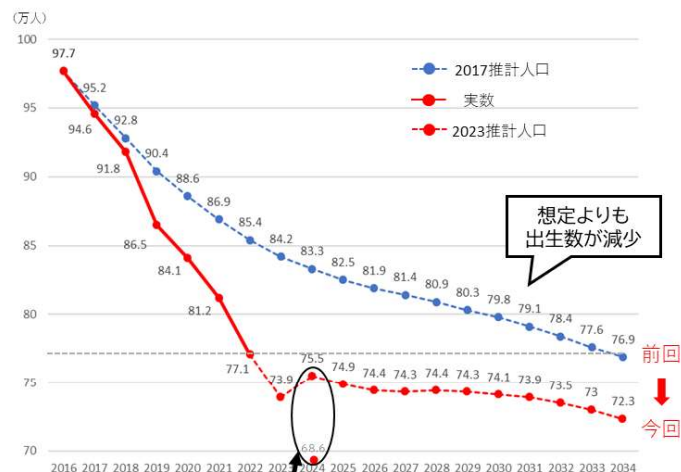
- ・持続可能な地方行財政のあり方に関する報告書（案）について

- 日本の人口は、2023年時点の推計で、2020年(12,615万人)から**2050年(約10,470万人)**にかけて**約2,150万人減少**の見込みであり、生産活動を中心となって支える**15～64歳の人口割合は、約7%減少し52.9%**となる見込み。
- **出生数は想定を上回るペースで減少**しており、今後、**労働の中核的な担い手が急速に減少**することが見込まれる。

■日本の将来人口推計(実績と推計)



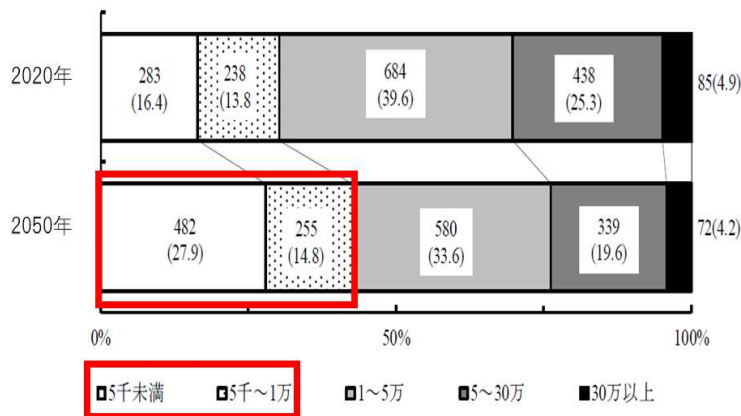
■日本人の出生数の動向(実績と推計)



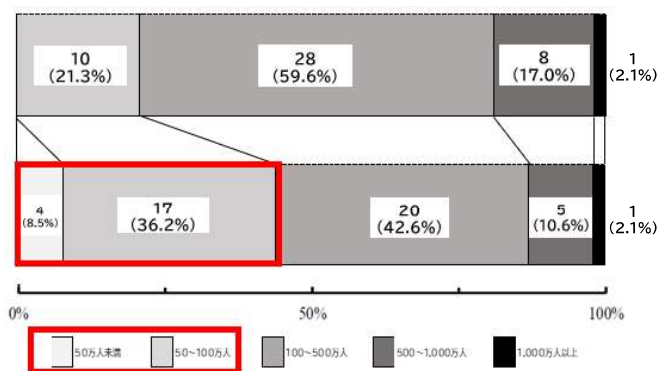
地方公共団体の将来の人口規模

- 約30年後の2050年には、**人口1万人未満**の市区町村が約13%増加し、**40%を超える見通し**。
- また、都道府県のうち**半数近くの21県**で、総人口が**100万人未満**になり、うち**4県は50万人未満**になる見通し。

◇ 2020年と2050年における総人口の規模別にみた市区町村数と割合



◇ 2020年と2050年における総人口の規模別にみた都道府県数と割合

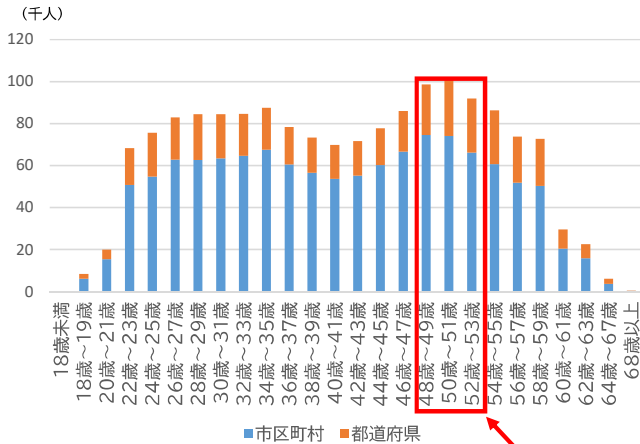


(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」

地方公共団体における経営資源の制約

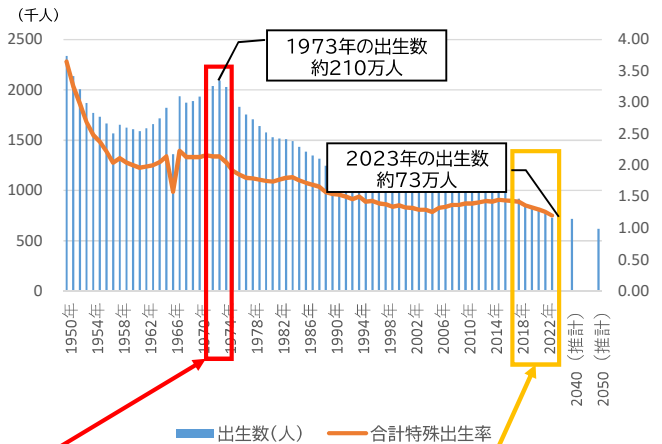
- 地方公務員数は団塊ジュニア世代が相対的に多く、山となっているが、**2040年頃には団塊ジュニア世代が退職する一方、入庁が見込まれる20代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の3分の1程度となる見通し。**

都道府県及び市町村の年齢別職員数(2023年)



(出典)総務省「令和5年地方公務員給与実態調査」

出生数と合計特殊出生率の推移



(出典)2023年までは厚生労働省「人口動態統計」、2040年及び2050年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」における出生中位・死亡中位仮定による推計値

団塊ジュニア世代

団塊ジュニア世代が定年退職後に20代前半となる層

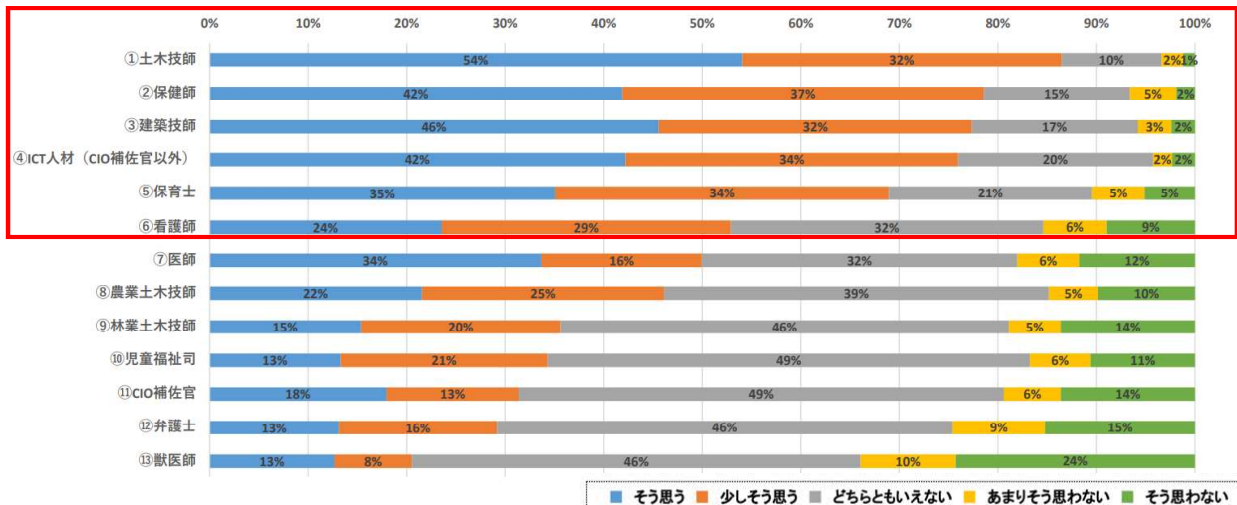
人材確保に関する課題認識

- 地方公共団体においては、**土木技師、保健師、建築技師、ICT人材(CIO補佐官以外)、保育士、看護師等の専門技術職の確保について課題を感じている。**
- **技術職員の採用については、約半数の市町村で「応募がほとんどない」状況。**

■地方公務員行政に関する地方公共団体へのアンケートの結果

(※)全国1,011団体(都道府県47団体、指定都市20団体、市区町村944団体)が回答。

問 以下の専門職、技術職について、それぞれ人材・体制確保に関して大きな課題があると思うか。



(出典) 総務省 第4回 ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会資料「地方公務員行政に関する自治体アンケートの結果について」

■市町村における技術職員の採用に係る調査結果

○**技術職員採用**の課題について、調査対象市町村のうち**約半数の市町村が「応募がほとんどない」と回答**

- ・募集しても、**応募がほとんどない** ……**4.7%**(45市町村)
- ・応募があっても辞退、採用しても数年で転職し定着しない …… **9%**(9市町村)
- ・採用してもキャリアパスを形成できない …… **7%**(7市町村)

(出典)国土交通省 技術職員の不足する市町村への支援に関する調査結果(47都道府県、95市町村への調査(令和4年10~11月実施))を基に事務局作成

地方公共団体における行政需要の多様化・複雑化等

- 近年、地方公共団体においては、**人口減少に対処するための事務が増大**しているほか、**社会情勢の変化**に伴い、**行政需要が多様化・複雑化**している。

■人口減少に対処するための事務の増大

- ・少子化対策(保育サービスの充実等)
- ・移住・定住対策
- ・空き家対策
- ・地域交通の維持・確保対策
- ・商業施設の撤退に伴う買い物難民対策

<近年新たに策定に関する条項が追加された計画等の例>

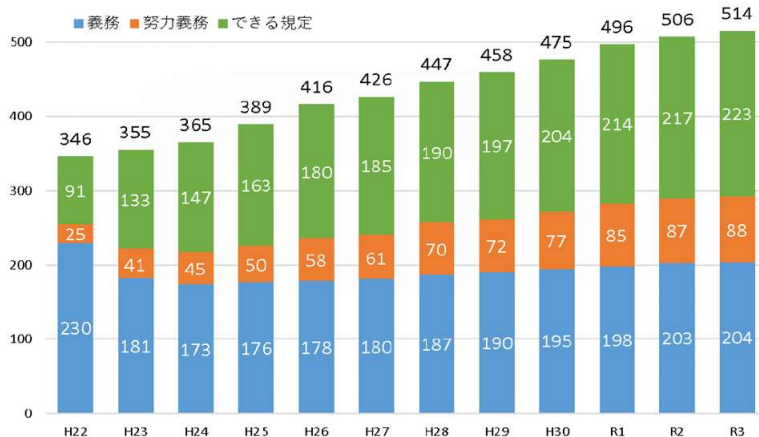
- ・こども基本法(R5.4施行)に伴う都道府県・市町村こども計画
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(R4.4施行)に基づく再商品化計画
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律(R元.10施行)に基づく食品ロス削減推進計画
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法(R6.1施行)に基づく都道府県・市町村認知症施策推進計画

■社会情勢等の変化に伴う行政需要の多様化・複雑化

- ・カーボンニュートラル、公共施設のゼロカーボン対策
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・不登校児童・生徒の増加に伴う対策
- ・単身高齢者等の増加に伴う孤独・孤立対策、認知症対策
- ・訪日外国人の増加に伴うインバウンド受入施策
- ・在住外国人との多文化共生施策
- ・高度経済成長期に整備したインフラの老朽化対策

(注)地方公共団体への聞き取り等による

■計画等の策定に関する条項数の推移

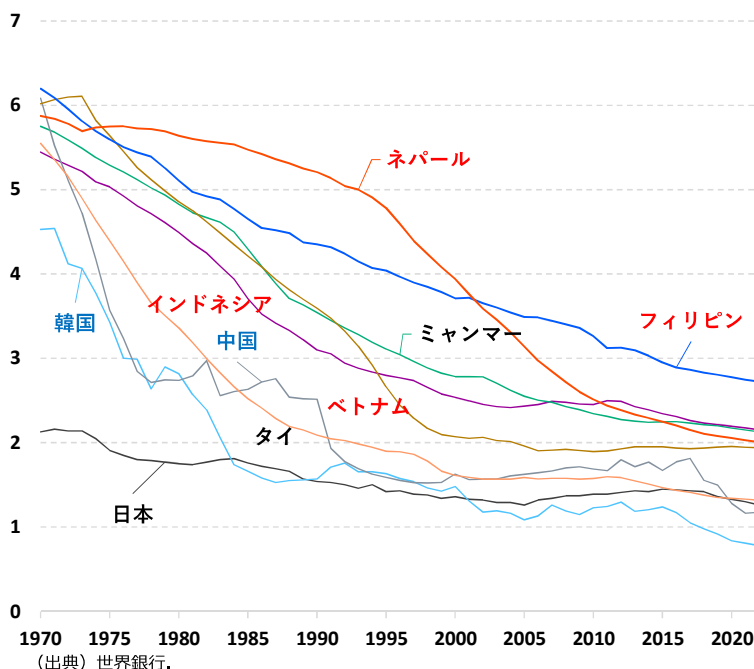


(出典)効率的・効果的な計画行政に向けて(令和5年2月20日)地方分権改革有識者会議

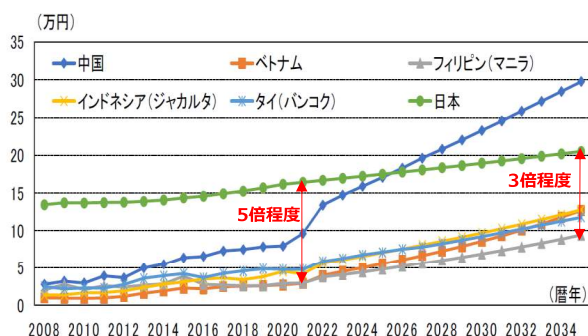
アジア諸国の合計特殊出生率の推移及び賃金の比較

- 日本における外国人労働者は、**アジア諸国からの労働者が約4分の3**を占めている。
(ベトナム25.3%、中国19.4%、フィリピン11.1%、ネパール7.1%、インドネシア5.9%等)
(厚生労働省「外国人の雇用状況」の届出状況まとめ(R5.10末時点))
- **就業先として日本と競合する韓国や中国においても合計特殊出生率が低下し、労働力需要が高まる一方、労働力の主な供給源である東南アジア諸国等においても、合計特殊出生率は低下しており、供給力は減少。**
- 日本の**賃金上昇率は低く、アジア各国との差は縮まりつつある。**

○アジア諸国の合計特殊出生率の推移



○日本の技能実習生の賃金とアジア工員の賃金相場



- ・2026年には中国の賃金が日本を超える想定
- ・東南アジア各国は当面日本を超えることはないものの、2021年に日本が5倍前後だった賃金は2035年には3倍程度と差が縮まる

(注) 一般工員の月給。22年以降は日本経済研究センター試算
(資料) ジェトロ「アジア主要都市の投資コスト比較」

(出典) 富山、田中、下田、「日本への出稼ぎ労働者、2032年に頭打ち」、公益社団法人日本経済研究センター、2022-11-15

地方公共団体の各事務における主なデジタル技術の活用状況①

参考資料 4

○ 各事務においてデジタル技術の導入等により、**一定の業務効率化の効果**が生まれている。一方、全国的には**導入率等が低く、業務時間削減効果も地方公共団体全体の業務からすると部分的**(※)といった課題もある。

(※) 一般的な職員1人当たり年間労働時間：約2千時間

事務の例(活用場面等)	デジタル化の種類	業務効率化内容	○地方公共団体の取組効果例、●全国の導入率等
1. 申請等受付、証明書交付 (住民窓口での手続、図書館貸出予約、施設予約等)	①オンライン申請 ②コンビニ交付(キオスク端末) ③書かない窓口	①住民との対面対応が不要、 電話受付対応が減少 ②住民との対面対応、交付処理作業が不要 ③記載の不備がなくなり、修正作業が減少	<手続のオンライン化> ●子育て・介護26手続の 全国のオンライン申請利用率は1.0% ●全国での パスポートの切替申請の利用率は31% <書かない窓口> ○年間約36,000件の手続を受け付け、職員の 作業時間1,950時間を削減 ● 全国での導入率は30.3%
2. 通知、お知らせ (子育て関連、職員向け等)	①電子通知	①発送作業が不要	○庁内職員向け通知物のデジタル化により従来より通知 業務処理時間を90%削減
3. 入力、打込み (反復的・定型的な作業、紙の申請書等の受付後作業等)	①RPA ②AI-OCR	①手作業での入力が不要 ②手作業でのデータ化が不要	○保育園の入園申請受付業務で、電子申請の導入及び申請情報のシステムへの入力作業の RPAでの代替により年間2,090時間削減(削減率67.6%)
4. 審査、決裁 (形式的な確認、突合作業等)	①AI ②電子決裁	①書類の不備の自動検出により確認作業が減少 ②紙での持ち回りが不要	○支出命令伝票の不備をAIが自動検出する実証実験を実施し、 年間最大約1,600時間を削減 可能との見込み
5. 住民相談、面談 (福祉・介護、子育て、就労など専門的知見を要する分野等)	①リモート窓口 ②AI	①専門職員が支所等に出向くことが不要 ②相談内容に応じた資料の表示、相談録等の作成が不要	○児童相談の電話対応でのAI活用により音声が一括リアルタイムでテキスト化、自動で対応マニュアル等が表示され、相談から対応・記録作成まで 1件当たり約20分削減
6. 問合せ対応 (定型的、類似の質問が多い分野等)	①AIチャットボット	①簡単な質疑対応が減少	○AIチャットボット導入後の質問数月平均7,494件に対し回答率93.9%

地方公共団体の各事務における主なデジタル技術の活用状況②

事務の例(活用場面等)	デジタル化の種類	業務効率化内容	○地方公共団体の取組効果例、●全国の導入率等
7. 調整、打合せ、会議 (地方公共団体内、他団体や国との間等)	①コミュニケーションツール(ビジネスチャット) ②オンライン会議 ③AI	①電話やメールでのやり取りの減少、意思決定の迅速化 ②会議場所への移動が不要 ③議事録作成作業の減少	○電話やメールでのやり取りが減少し、 年間約5万時間削減(職員一人当たり11分/日削減) ○出先機関との会議のための最大1時間の移動が不要 ○会議の議事録作成作業において、 1回当たり3時間30分～6時間程度削減(75%削減)
8. 決済、納付 (証明書交付、施設利用料の支払い、納税等)	①キャッシュレス決済 ②eLTAX	①住民との対面対応や現金の取扱いが不要 ②納付書の仕分け作業、保管が不要	○申請～決済の電子化で 事務処理時間が実質33%減少 ○保育施設で現金の受領や銀行入金関係作業等がなくなり 1園当たり約60時間/月の業務時間を削減 ●全国での 固定資産税の納付は例年約2億件のうち、eLTAXでの処理は2,500万件強程度
9. 契約、補助金申請受付 (物品購入、公共事業、補助金手続等)	①電子契約 ②Jグランツ(※1)	①契約書の製本、メールや郵送等の作業が不要 ②メールや郵送等の作業が不要	○約50%が電子契約に置き換わっており、 契約1件当たりの作業時間が20分程度短縮 見込み ●Jグランツの活用により補助金申請受付等を行う 地方公共団体は41団体
10. マッチング (保育園入園事務等)	①AI	①選考作業等が不要	○延べ 約1,500時間 かけていた 数千人規模の入所希望児童の選考が、AI導入により数十分程度で完了
11. 報告、調査回答 (国からの照会対応等)	①一斉調査システム(※2)	①メールでのやり取り、エクセル様式等での回答が不要	●一斉調査システムによる各省庁から地方公共団体への 発出件数は年間2,861件
12. 現地調査 (災害被害状況調査、住民訪問調査、インフラ点検等)	①ドローン ②AI ③タブレット	①目視以上の広範囲の調査 ②画像解析により異常の有無を特定、調査の自動作成 ③紙資料の持ち出しが不要、カメラ・録音機能によりメモ作成が効率化	○ドローンによる自動航行機能とAIによる画像解析を併用することで、 7日程度かかっていた河川出水後の被災箇所把握が3日程度に短縮 ○介護認定の訪問調査へのタブレットの活用で、 調査からシステムへの結果入力までの時間が15分/件程度短縮 想定
13. 監視 (河川の水位等)	①監視カメラ、水位センサー ②AI	①災害時の河川監視のための拘束時間の減少、職員の長年の経験に依存しない	○河川監視カメラ・水位計などから得られるデータとAIを用いた河川管理の高度化に係る実証実験を実施

(※1) Jグランツ：補助金の電子申請を行うことができるシステム。国や地方公共団体が執行する補助事業で利用が可能

(※2) 一斉調査システム：全国の地方公共団体の担当者宛に都道府県を経由せずに一斉に通知・調査を発出可能なシステム

(備考) 各省庁や地方公共団体、事業者の公表HP等を基に事務局作成

共同処理等に係る取組状況(分野別)①

- 介護や保育分野においては、**介護認定**、**保育施設の広域利用**等を連携して行う事例が見られる。
- 一部の地方公共団体では、**介護保険料の賦課徴収**や**保育士等の人材バンクの設置**を行っている事例も見られる。

介護

<取組事例>

- **介護認定審査会を広域連合等で設置**。
(長野広域連合、宇城広域連合、有田周辺広域圏事務組合等)
- **医療機関・介護事業所等の情報をワンストップで検索できるシステムを運用**。(やまなし県央連携中枢都市圏)
- **在宅医療や介護の関係者による研修、連携会議を実施**。
(青森圏域連携中枢都市圏)
- **被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課徴収、介護保険事業計画の策定等の事務を共同処理**
(日高中部広域連合)
- **一部事務組合で介護老人福祉施設を運営**
(球磨郡公立多良木病院企業団)

介護に係る共同処理制度の活用状況

事務	件数	処理団体数
介護認定区分審査	297	1063
介護保険施設サービス	80	298
介護保険(上記を除く)	84	342

(注) 地方自治法上の事務の共同処理制度の活用件数(連携中枢都市圏に係る連携協約を除く)

保育

<取組事例>

- **病児・病後児保育施設・保育所等の広域利用**を推進。
(山形連携中枢都市圏、長野地域連携中枢都市圏、備後圏域連携中枢都市圏、松山圏域連携中枢都市圏、熊本連携中枢都市圏等)
- 圏域での保育士を対象とした**研修の実施**や**交流会の開催**。(岐阜連携都市圏、高梁川流域連携中枢都市圏)
- 保育所等での勤務を希望する潜在保育士等の情報を集約・提供する「**保育士等人材バンク**」を開設。
(西いぶり定住自立圏)
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の**指導監査に関する事務を共同処理**
(沖縄県中部広域市町村圏事務組合)
- **児童発達支援センターの設置及び管理運営**を一部事務組合で実施(君津郡市広域市町村圏事務組合)

(備考)総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」(R5.7.1現在)及び各団体のホームページ等を基に事務局作成

共同処理等に係る取組状況(分野別)②

- インフラの維持管理については、広域で**道路網に関する計画の策定**、**職員の派遣**等の取組が行われている。一部の地方公共団体では、団体の枠を越えた**道路の維持管理に係る連携**が行われている。
- 消費生活相談については、一部の地方公共団体において、**広域でのセンター設置**等の取組が行われている。

インフラの維持管理

<取組事例>

- **広域的幹線道路網構想・計画の策定**や連絡調整に係る事務を実施。(上田地域広域連合)
- 漏水調査の**新技術**(衛星画像をAI解析して漏水箇所を抽出)を**圏域市町で導入**。(岐阜連携都市圏)
- **中枢都市が技術職員を確保**し、不足する市町の状態を勘案しつつ**職員派遣**を実施。(広島広域都市圏)
- 除排雪のタイミングを国・県・市で調整し、**市道から出した雪を、国や県が手配したトラックで一斉に運搬**。(国土交通省・青森県・青森市)
- **3町内の県道の道路維持管理・除雪の一部を町に業務委託**。(鳥取県・日南町・日野町・江府町)

※道路に係る共同処理制度の活用状況
全国で11件(59団体)(注)

消費者行政

<取組事例>

- **広域連合で消費生活センターを設置・運営**し、必要な消費生活相談員を確保。(三重県鈴鹿市・亀山市)
- **県、市町村が同一のNPO法人へ消費者相談業務の一部を委託**。(鳥取県)
- **県と1市5町で広域消費生活センターを共同設置**し、5町への出張相談も含め、消費生活相談を実施。
(静岡県・加茂地区1市5町)
- 消費生活相談員の担い手不足の解消を目的に、**県が人材バンクを設置**し、県内市町村及び県の消費生活センターで勤務を希望する方の情報を登録し、市町村に情報提供。(埼玉県)

※消費生活相談に係る共同処理制度の活用状況
全国で82件(170団体)(注)

(注) 地方自治法上の事務の共同処理制度の活用件数(連携中枢都市圏に係る連携協約を除く)

(備考)総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」(R5.7.1現在)及び各団体のホームページ等を基に事務局作成

共同処理等に係る取組状況(分野別)③

- 情報システムについては、都道府県の支援による共同調達が行われているが、電子申請・納付システムや施設予約システム、ビジネスチャットツール等が中心であり事例は限られている。また、都道府県によって共同調達の実施数には差がある。

情報システム

市町村の情報システムと都道府県が支援した共同調達の例

[illegible]

○ 国は全国共通の基準や方針を作成。都道府県は市町村業務に係る協力や調整等、事業者等(地域密着型サービス事業者等を除く。)の指定等を実施。**市町村は、要介護者等の認定、地域密着型サービス事業者等の指定等、介護報酬の支払い、介護予防事業など幅広い業務を担っている。**

	計画策定	保険財政	要介護・要支援認定		③介護サービス等の提供事業者関係	④介護予防等
			①認定調査等	②介護認定審査会		
国	・基本指針の策定	・介護給付費・財政安定化基金の国庫負担	・調査基準の策定	・審査基準の策定	・介護報酬の算定基準の策定 ・介護報酬の区分支給限度基準額の決定 ・介護サービス事業者の命令等	・介護予防・日常生活支援事業の実施指針の策定 ・地域支援事業実施要綱の制定
都道府県	・都道府県介護保険事業計画の策定	・財政安定化基金の設置・運営 ・国民健康保険団体連合会の監督	・市町村が行う認定業務に係る必要な協力・援助	・市町村による介護認定審査会の共同設置に係る調整・助言 ・都道府県介護認定審査会の設置(市町村から委託されている場合)	・ 居宅介護サービス事業者の指定等 ・ 介護保険施設の指定又は開設許可等 ・ケアマネジャーの登録(登録・消除、登録試験の実施等)等	・市町村が行う地域支援事業に関する情報提供・支援
市町村	・市町村介護保険事業計画の策定	・保険料の設定、賦課・徴収	・ 要介護者・要支援者の認定調査	・ 介護認定審査会の設置・運営	・ 地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者の指定等 ・ 介護報酬の支払い	・地域支援事業 …介護予防・日常生活支援総合事業の実施 (サービス・活動事業、一般介護予防事業) …包括的支援事業の実施 (地域包括支援センター設置・運営等) …任意事業の実施 (介護給付適正化事業(ケアプランの点検)等)

※**地域密着型サービス**:要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(24時間地域巡回型訪問サービス)、小規模多機能型居宅介護(通い・泊まり・訪問の組み合わせ)など、**身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型**。原則として当該市町村の住民のみが利用可能。

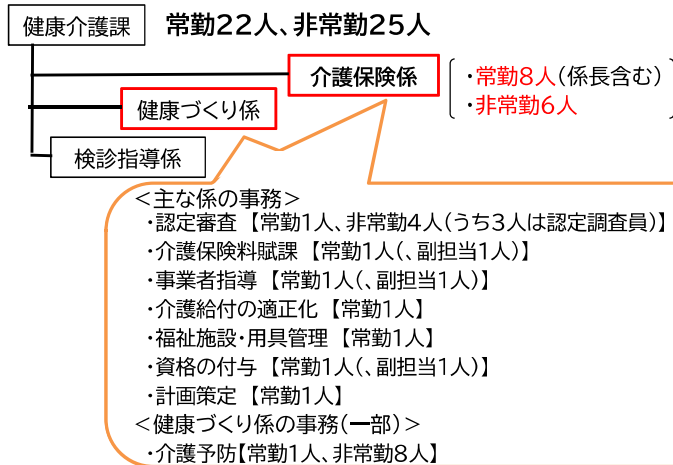
※**介護給付適正化事業**:受給者が真に必要なとするサービスを、事業者が過不足なく適切に提供していること等を確認するために実施するもの。

市町村の事務処理体制(介護保険)

○ 人口5万人規模の市では、認定審査、保険料賦課、事業者指導など各業務をそれぞれ**常勤職員1人**で対応している状況が見られる(認定調査については、**認定調査員(非常勤)**を確保し実施)。

○ 人口1,500人規模の小規模町村では、**介護保険関連業務の全てを常勤職員1人のみで担当**している。**認定調査を外部委託**しているほか、**介護認定審査会の設置・運営を広域連合により共同処理**している状況が見られる。

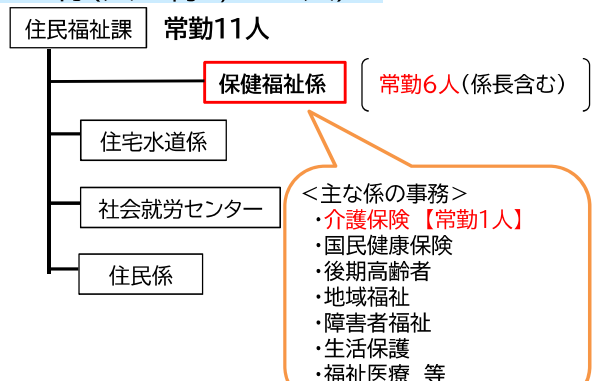
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 要介護者数:1,906人、要支援者数:535人、事業所数:78か所
- ケアマネジャー資格保有者を認定調査員として任用。年間調査数は1,200~1,300人、1人当たり所要時間は約1時間
- **介護認定審査会**は4合議体(委員各5人)を設置しA市として**週2回開催**
- ケアプラン点検は専門知識を有する者のいる**市外事業者へ委託**(市内に委託先がない)
- 介護予防は地域が主体で実施し、そのサポートを行う。一部委託により対応
- ※ 担当者の所感としては、単純に**業務量が多く(電話・窓口対応は一人当たり毎日2時間)、目の前の事務の処理に追われている状況。**

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 要介護者:82人、要支援者:16人、事業所数:3か所
- 認定調査は社会福祉協議会に委託。年間調査数は20人程度、1人当たり所要時間は約1時間
- **介護認定審査会の設置・運営は、広域連合**(15市町村で構成)において実施(週2回、10人程度の委員で審査会を開催)
- ケアプラン点検は著しい誤りがないか目を通す程度で実施
- 介護予防は地域が主体的に実施、必要に応じて事業者へ委託

業務の概況と課題(介護保険)

①要介護認定(認定調査等)

- 高齢化の進行により、認定申請数が増加。調査票の作成、事業者・住民からの電話対応のほか、医師や事業者とのやり取りなど**各業務の量が多く負担**となっており、デジタル技術を活用している例もある。一方、**身体機能・認知機能等の調査については、居宅訪問により対面で確認する必要がある**。
- 専門知識を有する**認定調査員の応募が少なく、確保が困難**となっている。

【業務の概況等】

- 調査員が**居宅訪問**の上、**本人・家族からの聞き取り等**を実施し、**身体機能・起居動作、生活機能、認知機能等について調査**。調査票を作成した上で、**主治医に意見書提出を依頼**。また、サービス利用者の認定情報を必要とする**事業者からの開示請求にも対応**。
- 調査には専門知識が必要なため、一般的に**ケアマネジャーの資格**を有する者が実施。また、**事業者への委託**を行っている市町村も見られる。
- 要介護(支援)認定者数は全国的に増加しており、制度開始時(平成12年)と比較して**2.7倍**となっている。
- 申請から決定までは30日以内と法定されているが、**全国的に超過が見られる**。(全国平均40.2日、超過団体数1,638団体)
- 調査員を**募集し続けているが、なかなか集まらない状況**。[一般市:約10万人]

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 広域化することでスケールメリットが生じており、調査員35人の**確保に支障は生じていない**。[広域連合(人口計35万人)]

<デジタルの活用>

※厚労省において、全国共通システム(介護情報基盤)の整備を予定している(次ページ参照)。

- タブレットとクラウドシステムを導入し、**現場での調査票作成が可能に**。[前橋市]
- 認定審査の進捗状況をWEB上で閲覧できる**仕組みの構築**、事業者からの認定情報開示請求のオンライン化 [鶴ヶ島市、東大和市]

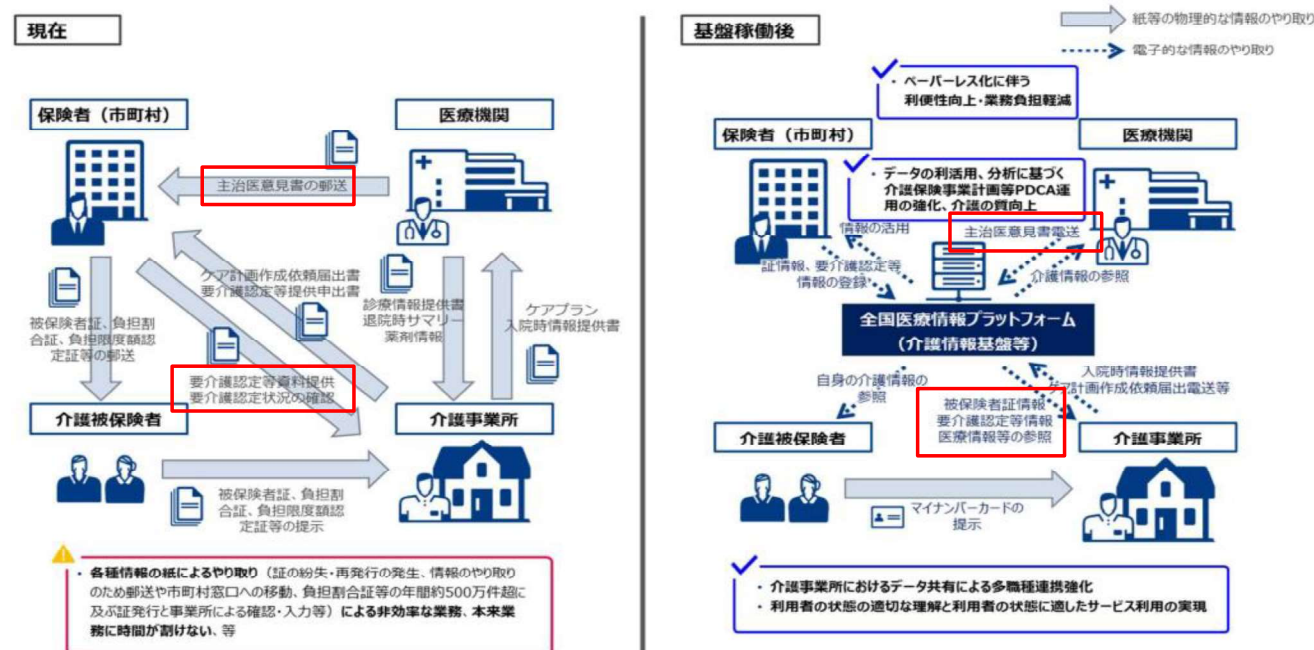
【課題解決が進まない理由・現状】

- 認定調査事務を**共同処理しているのは全国で36件、171団体にとどまる**。
- 人手が足りず、**共同処理について他団体と検討する余裕や、デジタルツールの導入を検討する余裕がない**。[町村:1万人未満]
- **デジタルツールは認定業務の一部分への導入に限られ**、認定業務全体としては効率化されたとは言い難い。[中核市:約30万人]
- 受託事業者も複数の地方公共団体から受託を受けており、**受けられる業務量に限界がある状況**。[一般市:約10万人]

介護情報を集約するシステムの整備

介護情報基盤の整備(厚生労働省において実施)

- 情報を集約し、介護サービス利用者、地方公共団体、事業者、医療機関による閲覧を可能とするもので、全国医療情報プラットフォームを構成するもの。令和8年4月の運用開始を目指して調整が行われている。



介護情報基盤上で主治医意見書を確認できるとともに、事業者からの認定の進捗状況の問合せ電話や認定情報の開示請求といった対応が不要となるなど、業務の効率化が図られる。

業務の概況と課題(介護保険)

②要介護認定(介護認定審査会)

- 医師、看護師、保健師、介護福祉士などの**委員の確保が困難**となっている。
- 一定規模以上の市町村では審査件数が多く、高頻度で開催しているため、**資料の準備等が負担**となっている。
- 半数以上の市町村(1,063団体)で介護認定審査会事務の共同処理が行われている。

【業務の概況等】

- 法律に基づき、委員は保健・医療・福祉の学識経験者から市町村長が任命。
- 調査票、主治医意見書を踏まえ、コンピュータによる一次判定、認定審査会による二次判定を実施して認定、通知。
- 地域の医師会などの**職能団体や個人に直接依頼**し、委員を確保。[一般市:約5万人]
- 10合議体(委員各4名)により**月10回程度開催。夜間の開催が多い**。[一般市:約10万人]
- 会計年度任用職員5名(週3勤務)が**資料作成の準備等に専任**。[一般市:約10万人]

※委員数は5人を標準として条例で定める数との旨が政令に規定されている。

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 介護認定審査会事務を共同処理しているのは全国で297件、1,063団体で他の介護保険業務より多い。
- 広域で委員の依頼を打診することができ、19合議体の計95名の委員の確保に支障は生じていない。[広域連合(人口計40万人)]

<デジタルの活用>

- **タブレット・オンライン会議システム**の活用により、**ペーパーレス・リモートで開催が可能**に。[常総市]

<事務の簡素化>

- 委員に対して事前に資料を共有して意見提出を依頼し、**意見が割れた案件のみを集中的に審議**する形式とすることで、介護認定審査会の開催時間を短縮(1回当たり1時間から15分程度に)。[鶴ヶ島市]
- 一次判定結果が前回の認定結果と同一である等の要件を満たす更新申請者については、**介護認定審査会で一括審査**することとし、審査を簡素化。[大川市]

【課題解決が進まない理由】

- 業務が忙しく、**共同処理について他団体と検討する余裕や、デジタルツールの導入を検討する余裕がない**。[一般市:約10万人]

業務の概況と課題(介護保険)

③介護サービス等の提供事業者関係(運営指導等)

- 中規模市町村では、事業者の**運営指導にかけられる時間が限られる**とともに、**指導の機会が少ない**ことから、**ノウハウが蓄積されにくい**状況。小規模市町村では**運営指導自体が実施できていない状況が見られる**。
- 指定市町村事務受託法人※に運営指導を委託している市町村もあるが、当該**法人が近隣に存在しない**ことが多い。

※ 都道府県が指定する法人(事業者に対する文書提出の求めや質問、照会等の業務(=運営指導)を受託できる法人で、9都府県にのみ存在(「独法」福祉医療機構のホームページより))

【業務の概況等】

- 地域密着型サービス事業者等については、指定権者である市町村が、厚労省が示すマニュアルに基づき、事業所に対して毎年度計画的に**運営指導**を実施。また、不正が疑われる場合は監査を実施。
- 地域密着型サービス事業者等以外の事業者については、指定権者である都道府県が運営指導等を実施。
- 域内の事業所数は20~30か所であり、指定の有効期間(6年)の間に一度は運営指導を行うことができるよう**年間3、4か所程度の事業所を訪問して運営指導**。[一般市:約5万人]
- 域内の事業所数は6か所、**人手が足りず、事業所を訪問しての運営指導はできていない**。[町村:1万人未満]
- 事業者から請求される介護報酬に関する事務は、各都道府県の国保連に委託。

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 広域で運営指導を実施することにより、**一定の指導機会を確保でき、ノウハウが蓄積**できている。[一部事務組合(人口計10万人)]

<都道府県による支援>

- 都道府県が事業者に対して運営指導を実施する際に、同行して**運営指導の方法を共有**してもらっている。[裾野市]

<事業者への委託>

- 指定市町村事務受託法人に**運営指導を委託**することにより、職員の事務負担を軽減。[伊勢原市]

【課題解決が進まない理由・現状】

- 地域密着型サービス事業者の指定・運営指導等を共同処理しているのは全国で34件、199団体にとどまる。
- 業務が忙しく、**共同処理について他団体と検討する余裕がない**。[一般市:約10万人]
- 先行する**委託事例や委託先となる指定市町村事務受託法人が近隣にない**。[一般市:約5万人]

業務の概況と課題（介護保険）

④介護予防等

④-1 地域支援事業のうち一般住民向けの予防の取組

- 介護予防の実施に必要な**専門知識を有する職員が十分に確保できない**状況もあるが、**現時点では委託先となる事業者が比較的多く、委託を行う市町村が多い。**
- 地域の実情に応じた取組であるため、市町村が実施すべきとの認識により**共同処理を行う市町村が少ない。**

【業務の概況等】

- 運動機能向上の体操教室、認知症予防のサロンなどを**実施**。介護事業者等への委託による**実施が多く見られる**。小規模市町村では、人手に余裕がなく地域の主体的な取組に委ねている場合も見られる。
- **一定の専門知識やノウハウを有する職員の確保が困難**な市町村も見られるが、特定の有資格者が必須ではないため、現時点で**委託先は比較的多い**。ただ、**将来的に介護事業者の余裕がなくなる中で委託先を十分確保できるか不安**。[一般市：約10万人]

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 専門知識を有する**人材の確保が容易**に。[一部事務組合（人口計15万人）]

<事業者への委託>

- 取組の大枠については、市で企画しているが、事業の実施・頻度など詳細の決定は**委託事業者で対応**している。[裾野市]

【課題解決が進まない理由・現状】

- 介護予防を共同処理しているのは全国で2件、8団体にとどまる。
- 介護予防教室等の実施頻度や内容は、**地区単位で住民とやり取りして柔軟に決定しており、市町村の責務という感覚が強く、取組内容に共通性が乏しい**ので広域化によって効率化が図られない。[一般市：約5万人]

④-2 地域支援事業のうちケアプラン点検

- ケアプランの点検を行うことができる**専門知識を有する人材の確保が困難**。
- 委託先でできる事業者が限定的であり、また、受託した**事業者も人手不足の状況が見られる**。

【業務の概況等】

- ケアマネジャーの資格を有する職員等が要介護者等の**ケアプラン**を点検し、事業者が適切なサービスを提供しているかについての確認を実施。
- 事業者へ委託する市町村もあるが、**委託先にケアマネジャー等の資格を有する者が必要で委託先は限られる**。

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- ケアプランの点検を行うことのできるケアマネジャーの**確保が容易**に。[一部事務組合（人口計35万人）]

<事業者への委託>

- ケアプランの点検を行うケアマネジャーを十分に確保できないため、**直営で実施することができない分は事業者へ委託**している。[裾野市]

【課題解決が進まない理由・現状】

- ケアプラン点検を共同処理しているのは全国で32件、184団体にとどまる。
- 業務が忙しく、**共同処理について他団体と検討する余裕がない**。[一般市：約10万人]
- **受託事業者も人手不足**であり、現時点以上の業務量を実施することができないと言われている。[一般市：約5万人]

介護保険事務全般に係る共同処理の例

福岡県介護保険広域連合 33市町村（圏域人口計約70万人）で構成

- 介護保険制度開始に当たり平成11年に設立。

【組織体制】

- ・ 本部と生活圏域ごとに設置した8つの支部で**介護保険事務のほぼ全て※を共同処理**。ごく一部の業務のみ構成市町村が担う。 ※ **計画策定、認定調査、審査会運営、事業者の指定・指導、介護報酬の支払、保険料の賦課・徴収、地域支援事業（一部）など**

・本部：3課33名。介護保険料の決定、介護給付費の支払い等、介護保険事業全般の管理業務を実施。

・支部：8支部164名（認定調査員89名を含む）。認定・調査、給付限度額の管理等、主に介護保険の認定と給付に関する業務を実施。

【各事務の概況】

- ・調査・審査会：審査会は88合議体（委員：5名）で**年間で合計1,500回ほど開催**。認定調査員、審査会委員の確保に概ね課題は無く、業務が回らない状況にはない。
- ・事業者指導：専門の係を設置し、517事業所のうち**年間100件程度の運営指導を実施するためノウハウが蓄積**され、必要に応じて監査も実施。
- ・介護予防：要支援者等を対象とした取組は広域連合が実施しているが、一般住民向けの体操教室や認知症カフェなど**地区単位で住民とやり取りして柔軟に決定する必要があつて共通的な部分が少ないものは構成市町村が実施**。

多くの介護保険業務を共同処理することで、調査員や審査会委員等の**人材の安定的な確保**が可能となるとともに、処理件数の増加による**ノウハウの蓄積が可能**となるなど**スケールメリットが発揮**されている。

- 市町村は、資格管理、保険料の決定・賦課・徴収に加え、保健分野の実施計画策定や特定健診・保健指導等の事業実施など、多様な業務を担っている。財政運営については、平成30年改正により都道府県が責任主体となった。
- 都道府県ごとに、保険者(都道府県、市町村等)が**国保連**(国民健康保険団体連合会)を設置。国保連は、保険者からの委託を受けて医療機関への給付を行うほか、**データ分析支援や計画策定支援等の市町村への支援**を行っている。

	財政運営・計画策定	①資格管理	②保険料の決定・賦課・徴収	③保険給付	④保健事業	
					計画策定	実施
国	・都道府県に国庫負担金の支払、調整交付金等の交付				・国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の策定 ・市町村計画策定支援等	
都道府県	・ 財政運営の責任主体 ・都道府県国民健康保険運営方針※1の策定	・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	市町村に対し、必要な助言・支援	市町村に対し、必要な助言・支援
国保連		・保険者事務共同電算処理	・ 市町村向けに算定支援システムの提供等	・医療機関からの請求に基づき、給付実施。市町村に費用を請求。 ・レセプト点検の支援	・ 計画策定支援等	・特定健診・特定保健指導に係る費用の支払い及びデータ管理 ・ データ分析支援等
市町村	・国保事業費納付金を都道府県に納付	・資格を管理(資格確認書の発行等)	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 賦課・徴収	・保険給付の決定 ・窓口負担減免等	・ 保健事業の実施計画(データヘルス計画※2)の策定	・ 特定健診・特定保健指導の実施 ・ 保健事業の立案・実施

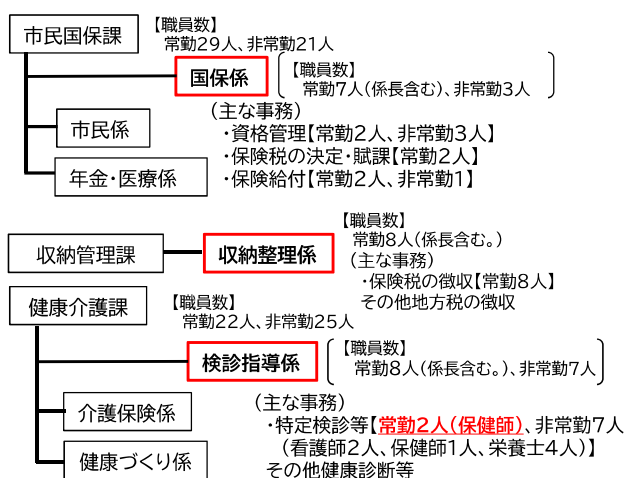
※1 国民健康保険事業の都道府県内の統一的な運営方針。市町村の意見や国保運営協議会の議論を経て、保険料の標準的な算定方法や事務の効率化、標準化、広域化に係る事項等を記載

※2 厚生労働大臣が策定する「保健事業の実施等に関する指針」に基づき、市町村及び組合において策定する、健康・医療情報を用いて効率的な保健事業を行うための計画

市町村の事務処理体制(国民健康保険)

- 人口5万人規模の市では、認定審査、保険料賦課など**各業務を分担**して行っているほか、保険税の徴収や保健事業で類似の業務(税の徴収や他の検診)と共に**集約的に実施**している状況が見られる。
- 人口1,500人規模の小規模町村においては、**資格管理、保険料の決定・賦課・徴収及び保険給付を常勤職員1人のみ**で担当している。保健事業については、保健師2人で実施している。

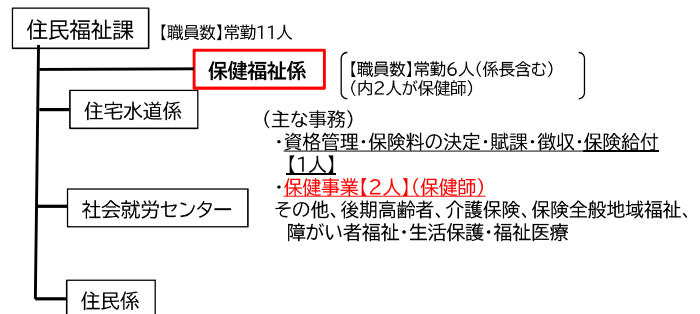
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 被保険者数:約10,000人(R4)、特定健診対象者:約7,500人(R4)
- 計画の策定や補助金の申請等の事務負担を正規職員が引き受けているため、**正規職員が保健指導を行うことができず、ノウハウが蓄積されない**。実際に保健指導を行うのは主に会計年度任用職員であるが、**保健師の人材確保**が課題。

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 被保険者数:約300人(R4)、特定健診対象者:約200人(R4)
- 滞納された保険料の徴収は、税務課と合同で実施。難しい事例は年に数件生じる程度。
- **人員が少なく**、保険給付の返戻の事務等、**件数が少ない事務が発生した際に**、対応方法を全て1人で調べる必要があるため、**対応に苦慮**している。

業務の概況と課題(国民健康保険)

①資格管理

- 本人の申請に基づき、加入・脱退等の被保険者資格の管理を行うが、転職等の際、住民から迅速に加入・脱退申請がなければ、**市町村側で即座に把握することが難しく、保険料の二重徴収等・還付対応等**が生じている。

【業務の概況】

- ・住民の転入・転出や転職等に伴い、**本人の申請に基づき**、職員が国保への加入や脱退等の資格管理を実施(5万人規模の市で年間約8千件程度)

【事務処理上の課題】

- ・転職等の際、本人が国保からの脱退手続等を行わない場合、誤った保険料徴収や保険給付が発生し得る。(保険料の二重徴収等があった場合、**還付等の後続手続が発生**)
- ・オンライン資格確認の開始により、社保への切り替え後には、国保情報集約システムから重複加入者のデータが把握できるようになった。
- ・一方、市町村がデータを把握するまでの期間(長い場合は2～3か月)は、なお二重徴収等に係る還付等の対応が必要。

【課題解決に向けた取組】

- **脱退等**に係る**申請のオンライン化**により、住民が来庁することなく申請することを可能とし、**脱退等に係る手続を促進**
→ 窓口受付件数の減少 **約400人/年**(古賀市)

<取組を進めるに当たっての課題>

- 住民の認知度を向上させる必要

③保険給付

- 国保連への給付費として、毎月、各市町村が個別に支払。**支払件数が多く、県から国保連へ直接支払う工夫例もあるが、全国的には半数に満たない(18県/47県)(R3)。**
- 毎月発生する高額療養費支給の**審査事務等が負担。**

【業務の概況】

- ・都道府県からの交付金を原資に、保険医療機関の診療報酬等の給付費(7割分等)を市町村から国保連へ支払
- ・様々な減免事由に照らし、窓口負担減免等を**審査・決定**。高額医療費支給手続等についても、**申請に基づき、毎月審査・決定。**

【事務処理上の課題】

- ・5万人規模の市では、**年間100件**の国保連への**支払事務**
- ・5万人規模の市では、同一の者からの申請も含め、**毎月250～300件**の高額医療費支給手続の**審査事務が発生**

【課題解決に向けた取組】

- 都道府県から国保連への給付費を直接支払(石川県等)
 - ・都道府県から市町村への交付金の収納事務を、**市町村から国保連に委託し、都道府県から国保連へ一括支払が可能に**
→ **市町村の収納・支払事務が解消**(全国実施状況 18県/47県)(R3)
- 高額療養費支給申請手続の簡素化(愛知県等)
 - ・マイナ保険証を利用しない者において、通常毎月必要な**申請及び審査**について、その省略が可能となる要綱改正を実施
※ マイナ保険証利用者等は毎月の申請及び審査は発生しない
 - ・**県は要綱の改正例の作成等**を通じ、**各市町村の制度化を促進・支援**(全国実施状況 6県/47県)(R3)

業務の概況と課題(国民健康保険)

②保険料の決定・賦課・徴収

- 都道府県が示す標準保険料率を参考に保険料率を決定し、個々に保険料を賦課するが、保険料の算定方法が都道府県単位で統一されていない場合、**各市町村で個別に算定する必要がある**。保険料統一に向けた動きは**全国的には道半ば**。
- 保険料の**納付勧奨や滞納整理**に人員やノウハウが不足する中、**一部事務組合等による共同処理の例は、全国的には少数**。

【業務の概況】

- ・都道府県が示す標準保険料率を参考に各市区町村が**保険料率を決定の上、個々の住民に対して保険料を賦課**
- ・保険料徴収では、職員が滞納者に対して、**財産調査や差し押さえ等**を行う(保険料方式:国保担当課、保険税方式:税務担当課が実施)

【事務処理上の課題】

- ・保険料の算定方法が県内で統一されていない場合、各市町村において**個別に保険料を算定する事務負担**が発生
- ・滞納整理では個別居宅訪問等が必要で、**人員やノウハウが不足**(中規模団体以上では対象者も多数)

【課題解決に向けた取組】

- 保険料水準の完全統一(奈良県等)
 - ・県が主導し、県内市町村の保険料統一に向けた合意形成を図り、**R6から完全統一**を実現。
→ **保険料算定の事務負担が軽減**
 - ・保険料水準の統一化の過程で、**事務の標準化も推進**

(取組の一例)

H24	H27	H28	H29	H30	R6
国保の県単位化を市町村に提案	県が財政運営主体となる改正法成立(H30施行)	県単位化の方向性について合意	県単位化の制度設計について合意	改正法施行により県が財政運営主体に	保険料水準の完全統一化

出典:財政制度等審議会地方公聴会資料「奈良県における国保改革等の取組について」(令和元年5月13日)を基に事務局作成

<取組を進めるに当たっての課題>

- ・保険料統一に係る**全国的な進捗状況は道半ば(完全統一を達成した県は2県/47県)**

【課題解決に向けた取組】

- 滞納の未然防止のための事務を共同処理(奈良県)
 - ・保険料(税)納付を勧奨するため、収納コールセンターを**国保連に設置**
 - ・SMSによる納付勧奨などの定型業務を**国保連が実施**
→ 定型的な業務を一括して実施することで効率化
(全国実施状況 1県/47県)(R3)
- 徴収事務を共同処理(高知県等)
 - ・複数の団体で構成する滞納整理機構において、地方税とともに、滞納者から**徴収困難なケース**についてを**共同処理**。
→ 各市町村から職員を派遣し、ノウハウを派遣元に持ち帰ることで、人材確保・育成に寄与する取組もあり (全国実施状況 6県/47県)(R3)

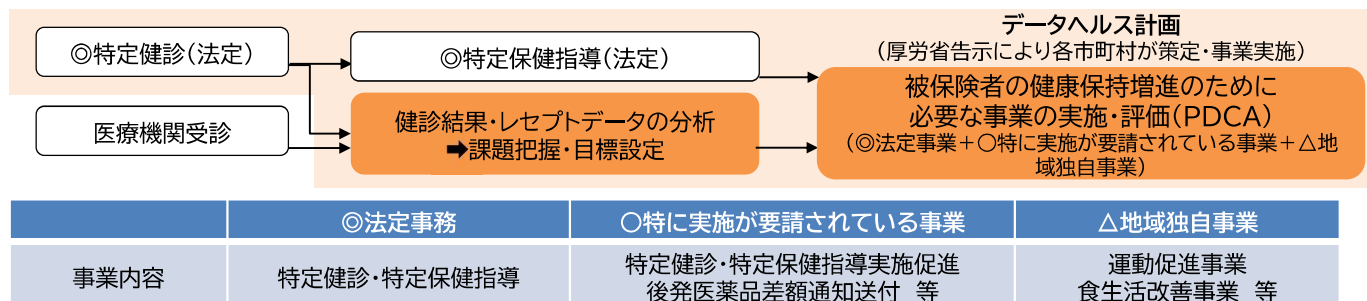
業務の概況と課題(国民健康保険)

④-1 データに基づく保健事業の実施

- 健診結果やレセプトデータの分析など専門性の高い業務は、特に小規模市町村における体制構築が難しい。
- データ分析を踏まえて行う**地域の健康課題に応じた独自事業が実施できていない**ケースも見られる。

【業務の概況】

- ・ 特定健診結果や診療報酬明細書等のデータを分析して把握できた、**地域独自の健康課題・医療費の課題解決**に向け、**定量的な目標を設定の上**、当該地域課題に応じた**保健事業を立案・実施・評価**して、PDCAサイクルを回す。
- ・ 市町村は一連の内容を**データヘルス計画**(6年に1回策定)に記載する。



【事務処理上の課題】

- ・ 保健指導等を行う**保健師がデータ分析・計画策定等の事務作業も担っている等**、**リソースがひっ迫している市町村もある**。
- ・ **小規模団体**を中心に、全国的に実施される法定事務(◎)や特に強く実施が要請されている事業(○)の実施で手一杯となっており、データ分析を踏まえた**地域独自の健康課題等に応じた事業(△)の立案・実施ができていない**。

<データ分析支援(埼玉県国保連等)>

- ・ 健康情報などの各種統計情報を活用した**データ分析ツールの提供**や**市町村の要望に応じた個別データ分析**を実施

<計画上の目標値設置の支援(滋賀県等)>

- ・ データヘルス計画策定・評価に当たって**必要なデータを、国保連が幅広く分析の上、各市町村に提供**
- ・ 計画策定時に設定する目標値等について、あらかじめ**県主導で市町共通の数値を示すことで市町の事務軽減**

業務の概況と課題(国民健康保険)

④-2 特定健診

- 対象者への健診の受診勧奨を行うが、都市部団体等では、**未受診者への個別勧奨が負担**。勧奨業務のうち**定型的な業務は共同実施等**で対応する例がある。

【業務の概況】

- ・ 40歳～75歳の被保険者・被扶養者を対象にメタボリックシンドロームに着目した**特定健康診査**(年1回)を実施
- ・ 健診受診を促すため、保健師・事務職員が電話・はがき等によって**個別に受診を勧奨**している。
(法により保険者は健診実施義務あり。被保険者等の受診義務はなし。)

【事務処理上の課題】

- ・ 受診率の全国目標値が示され、交付金の算定指標に受診率が含まれるため、**受診率向上のため何度も受診勧奨を実施**
- ・ 特に架電等を外部委託していない**都市部の団体等**においては、**受診対象者に比例し、事務量が多い**。

【課題解決に向けた取組】

- 受診勧奨はがきの作成・発送の**共同実施(奈良県)**
- ・ 県・国保連が受診勧奨はがきの発送対象基準を設定し、対象者に送付。取組参加**市町村は、対象者に誤りがないか、国保連から送付される対象者リストの確認等を実施**する。

<取組を進めるに当たっての課題>

- ・ **被保険者の受診は任意**であるため、**勧奨主体にかかわらず、受診勧奨施策全般の効果に限界**を感じている団体もある。

④-3 特定保健指導

- 特定健診結果に基づく対象者への保健指導について、**きめ細かな継続的指導**が必要だが、外部委託できず市町村が行う場合、**保健師等の不足が深刻**。国保連が**退職保健師を確保・派遣**する例が見られる。

【業務の概況】

- ・ 特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームのリスクがある者に対して、**保健師等が個々の状況に応じたきめ細かな支援を実施**。初回支援で実施する面接では行動計画・目標を策定し、**その後も6か月間フォローアップし、継続的に支援**する。
(法により保険者は指導義務あり。対象者は指導を受けることが推奨)

【事務処理上の課題】

- ・ 医療機関等に外部委託せずに**直営**で実施している市町村では、特に**面接による特定保健指導(一人当たり20分以上)**を実施する人材(保健師等)が**不足**している。

【課題解決に向けた取組】

- 退職保健師等の市町村派遣(39都府県国保連で実施)
- ・ 国保連が、**行政機関・医療機関等を退職した保健師等を市町村に単発的に派遣し**、特定保健指導の電話勧奨、特定保健指導、健康相談等の支援を実施。保健師等の育休時等に活用。

<取組を進めるに当たっての課題>

- ・ **派遣する保健師等も不足**してきている。
- ・ 法律上の実施義務主体や特定保健指導に係る国庫補助の対象は市町村とされるほか、保健師業務は多岐にわたるため、**都道府県等が市町村の特定保健指導を支援するために保健師を直接確保するインセンティブが弱い**。

- 都道府県は国が定める基準を踏まえ、養護老人ホームの設備・運営に関する基準(条例)を定めるほか、市町村に対する援助等を行うこととされている。
- 市町村は、養護老人ホームへの、入所措置に関する事務(入所相談対応、調査、入所判定委員会等)に加え、養護老人ホーム等の措置費に係る算定及び算定基準の改定など、多様な業務を担っている。

	計画策定	施設の設置	入所措置	措置費の算定	運営指導
国	・老人福祉計画の目標を定めるに当たって参酌すべき基準の策定	・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(省令)の策定	(措置事務に関し、市町村に対する技術的助言を行っている。)	(措置費改定に関し、市町村に対する技術的助言を行っている。)	・老人福祉施設指導監査指針の策定
都道府県	・都道府県老人福祉計画の策定	・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(条例)の制定※1 ・養護老人ホームの設置 ・養護老人ホームの設置に係る届出の受理・認可※2	・市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供 その他必要な援助等	・市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供 その他必要な援助等	・養護老人ホームに対する改善命令等
市町村	・市町村老人福祉計画の策定	・養護老人ホームの設置	・入所措置 ・入所相談対応 ・対象者の調査(心身の状況、生計の状況等) ・入所判定委員会における入所措置の要否の判定	・養護老人ホーム等の措置費に係る算定 ・同算定基準の改定	

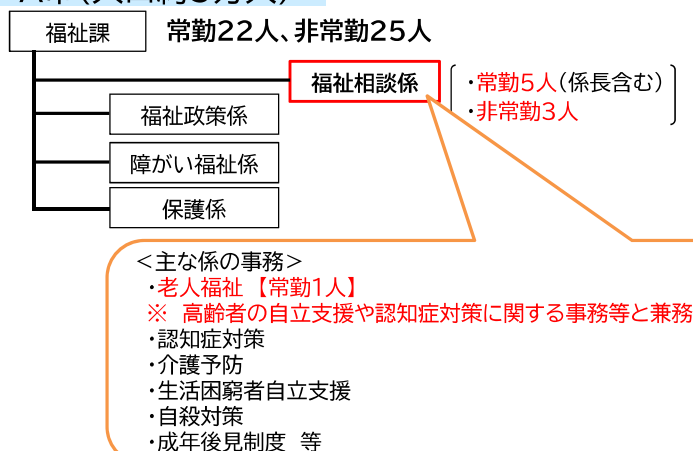
※1 養護老人ホームに配置する職員及びその員数、居室の床面積、運営に関する事項であって、入居する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に関連するものとして厚生労働省令で定めるものについては、国が定める基準に従い定めるものとし、入所定員については国が定める基準を標準として、その他の事項については国が定める基準を参酌することとされている。

※2 市町村又は地方独立行政法人が設置する場合は届出の受理、社会福祉法人が設置する場合は認可。

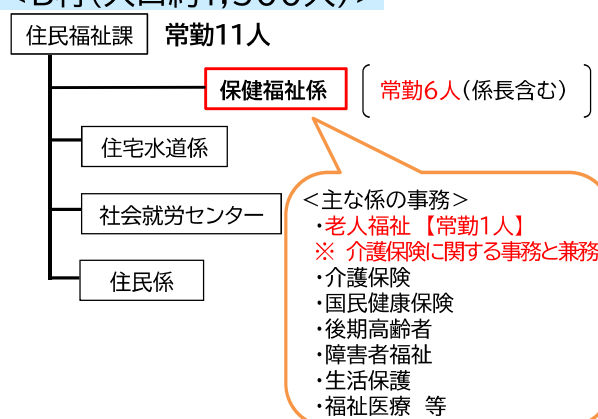
市町村の事務処理体制(老人福祉施設(養護老人ホーム))

- 人口5万人規模の市でも、人口1,500人規模の小規模町村でも、老人福祉に関する事務を専任とする職員はおらず、他の業務と兼務しながら対応している。
- 養護老人ホームへの入所措置者の数は非常に少ない一方で、対象者が現れた場合に備えた入所判定委員会の委員候補者の選定や予算の確保のほか、措置費の算定基準の改定などの事務を行っている。

<A市(人口約5万人)>



<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 基本的に介護保険制度に基づく老人福祉施設(特別養護老人ホーム等)に入所するケースがほとんどであり、養護老人ホームへの入所措置を行うケースは少ない(A市では、令和6年まで入所措置者が1名いたが、現在は0名)。
- A市 入所者数:0人、養護老人ホームの施設数:0か所
- B市 入所者数:2人、養護老人ホームの施設数:0か所
- 入所判定委員会は、養護老人ホームへの入所申請があった都度開催するが、入所申請の有無にかかわらず、委員の候補者の選定や予算の確保をあらかじめ行っておく必要がある。委員の候補者は、県職員や医師、社会福祉法人の代表等から選定する。
- 養護老人ホームへの入所措置者は非常に少ない一方で、入所判定委員会の委員候補者の選定や予算の確保のほか、措置費の算定基準の改定等の事務を行わなければならない負担となっている。

業務の概況と課題(老人福祉施設(養護老人ホーム))

- 養護老人ホームの措置費については、市町村が自ら算定基準を改定する負担が大きく、国から参考情報の提供等がなされているが、改定が十分に行われていない場合がある。
- 適切な措置費水準の確保や、市町村の事務負担の軽減のため、社会経済情勢に応じ共通して改定すべき事項や、地域の実情を反映すべき事項について、都道府県が広域的な観点からの助言・支援を行う事例もあるが、限定的なものとなっている。

【業務の概況】

- 市町村が、在宅での生活に支障のある65歳以上の者について、心身の状況や環境を総合的に勘案し、養護老人ホームへの入所措置を決定する。措置決定に際しては、市町村職員が、対象者の介護の必要性等を調査した上で、入所判定委員会により審査。
- 養護老人ホームは、都道府県、市町村又は民間事業者が設置し、入所者への措置を行った市町村からの措置費等を収入として運営。(設置状況:全国922件(うち約9割は民営)(R5年10月現在))
- 三位一体の改革により、養護老人ホームの運営財源は国庫負担から一般財源(実際の被措置者数を反映した交付税措置あり。)とされた。従来、入所者生活費や事務費等に対する措置費の水準を国が定め、改定を行っていたが、これ以降は、国が助言として示した水準(H18指針※1)や通知を参考に、介護報酬の改定や消費税率の引上げ等に関連した社会経済情勢や、施設の収入状況や周辺の介護保険サービス従事者の給与水準等を考慮し、市町村が措置費の算定基準の改定を行っている※2。

※1 「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)

※2 介護報酬については、原則、3年に1回の頻度で改定される。

【事務処理上の課題】

<養護老人ホーム等の措置費に係る支弁額等の改定>

- 物価高騰や職員の処遇改善への対応のため、全国で適切な措置費の算定基準の改定が求められるが、市町村独自に基準を改定する負担が大きい。国の指針は平成18年以降改定されていない一方、近年、介護報酬改定等に伴い市町村の措置費の算定基準改定を促す助言が行われているが、市町村において十分に改定が行われていない場合がある。
- 算定の事務については、主に養護老人ホームが所在する地方公共団体が行うこととされていることから、施設が所在する市町村と所在しない市町村によって事務負担に大きな差がある。

業務の概況と課題(老人福祉施設(養護老人ホーム))

【事務処理上の課題】

養護老人ホームにおける老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況(R6.4.1時点)

(市町村数)

	R4年度介護報酬改定による処遇改善	R6年度介護報酬改定による処遇改善	自治体独自の改定	
			事務費	生活費
支弁額等の改定実施済み	636 (79.9%)	47 (5.9%)	83 (10.4%)	51 (6.4%)
支弁額等の改定を実施する見込み	15 (1.9%)	314 (39.4%)	—	—
他施策の活用や独自財源・独自基準により一定の対応を実施等	13 (1.6%)	47 (5.9%)	28 (3.1%)	9 (1.1%)
検討・調整中、施設との協議による未改定等	122※ (15.3%)	319 (40.1%)	—	—
支弁額等の改定予定なし	(※上欄に含む)	58 (7.3%)	500 (62.8%)	299 (37.6%)
当該項目未回答・不明	10 (1.3%)	11 (1.4%)	188 (23.7%)	437 (54.9%)

R4介護報酬改定による処遇改善が未反映の団体が15%

R6介護報酬改定による処遇改善が未反映(改定予定なしを含む。)の団体が約半数(47%)

独自の改定(※)を行っていない団体が多数

(※)厚労省通知等により個別に依頼した内容以外の改定

【課題解決に向けた取組】

<養護老人ホームの措置費に係る支弁額等の改定>

- 近年、国や都道府県において、支弁額等の改定に係る支援を行っており、一定程度市町村の改定の負担軽減につながっている。

(国の支援)

- 厚労省において、平成18年度以降の交付税の被措置者数当たり単価や介護報酬改定の状況等の改定の参考となる事項も示した上※、単価の改定計算シートの配布、担当者向けの説明会等を実施

※ 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」(令和6年11月22日老高発1122第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)

(都道府県の支援)

- 単価改定の手順等について、管内市町村に対して解説する機会を設け、具体的な算定方法や財政当局への説明方法等を提示[奈良県]
- 措置費の基準改定について意見交換を行う場を設置するほか、個別の市町村を訪問し、個別に改定に向けた助言を実施[茨城県]

「令和6年度版養護老人ホーム入所措置共通マニュアル」(奈良県)

(2) 積算の方法例

①今年度まで予算要求実績がある市町村

イ 老人保護措置費

No	前年度措置者別月単価	月数	加算			単価=見直し率	予算要求額
			被服費加算(4月)	期末加算(12月)	冬期加算(11~3月)		
a	b	c	d	e	f	g=(a×b+c+d+f)×f	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							

<取組に当たっての課題>

- 物価水準の変化など共通で改定すべき事項や、域内の給与水準等、広域的な比較考量等を行った上で地域の実情を反映すべき事項について、都道府県の助言や支援が求められるが、取組は限定的である。

- 保育所の設置に係る認可は都道府県の事務とされ、保育所への給付は市町村の事務とされている。また、これらの事務に伴う指導監督もそれぞれの事務とされている。
- 保育所への入所調整は市町村が行うこととされており、保育の必要性の認定や利用調整を行っている。
- このほか、児童手当・児童扶養手当の支給と、その登録口座を活用した国の給付金の支給業務も存在している。

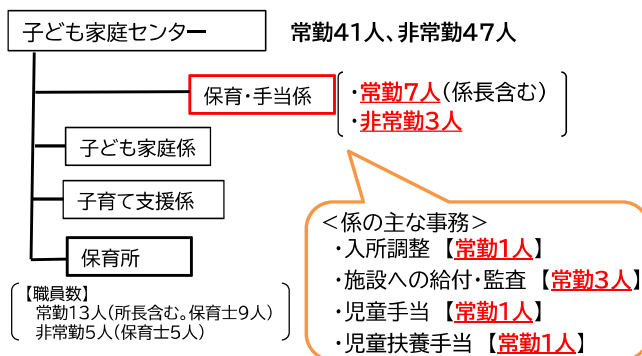
	計画策定	施設の 設置認可	①施設への 給付	施設への指導監督		保育士の 確保	③保育所 への入所 調整	④児童手当等の支給
				設置認可に係る 指導監督	②施設への給付 に係る指導監督			
国	・こども大綱 の策定 ・基本指針の 策定		・公定価格の 算定			・保育士試験実 施要領の策定		児童手当 ・実施主体：市町村 ・支給対象：児童を養育している者 児童扶養手当 ・実施主体：都道府県・市・福祉事 所設置町村 ・支給対象：父又は母と生計を同じく していない児童を監護 している母又は父等 【国の臨時の給付金】 子育て世帯生活支援特別給付金 (令和3～5年度) ・実施主体：都道府県・市町村 ・支給対象：児童扶養手当受給者等、 住民税均等割非課税 の子育て世帯等 子育て世帯臨時特別給付 (令和3・4年度) ・実施主体：市町村 ・支給対象：児童手当の受給者等 【その他】 地方公共団体独自の給付金
都道府県	・都道府県こ ども計画の 策定 ・都道府県子 ども・子育て 支援事業計 画の策定	・保育所の設置 に係る認可	・各種加算の 認定(一部)	・認可基準の策定 ・指導・監督		・指定保育士養 成施設の指定 ・保育士試験の 実施 ・保育士登録簿 の作成、登録 証の交付	・市町村が行う 認定業務に 係る必要な 協力・援助	
市町村	・市町村こども 計画の策定 ・市町村子ど も・子育て支 援事業計画 の策定		・対象施設の 確認 ・施設型給付 費等の支給		・運営基準の策 定 ・指導・監督	・市町村立保育 施設における 保育士の採用	・保育の必要性 の認定 ・保育所等の利 用調整等	

※ 認可保育所に関する事務のほか、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)については、市町村が事業実施に関する認可や地域型保育給付費の支給、指導監督等の事務を行うこととされている。

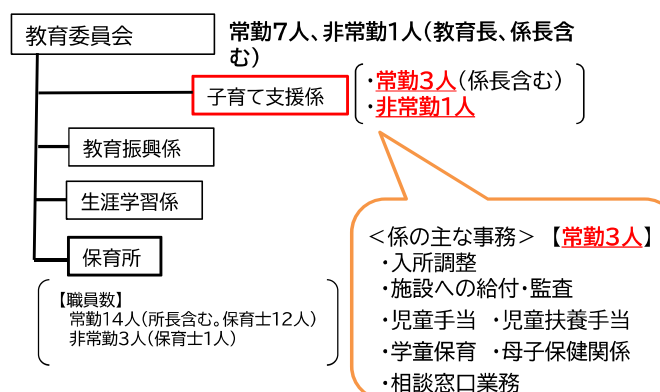
市町村の事務処理体制(保育)

- 人口5万人規模の市では、入所調整、施設への給付・監査など各業務を分担して行っている。特に業務ウェイトが高いのが施設への給付・監査であり、3名を充てている。
- 人口1,500人規模の小規模町村では、こどもの数が少ないこともあり、保育以外の子育て関連業務(学童保育や母子保健関係等)も含めて、常勤3名で業務を分担している。

<A市(人口約5万人)>



<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 保育所への入所調整は保育の必要性の認定・保護者との調整など事務量が多いが1人で処理している。
- 施設への給付は3名で処理しているが、毎年4、5月の精算期の保育所からの提出資料の修正作業等事務量が多く、1人当たりの残業時間：月60時間程度となっている。
- 保育の必要性の認定：年間500人程度
- 保育所：14か所(うち公立1か所、私立13か所)
- 児童手当受給世帯：5,300世帯

<業務の詳細>

- 村内に保育所は1か所のみであり、対象となる子どもも少ないため、量的な事務負担は大きくなく、広範にわたる業務を3名で処理している。
- 保育の必要性の認定：年間50人程度
- 保育所：1か所(公立)
- 児童手当の対象世帯：70～80世帯

業務の概況と課題(保育)

①施設への給付

- 保育施設への給付については、保育士の処遇改善に係る加算など算定方法が複雑になっており、施設と市町村との間で請求の補正等のやり取りが必要であり、**施設数の多い中規模以上の団体では業務量が多い。**
- **小規模団体においては、施設数が少ないため、給付業務の業務量は多くないものの、制度の理解が難しく、施設からの質疑対応等に時間を要している**との声もある。
- **施設とのやり取りをシステム化し、省力化**する取組も見られるが、**施設側の対応**などの課題もある。

【業務の概況】

- 毎月、施設への給付の支給(概算払い)を行い、出納整理期間(4月～5月)の間に前年度分の給付の精算を行う。
(参考)保育所等の数:約5万人の市で14か所 約14万人の市で32か所

【事務処理上の課題】

- 算定方式が複雑であり、そのために施設の請求に対する補正や事実確認に時間がかかる。
- 小規模団体においては、制度の理解が難しく、施設からの質疑に関し、県への疑義照会することなどで時間を要している。
(例)人口1,500人の町村では1か月当たり5～10件の照会を県や周辺市町村に対して行っている。

【参考】第3回研究会 神戸市提出資料(抜粋)

- ・ **加算(支給条件)が28種と多く**、どの加算が申請できるのか**施設側での判断が困難**であるため**問い合わせが多発**
- ・ 施設側の想定と市役所側の**算定結果に齟齬**が生じるケースも発生
 - 雇用形態により「配置」「兼務」「嘱託」の3区分があり、それぞれ単価が異なる
- ・ マニュアルに当たる**国の通知は約120ページ**にも及ぶ
 - 担当者が変わるたびに、膨大な資料の確認・理解が必要になり、引継作業も大きな負担

■基本的な算定方法

$$\text{基本分単価} + \text{加算} - \text{減算} \times \text{月初日の在籍子ども数} = \text{施設型給付費※や委託費として支払われる(月払い)}$$

※施設で徴収する利用者負担額を除いた額

■基本分単価や加算のイメージ

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量 保育標準時間/保育短時間	主な加算(例)	主な減算(例)
□/100 地域	□□人 △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円	定員を恒常的に超過する場 $\alpha \times \square / 100$ 土曜日に開所する場合 $\beta \times \square / 100$
			3歳児(20:1)	円	円	
			1・2歳児(6:1)	円	円	
			0歳児(3:1)	円	円	

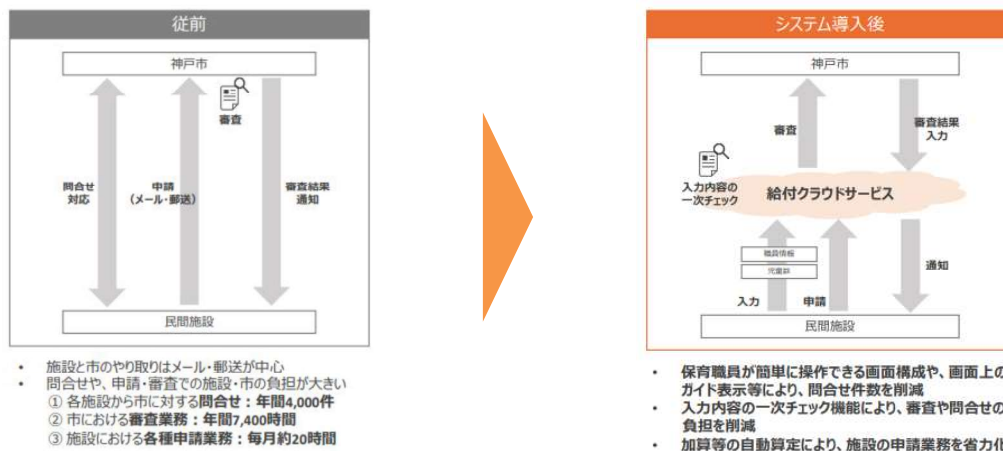
加算(人件費)	加算(管理費)
・3歳児配置改善加算(20:1→15:1) ・4歳以上児配置改善加算(30:1→25:1) ・チーム保育推進加算 ・事務職員雇上費加算 ・高齢者等活躍促進加算 ・主任保育士専任加算 ・療育支援加算 ・栄養管理加算 ・休日保育加算 ・夜間保育加算 ・処遇改善等加算Ⅰ(基礎分+賃金改善要件分(6%)) ・処遇改善等加算Ⅱ(月4万円・5千円) ・処遇改善等加算Ⅲ(3%程度(月額9千円))	・小学校接続加算 ・施設機能強化推進費加算 ・第三者評価受審加算 ・減価償却費加算 ・賃借料加算 ・冷暖房費加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算

業務の概況と課題(保育)

【課題解決に向けた取組】

○ クラウドシステムの活用(神戸市の例)

- ・ 施設型給付費・補助金等の申請・審査事務の省力化を目的に給付クラウドサービスを導入
- ・ 自動算定機能や申請の一次チェック機能、市と施設間のコミュニケーション機能等の実装により、市と施設間の問合せや申請・審査に係る負担を軽減



※ こども家庭庁は、デジ田交付金を活用した保育業務ワンスオンリーの実証と、当該実証等を踏まえた保育業務施設管理プラットフォーム(全国的な基盤)の構築を目指している(令和8年度以降全国展開を進める。)

【取組に当たっての課題等】

- システムの導入には施設側のシステム対応・運用理解も求められる。
- 小規模団体においては施設数が少ないため、実際の給付業務より、**複雑な制度に関する施設からの問合せ対応**などに時間を要しているが、これはシステム化したとしても解消されない面がある(このため、別途、こども家庭庁において処遇改善等加算の一本化を検討中。)

業務の概況と課題(保育)

②施設への給付に係る指導監督

- 施設への給付に係る指導監督のうち、**実地指導に時間を要しており**、特に**施設数の多い市町村**では**計画どおり実地指導を終えられない**との声もある。
- 施設との**事前調整**については、**システム化により省力化する例も見られるが**、**実地での対応の省力化は困難**。
- 施設への給付と同様に、**小規模団体**にとっては**制度の理解に時間を要する**面がある。

【業務の概況】

- 全ての施設を対象に定期的かつ計画的に実地指導を行うこととされている。都道府県が実施する施設の設置認可に係る監査と同様に1年ごとに実施しようとした場合に、人員の体制の問題から1年ごとの実地指導ができない場合がある。実地での対応のほか施設との日程の調整や事前の書面準備に係るやり取りなどを行う。
- 都道府県が実施する施設の設置認可に係る監査との内容が一部重複(1/4程度)しており、施設側の負担軽減のため、同一日の実施とする調整も行っている。

主な確認内容 ※ 下線は、都道府県が行う監査と重複又は一部重複が見られる事項	○利用定員に関する基準 ○運営に関する基準 ①内容及び手続の説明及び同意 ②応諾義務・選考 ③小学校との連携、教育・保育の提供、評価、質の向上 ④利用者負担の徴収 ⑤事故防止及び事故発生時の対応、再発防止 ⑥利用定員の遵守	⑦地域との連携 ⑧会計の区分 ⑨各種記録(職員、設備及び会計、教育・保育の提供計画等)の整備 ○給付に関する事項 ①地域区分、定員区分、認定区分・年齢区分 ②基本分単価 ③各種加算事項 ④各種加減・乗除調整事項
--	---	---

【事務処理上の課題】

- 施設との事前のやり取りは、システム化などでの省力化を行う例もあるが、**実地での対応の負担はなお残る**。
- 実地指導においては、施設の安全性など施設全体の確認が必要な項目に時間を要するほか、施設側から制度内容を問われた場合に**制度が複雑なため確認に時間を要している**。
- ※ 施設への給付に係る指導監督に関する事務を一部事務組合で共同処理している例もある。
- ※ なお、前頁の保育業務施設管理プラットフォームについては給付のみならず、監査業務もその対象としている。

業務の概況と課題(保育)

③保育所への入所調整

- 保育所への入所調整に当たっては、**保育の必要性の認定に関する多岐にわたる項目の確認に時間を要しており**、**入所需要が大きい市町村**(人口5万人程度以上)ほど**負担が重くなっている**一方、**小規模市町村**では入所調整の業務量は少ない。
- **システムやAIの活用により省力化**を行う例も見られ、**入所需要が大きい団体の業務効率化には効果的**であると考えられるが、**市町村独自の確認項目も多い**ため、**広域的なシステム・AIの導入は難しく**、**導入経費の負担**などに課題がある。

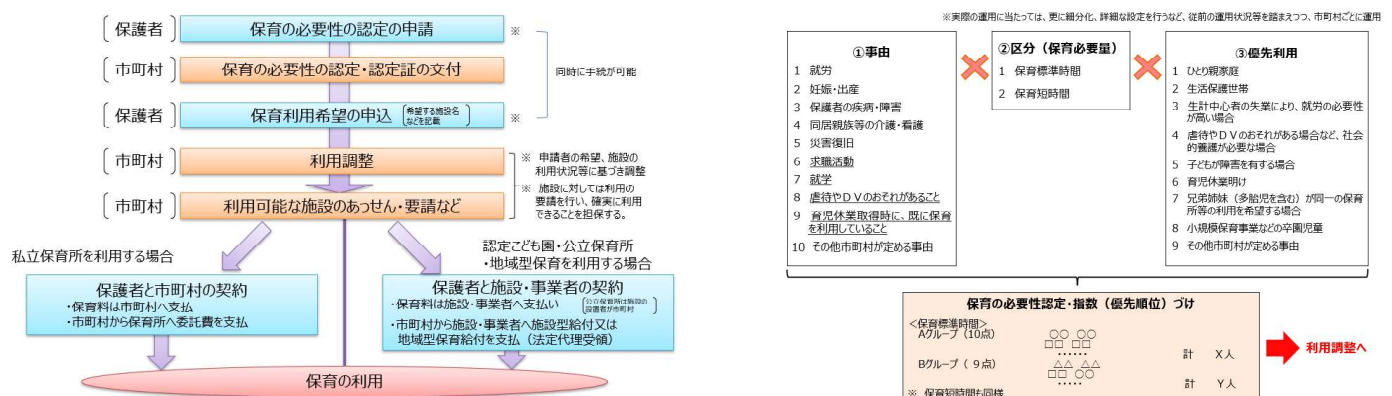
【業務の概況】

- 保育の必要性の認定に当たって、保護者や世帯の状況について多岐にわたる項目の確認を行い、点数化して判定する。保育の必要性の認定の項目は、国の定める基準に基づき、市町村が地域の実情に応じて独自の項目を設けている。

<独自項目の例>

- ・祖父母と同居していない場合
- ・1年以上待機児童である場合
- ・別居親族の介護・看護を行っている場合
- ・保護者が保育士として市内で勤務している場合

- 申請の処理に当たって、保護者との間で、家庭状況等を踏まえた申請内容の事前調整や相談業務を行う団体もある。



業務の概況と課題(保育)

【事務処理上の課題】

- 保育所数に対する需要が大きい団体ほど業務量が大きく、保護者の希望との調整のため膨大な作業時間が発生している。
- 入所調整は、地理的条件等、地域と住民の実情を踏まえて行う必要があり、都道府県や広域での実施は困難。

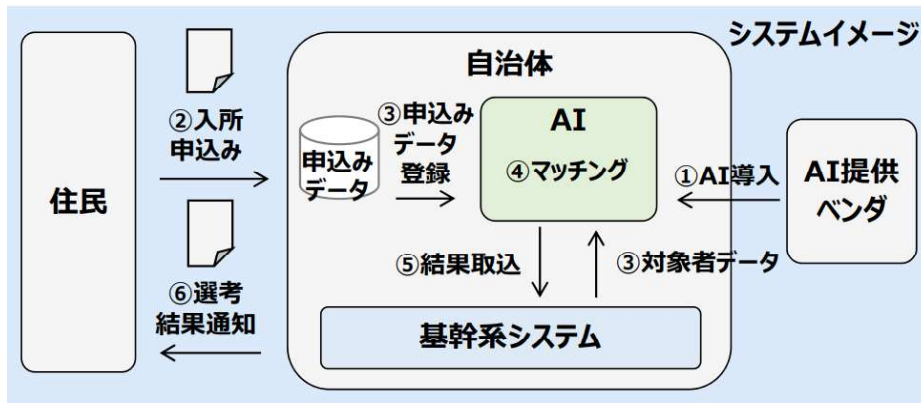
【課題解決に向けた取組】

○ AIによる判定の自動化の取組

- ・ 保育の必要性の点数から各保育施設への割り振る作業をAIによって自動化。人口15万人弱の市で、年間300時間程度の作業時間を削減。自動化により人的ミスも防止。

【取組に当たっての課題等】

- システム導入経費の確保が必要だが、団体ごとに独自項目も多く、広域でのシステム導入は困難。
- 事前のデータ入力や同点者の対応などAIを活用してもなお、人手を介する業務は残る。



業務の概況と課題(保育)

④児童手当等の支給

- **児童手当・児童扶養手当の支給**については、繁忙期はあるものの、業務は定型化しており、**過度な負担とはなっていない**。
- **国の経済対策としての子育て関係の給付等**については、児童手当の登録口座を活用し市町村が行っているが、短期間での対応が求められることが多く、対象世帯が多い団体では、**会計年度任用職員の増員**などの対応が必要となっている。
- 他方で、**対象世帯が少ない小規模団体**では、国等が行う給付についても**大きな負担とはなっていない**。

【業務の概況】

- 児童手当、児童扶養手当については、手当の対象者であることの確認事務(監護の有無等)と支給事務がある。
- 転出入が多い4月の事務量が多く、令和7年からは、児童手当の多子加算のカウント対象が22歳年度末まで拡大されるため、転出入した子育て世帯のみならず、高校卒業を機に他市町村に転出する者について監護相当の確認等の事務が増加する。
- 隔月でそれぞれの支給を行う。支給事務についてはルーティン化している。
- 国の経済対策としての子育て関係の給付は、児童手当の登録口座を活用して行っているものが多い。
(令和5年11月の経済対策以降は、低所得世帯を対象にこどもの数に応じた加算をする仕組みがとられており、低所得世帯の登録口座を用いて行うことが多くなっている。)

【事務処理上の課題】

- 児童手当、児童扶養手当の支給に関しては、住民移動時期の対応以外の支給に係る業務は定型化しており、過度な事務負担とはなっていない。
 - 国の経済対策としての子育て関係の給付については、短期間での対応が必要となることもあり、対象世帯の多い地方公共団体では、**会計年度職員の増員による対応**を行うところもある。他方で、対象世帯が少ない地方公共団体では、事務負担は大きいという声もある。**国による支給も考えられるが、児童と保護者の関係の確認に際しては、家族関係(離婚・DVなど)の現況確認を行う必要がある**ほか、個人情報の安全な情報連携の方策の検討等の課題も多い。
- ※ 給付金の性質によっては、**市町村の確認事務を不要とすることも考えられる**(例：**全国民に一律で一定金額を支給する給付金**など、**支給要件が簡素であるもの**等)。

- 国は学校の適正規模や教職員の定数等について、全国的な基準・標準等を設定。**都道府県は、市町村に示す基準の作成や、公立小中学校教職員の定数設定、任免と給与費の負担等を実施。**
- **市町村は、小中学校の設置や教員の服務監督等のほか、指導主事やスクールカウンセラーなどの教員を支える人材の確保を行っている。**

	学校の設置・管理	学級編制	教職員の定数・任免等	教員を支える人材の確保
国	・適正規模の標準等を設定 ・施設整備に要する経費の一部を国庫負担	・学級編制の標準を設定	・都道府県小中学校等教職員定数の標準を設定 ・公立小中学校等の教職員の給与費の一部を国庫負担	
都道府県 ※1		・学級編制の基準を設定	・都道府県小中学校等教職員定数を設定 ・公立小中学校等の教職員の任命 ・公立小中学校等の教職員の給与費の負担	・都道府県教育委員会への指導主事の配置 ・スクールカウンセラー等の小中学校への配置又は市町村への支援
市町村	・小中学校の設置・管理※2 ・小中学校の施設整備	・都道府県の基準を標準として、学校の児童生徒の実態を考慮して学級編制	・市町村立小中学校等の教職員の服務監督	・市町村教育委員会への指導主事の配置 ・スクールカウンセラー等の小中学校への配置

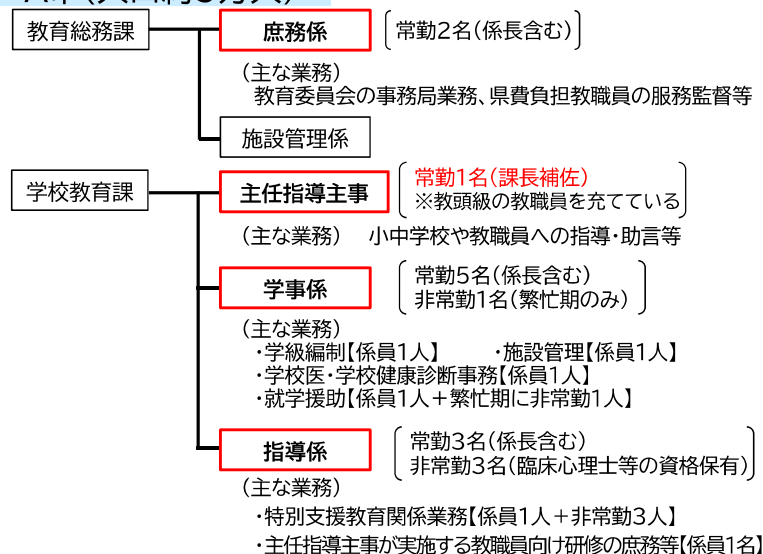
※1 市町村立小中学校に係る教職員定数の決定及び給与費等の負担の権限について、平成29年度に都道府県から指定都市に移譲(教職員の任命権は平成29年度以前から指定都市が有している。)

※2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条により、国、地方公共団体及び学校法人が小中学校を設置できることとされているものの、国公立小中学校の大部分は市町村が設置。(国:小学校67校、中学校68校、都道府県:小学校1校、中学校98校、市町村:小学校18,494校、中学校8,910校)

市町村の事務処理体制(小中学校教育)

- 人口5万人規模の市では、学級編制、施設管理に関する業務はそれぞれ常勤職員1名が対応。学校や教職員に対する指導・助言等のため、主任指導主事を1名配置。スクールカウンセラーは、市費・県費で各1名を確保。
- 人口1,500人規模の村では、教育長及び係長の2名で学校運営業務を行っている。**学校数・児童生徒数が少ないため学級編制事務の負担は軽い。指導主事は未配置で、スクールカウンセラーは県から派遣を受けている。**

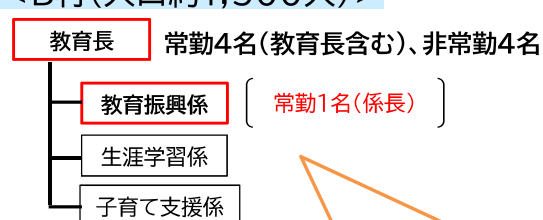
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 小学校:8校(167学級) 児童数:3,481人 教員数:243人
- 中学校:3校(78学級) 生徒数:1,756人 教員数:141人
- 主任指導主事のほか、学校教育課長(校長級の教職員)、教育支援センター長及び青少年育成児童センター長(退職教員)がそれぞれ指導主事を兼ねており、市で計4名配置。
- **スクールカウンセラーは、市費で1名(小学校担当)、県費で1名(主に中学校担当)に委嘱。**

<B村(人口約1,500人)>



<主な係の事務>

- ・教育委員会の事務局業務(主に教育長が担当)
- ・県費負担教職員の服務監督
- ・施設整備
- ・学級編制(主に教育長が担当)
- ・スクールカウンセラーに関する学校からの報告受領等

<業務の詳細>

- 小学校:1校(6学級) 児童数:84人 教員数:13人
- 中学校:1校(3学級) 生徒数:30人 教員数:14人
- **近年、1学年1学級を維持しているため、学級編制業務の負担は少なく、教育長が事務局業務の一環で行っている。**
- **指導主事は、人件費の負担が重いので配置できていない。配置に向けた議論も、他の業務に追われて進んでいない。**
- **県が確保したスクールカウンセラーを週1回村内小中学校に派遣。**

業務の概況と課題(小中学校教育)

教員の確保

- 小・中学校の教員採用試験の受験者数は減少傾向にある。魅力ある職場とするために、学校における働き方改革は引き続き取り組むべき課題であり、成績処理や保護者・地域等との連絡調整などの業務をデジタル化することが効果的だが、**校務支援システムの導入状況は都道府県によりばらつきがある。**

【業務の概況】

- 小・中学校の教員採用選考試験の受験者数は減少傾向にあり、令和5年度実施の試験における採用倍率は小学校・中学校ともに過去最低の倍率となっている。※小学校:2.2倍(最高値12.5倍(H12)) 中学校4.0倍(最高値17.9倍(H12))
- 県費負担教職員の任用は指定都市を除き都道府県教育委員会が実施している。それ以外の指導主事等の教員を支える人材は、市町村教育委員会による任用が原則であるが、都道府県による支援も行われている。教員の働き方改革を含む小・中学校の運営は市町村教育委員会が所管。

【事務処理上の課題】

- 教員の長時間勤務の状況は改善傾向にあるものの、依然として在校等時間※が長いことから、教員の健康を守ることに加え魅力ある職場とするための、学校における働き方改革は引き続き取り組むべき課題。
- 学習評価や成績処理などの学習指導に係る業務や、保護者・地域等との連絡調整などの教員が担う業務について、デジタル化による効率化が必要だが、小規模団体における初期経費・人材不足などの課題もあり、校務支援システムの導入状況は都道府県によりばらつきがある。

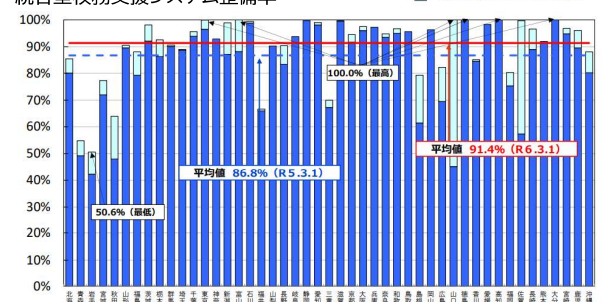
教師の1日当たりの在校等時間 (10・11月)

平日	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:09	-0:28
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31
土日	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04

(出典)教員勤務実態調査(令和4年度)

(※)「在校等時間」とは、教師が校内に在籍している時間及び校外での勤務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたもの

統合型校務支援システム整備率



(出典)令和5年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果

業務の概況と課題(小中学校教育)

【課題解決に向けた取組】

- 統合型校務支援システムの共同調達・共同運用(鳥取県・鳥取県内全市町村)
 - ・ 鳥取県と県内全市町村が連携し、統合型校務支援システムの県内全市町村参加による共同調達・共同運用を実現。
 - ・ 通知表・指導要録・各種報告書など学校が異なっても共通する業務を、教員がそれぞれのやり方で机上作成していた。何度も同じ項目を記載する必要があり、データ入力の重複作業の負担感や転記ミスの危険性、個人情報管理の適切な管理などの課題があったが、校務支援システムの導入によりこれらが解決された。また、県内全域での共同調達により、人事異動時のスムーズな業務移行の実現、学校間の打ち合わせ・情報共有に係る負担の軽減なども実現。
 - ・ 共同調達の割り勘効果、導入システムのノンカスタマイズ方針の決定及び帳票様式の共通化により、大幅なコスト削減を実現。(約▲81%(▲12億5千万円以上)のコスト削減効果)

全市町村参加による共同調達により、大幅なコスト削減を実現

落札額(契約額) = 302,400千円(税込) / 5年間

最大▲12億5千万円(▲80.6%)のコスト削減効果を実現



※平成29年度経費302千円と平成30年度から34年度までの5年間の保守運用コストの経費算入

経費負担	内訳(負担割合)	H29年度	H30年度～34年度	合計
システム構築経費(市町村1/2、県特別支援1/2)		137,743,200円	—	137,743,200円
システム運用経費(市町村10/10)		—	32,931,360円/年	164,656,800円

(出典)鳥取県資料

※ デジタル行財政改革とりまとめ2024において「2026年度から4年間かけてパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進める。併せて都道府県単位での校務支援システムの共同調達を推進することで、コスト削減を図る…」とされており、文部科学省において、令和6年度補正予算等により、都道府県域で次世代型校務支援システムを共同調達する場合に、各地方公共団体における次世代校務DX環境の整備に必要な初期費用や、当該環境整備に向けた準備に必要な費用を補助している。

業務の概況と課題(小中学校教育)

教員を支える人材の確保

- 小規模団体を中心に教員を支える人材の確保に課題。指導主事の共同設置の例もあるが少数にとどまる。スクールカウンセラーの確保に県の支援が行われるほかオンラインによるALT等の活用の例もある。

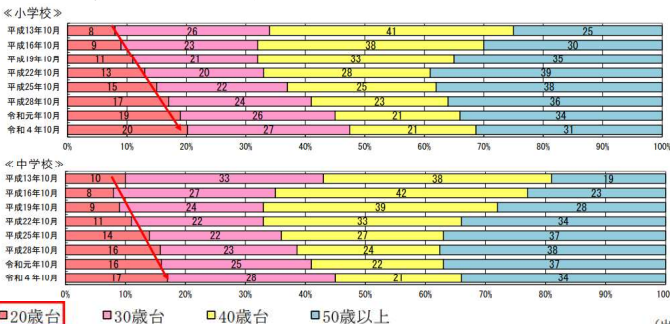
【事務処理上の課題】

- 経験豊かなベテラン教員が大量に退職し、急増する若手教師への指導技術の継承が課題となっている。このため、指導主事が役割を果たすことが求められるが、小規模団体における配置が課題。

※ 指導主事の配置のない市町村教育委員会の数：400(23.3%) (令和4年度)

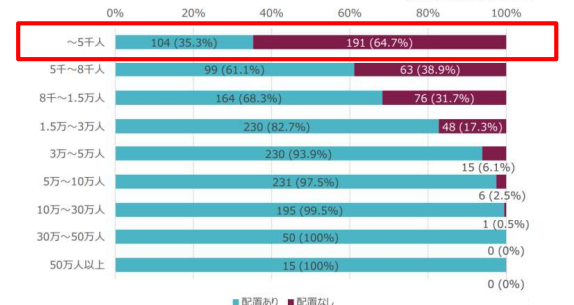
※ 指導主事の活動例：学習指導要領の改訂のポイントを学校訪問や研修によりわかりやすく周知、GIGA端末を活用した授業の手法について指導、スクールカウンセラーの活用方法について学校間の連絡調整会議を開催

小中学校教員の年齢構成の推移



【人口規模別(市町村等)】指導主事の配置

(回答数) 市町村等：1718



(出典) 学校教員統計調査報告書

(出典)教育委員会の現状に関する調査(令和4年度間)

- スクールカウンセラーについて、小学校の約3割が未配置又は不定期配置となっており、特に条件不利地などにおいて配置に課題を抱える学校もある。

※ スクールカウンセラーの配置状況(令和6年度調査): 小学校 定期配置68.1%、不定期配置26.7%、配置なし5.2%

中学校 定期配置88.3%、不定期配置 9.9%、配置なし1.7%

- 外国語におけるALTの活用、学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の実現のための外部人材の活用などにおいて、地理的条件等により、ALTや専門家の活用が困難な学校もある。

※ ALT等が参画する英語の授業時間がゼロの公立学校数(令和5年度)：

小学校第3・4学年 428校(2.3%) 小学校第5・6学年 286校(1.5%) 中学校 71校(0.7%)

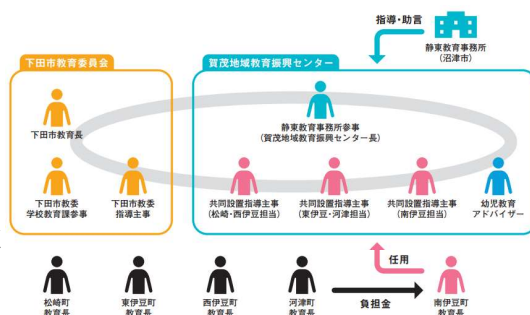
(出典)令和5年度英語教育実施状況調査

業務の概況と課題(小中学校教育)

【課題解決に向けた取組】

- 指導主事の共同設置(静岡県東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)

- ・平成29年度から**5町で3名の指導主事を共同設置**。
- ・3名の指導主事は幹事町である南伊豆町の職員とし、給与を5町で案分し負担。
- ・地域を三分して(西伊豆町・松崎町／河津町・東伊豆町／南伊豆町)担当。
- ・各種研修会の講師や要請訪問等を行い、学習指導要領実施に向けたポイントの周知など授業改善に向けた取組を実施。
- ・現場からは、「自校の教育活動の活性化につながった」「教員個々の研修意欲の向上につながった」との声が多数。



- 都道府県による条件不利地のスクールカウンセラーの確保支援

- ・スクールカウンセラーについては、国庫補助事業を活用して都道府県・指定都市が学校等への配置を推進することとされている。
- ・その上で長崎県では、県内全校でのスクールカウンセラー配置の目標達成と、離島への移住者の雇用確保の観点から、独自の取組として長崎県が離島の学校のスクールカウンセラーを移住情報と併せて募集（長崎県が採用し学校に派遣）。
- ・令和4年度に2名のIターン者を確保し、現在も継続雇用中。

- ## ○ 遠隔教育におけるALTや外部専門家の活用

- ・ 他校のALTや海外在住の元ALTをオンラインでつなぎ、ネイティブスピーカーと英語でやり取りする授業を実施

- ・ 離島の学校と本島の税務署職員をオンライン
でつなぎ租税教室を実施



▲クイズを行うなど、楽しみながら学習を進める



▲税務署職員から出されたテーマに基づいてグループで
検討を行い、発表を行う

国・都道府県・市町村の主な役割分担等(インフラ管理(道路))

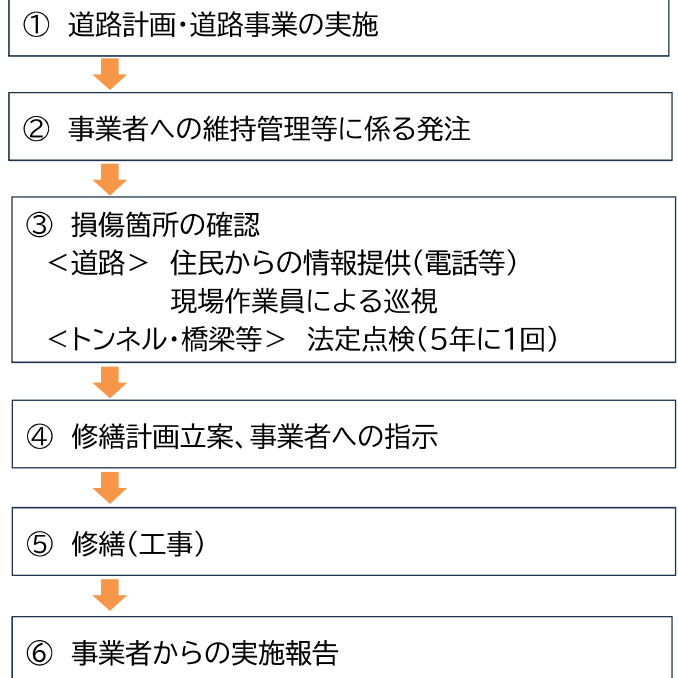
参考資料 10

- 道路管理者(国・都道府県・市町村)が、それぞれ管轄する道路について維持管理を実施。
- 管理者が異なっても、**実施する業務に大きな差はない**と考えられる。

<役割分担>

	事務の種類
国	・国道の計画・新設 ・指定区間の国道の管理等 ・管理費用の負担
都道府県	・指定区間外の国道(指定都市区域部分を除く。)の管理等 ・都道府県道の計画・新設 ・都道府県道の管理等 ・管理費用の負担
市町村	・市町村道の計画・新設 ・市町村道の管理等 ・市域に存する指定区間外の国道の維持、修繕、災害復旧以外の管理等(指定都市のみ) ・管理費用の負担 ・区域に存する都道府県道の管理費用の一部負担

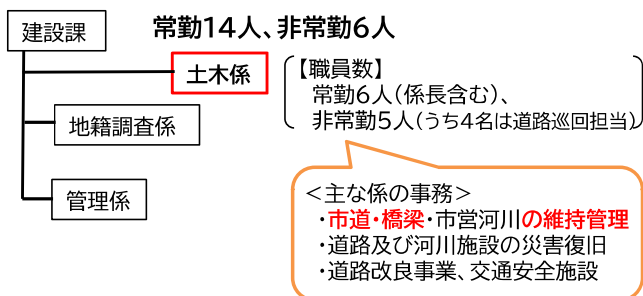
<主な業務フロー>



市町村の事務処理体制(インフラ管理(道路))

- 人口5万人規模の市、人口1,500人規模の小規模町村では、**技術職員を配置できておらず、技術的業務も含め全ての業務を事務職員が実施**しており、維持管理に係る発注や、道路巡回、住民からの情報提供の受付などを行っている実態が見られる。

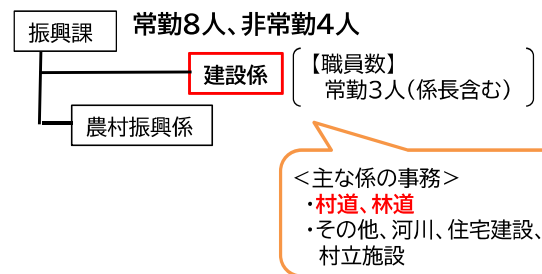
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 常勤6人の職員中、**技術職員はおらず、技術的業務も含め全ての業務を事務職員が実施**。
- 住民からの情報提供(自治会の要望、庁舎来訪、電話、メール、市LINE)や、日常的な道路巡回(4名の非常勤職員で週4日実施)により損傷箇所を発見し、修繕(月50件程度)を実施。

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 常勤3人の職員中、**技術職員はおらず、技術的業務も含め全ての業務を事務職員が実施**。
- 住民からの情報提供(自治会の要望、庁舎来訪、電話)や、日常的な道路巡回(3名の職員で実施)により損傷箇所を発見し、修繕を実施。

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

①道路計画、道路事業の実施

- 道路管理者は、道路交通調査の結果に基づいて、**道路網整備計画を策定**するとともに、最適な路線の選定を行い、住民等への説明を行った上で、用地買収等、工事等の事業を実施している。
- 道路網の整備は、**住民の日常生活の実態等を踏まえ、地域の実情に応じて行うことが必要**。
- 新規の道路整備については、各地方公共団体において**予算や人員の範囲内**で、優先順位を付けた上で各年度に実施するなど、**可能な範囲で事業を行う**ことが想定され、事務負担が過大となるケースは少ないと考えられる。

【業務の概況】

- ・ 道路管理者は、道路交通調査により、現道の状況、交通量、交通事故等の状況を把握した上で、**道路網整備計画を策定**
- ・ 道路網整備計画に沿って、路線の比較検討を行い、最適な路線を選定(概略計画の決定)
- ・ 住民等への説明を行った上で、事業認定を受けて、用地買収・工事等の道路事業を実施
- ・ 工事の竣工により、道路の供用を開始



(出典)国土交通省HP「道路行政の簡単解説」

※ 道路事業の実施(新規道路の建設工事)に当たっての課題については、維持管理に係る課題(後述)と同様。

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

②事業者への維持管理等に係る発注

- **一般行政職員**が事業者への発注に当たっての仕様作成を行わざるを得ない市町村では、**仕様が適正かどうか**等についての**判断が困難**なケースが生じている。
- 広域的な維持管理の取組として、各団体が事業者と契約を締結する**共同発注**や、**他の地方公共団体への委託**を行っている例があるが、**維持管理水準**や**責任分担**の調整、**受託側においても人材が不足しておりメリットが不明確**であるといった課題がある。

【業務の概況】 想定作業量から事業費を積算した上で、**仕様を作成**。公告・入札を経て、事業者と契約を行う。

【事務処理上の課題】 技術職員がいないため、**一般行政職員**が研修等を受講して業務に従事しているが、**仕様の作成に当たって必要な知識を十分に備えていない**。(市町村)

【課題解決に向けた取組】

県と市による共同発注(静岡県・下田市)

県道と市道の日常維持管理を**同一の事業者へ委託**。

- 【効果】
- ・ 市の発注事務の軽減、業務の効率化(近隣箇所をまとめて作業等)
 - ・ 県・市の業務量(業務時間)が36%削減

【課題】 将来的に**連携市町村が増えた場合、事務手続きが煩雑となり、事業者の事務負担が大きくなる**可能性がある。



市から県への点検等業務の委託(奈良県)

県が、県と複数市町村の業務をとりまとめて橋梁点検等を**一括発注**。市町村が**県へ職員を派遣**し、県職員のサポートを受けながら自らの市町村の橋梁の補修設計等の業務に従事。

【効果】 修繕の着手率、完了率が全国平均を上回る。

【課題】 **県の技術職員数も減少**しており、県内市町村の補完のための**人的リソースが不足**。



(出典)国土交通省「第5回群マネ計画検討会」(令和6年12月16日)資料

<取組に当たっての課題等>

- ・ 共同発注について、**一括して契約事務**を行う団体にとっては、**業務が増えることになるため取り組みづらい**。(中核市)
- ・ 団体によって**維持管理水準(パトロールの頻度等)**が異なっているほか、**瑕疵があった場合等の責任の所在の明確化を図る必要**。

※ 令和7年2月7日に閣議決定された道路法改正案において、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他の地方公共団体が代行できる制度(連携協力道路制度)等が盛り込まれている。

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

③-1 損傷箇所の確認(道路)

- 道路の損傷箇所を発見するための**パトロール**について、小規模団体では、**巡回に係る人員が不足**している。**住民からの電話等による通報**もあるが、**聴取内容の記録に時間を要**している。
- **民間配送車両**や**住民投稿アプリ**の活用を行っている団体もあるが、**小規模団体における導入には課題**(山間部では車両の運行頻度が少ない、**導入費用が高額**)がある。

【業務の概況】・道路の巡回(パトロール)を行い、目視により損傷箇所を確認。事業者が修繕を実施。
(一般行政職員、現業職員、会計年度任用職員が実施するほか、事業者に委託している団体もある)
・住民からの電話等により損傷箇所を把握し、通報内容を記録した上で、現場確認等を実施。

【事務処理上の課題】・巡回を行う**人員が不足**している。他の部署の職員が公用車を運転する機会に、道路の点検を依頼。(町村)
・住民からの**通報内容(損傷箇所の位置、情報等)の聴取、記録等に時間を要**している。(市)

【課題解決に向けた取組】

市民投稿アプリの活用(兵庫県尼崎市)

市民が**投稿用アプリ**を用いて、道路や公園などの**不具合**を投稿することが可能。



(出典)尼崎市HP

民間の配送車両の活用(茨城県鹿嶋市)

- ・民間企業が提供する**製品配送車両とAI**による**道路損傷検知技術**を活用した道路維持管理サービスを導入。
- ・民間の配送車両が**損傷箇所をAIにより探知・撮影**し、市に報告。担当者が確認し、修繕の必要性を判断。

出光グループ製品配送車両



①道路損傷箇所をAIが検知



②道路損傷箇所を撮影

③場所と写真を自治体に報告

自治体道路管理担当者



④損傷箇所の敷きを確認
⑤道路修繕の必要を判断

(出典)鹿嶋市HP

<取組に当たっての課題等>

- ・AIを活用した道路損傷検知について、**導入費用が高額**であることから難しい。(一般市)
- ・山間部においては、**民間の配送車両の運行頻度が少なく**、こうした車両の活用も困難。投稿アプリについても**開発費用が課題**。(町村)

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

③-2 損傷箇所の確認(トンネル・橋梁等)

- トンネル、橋梁等については、5年に1回の**法定点検**を行うこととされており、**必要な知識と技能が求められる**ことから、多くの団体では、**事業者に委託**して実施している。
- 近接目視を基本としつつ、**ドローン**等を活用した点検も行われているが、第三者被害の恐れがある箇所では**打音検査等も併せて行う必要**がある。

【業務の概況】・受託事業者が、近接目視・触診・打音等により橋梁の法定点検を実施。
・管内にある橋梁を5年間で**全て点検(一巡)**する形で、点検業務自体は毎年実施。

【事務処理上の課題】・橋梁の点検は非常に専門性が高いことから、**技術職員がいない小規模団体**においては、事業者が実施した業務が**適正になされたかどうか等について評価・判断することが難しい**。(町村)

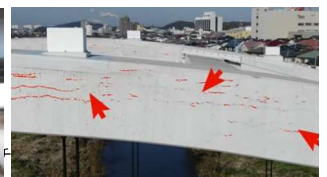
【課題解決に向けた取組】

ドローンの活用(千葉県君津市)

- ・民間企業、高専と協力し、ドローンを活用した橋梁点検の実証実験を実施。
- ・職員自らがドローンを操縦・撮影し、撮影した映像から**AIを活用し、コンクリートのひび割れ等の損傷の検知**及び定量的な評価による診断補助を実施。



(出典)君津市HP及び君津市公式YouTubeチャンネル



<取組に当たっての課題等>

- ・橋梁の点検については、非常に専門性が高いことから、**技術職員がいない小規模団体**においては、事業者が実施した業務の**適正性等について評価・判断することが難しい**。(町村)
- ・委託している業務についてドローン等を活用しても、地方公共団体の職員の事務の削減に資するものではない。(県)
- ・**桁下を道路・鉄道と交差する場合など、第三者被害を予防する必要がある箇所**については、**打音検査も行う必要**がある。

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

⑤修繕(工事)

- トンネルや橋梁といった道路構造物の**大規模修繕**には、**高度な専門性や技術力が求められることから、技術職員が不足している小規模団体**においては、**工事の積算や施工管理**を実施することが難しい。
- **高度な技術力を要する修繕や、災害復旧などの大規模工事等**については、**道路法上の代行制度**を活用して、**技術力不足を補うことが考えられるが、今後、技術職員の不足が各地で更に深刻化した場合の体制の確保が課題と**考えられる。

【業務の概況】 ・ 点検(トンネル・橋梁は5年に1回の法定点検)により発見した**損傷箇所**について、修繕を実施。

【事務処理上の課題】 ・ 橋梁の修繕には、**高度な専門性や技術力が必要**であることから、**技術職員がいない小規模団体**においては、**工事の積算や施工管理の実施が困難**。

【課題解決に向けた取組】

高度な技術力を有する修繕や災害復旧工事の代行

道路法において、以下のような代行制度が設けられている。

- (1) **高度な技術力・機械力を要する一定の修繕工事**について、**国が本来の道路管理者に代わって行うことができる**。(平成25年創設)
- (2) **災害が発生した場合、都道府県が市町村に代わって災害復旧工事等を行うことができる**。(令和2年創設)

◆活用例(福島県三島町)

- ・ 三島大橋では、高力ボルトの破断・脱落や鋼部材の塗装、床版の劣化損傷が進行していたが、**補修には高度な専門知識・技術力を要するため、技術職員がいない町では対応が困難**。
- ・ 国に要請し、地方整備局の職員などで構成する「道路メンテナンス技術集団」の派遣を受けて直轄診断を行い、**国による修繕代行業業(上記(1))として橋梁保全対策を実施**。

<取組に当たっての課題等>

今後、技術職員がいない市町村が更に増加することが想定される中、**代行制度を希望する団体が増加した場合、代行する側の工事実施体制の確保に影響が生じる可能性もある**。



(出典)国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所HP
日本経済新聞、2015-5-2、
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO86351360R00C15A5000000/?msockid=091edf68876d6eb22460ca2c86356f52>, (参照2025-2-11)

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

④、⑥ 事業者に対する指示・実施報告

- **事業者に対する損傷箇所の修繕の指示や、事業者からの実施報告のやり取り**に係る事務が煩雑であるほか、**小規模団体では技術職員がいないことからの的確な判断・指示が困難なケースもある**。**データ連携ツール**などのデジタル技術の活用も考えられるが、小規模団体においては**導入コスト**の面で課題がある。

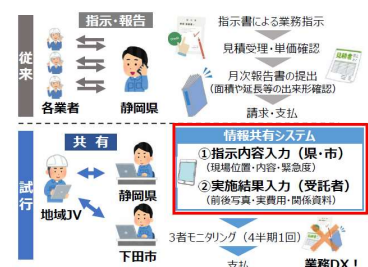
【業務の概況】 ・ **修繕が必要な箇所の情報(位置、状況等)**を、修繕の方法とともに、事業者に対して指示。
・ 事業者からの修繕の**実施報告を確認**。

【事務処理上の課題】 ・ **一般行政職員**では、技術的な知識が十分でないことから、**修繕が必要かどうかや、どのように修繕を行ったら良いか等**について、事業者への指示に当たって**的確な判断を行うことが難しい**。(町村)
・ 事業者に対して詳細な箇所の情報を伝える必要があり、**事業者とのやり取りに時間・労力を要している**。

【課題解決に向けた取組】

データ連携ツールの活用(静岡県)

- ・ 県道と市道の日常維持管理業務を**同一事業者(JV)**が受注することで、地方公共団体側の**事業者とのやり取りに係る負担が軽減**すると考えられる。
- ・ 静岡県及び下田市が**作業指示をシステムへ登録**(現場位置、内容、緊急度)。
- ・ 受注者はシステムで指示内容を確認。対応完了後は、**写真や関係資料とともにシステムへ実施結果を登録**。
- ・ 1つのシステムで、事業者が県と市の指示内容を一括で確認できる。



(出典)国土交通省「第5回群マネ計画検討会」(令和6年12月16日)資料

<取組に当たっての課題等>

- ・ **規模の小さい団体**においては、データ連携ツールの導入に当たって、**導入・運用費用が高額**であることから、**費用対効果の観点で、導入が難しい**。(一般市)

- 水道について、国は基本方針の策定や水道事業者の認可等を実施。**都道府県**は基本方針に基づく水道基盤強化計画等を策定するなどして、**水道事業者間の広域的な連携等を推進**。**市町村**は水道事業者等として、**水道事業等を実施**。
- 下水道について、国は水質汚濁に係る環境基準を策定。**都道府県**は**流域下水道**の管理者として、**市町村**は**公共下水道等**の管理者として、**管渠の設置や維持管理等の事務を実施**。

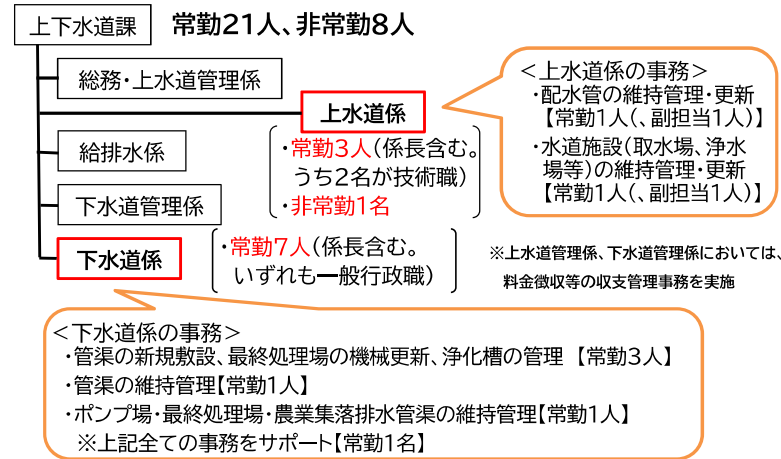
	水道		下水道	
	計画策定	水道事業等の実施	計画策定	下水道事業の実施
国	・基本方針の策定	・水道事業、水道用水供給事業の認可 ・水道施設運営権(※)の設定許可 ・国民の健康を守るため緊急に必要な場合等の水道事業者等への改善指示、給水停止命令 ・水道事業者等への技術的・財政的な援助、指導・監督	・水質汚濁に係る環境基準の策定	・公衆衛生上重大な危害が生じた場合等の下水道管理者への指示
都道府県	・基本方針に基づく 水道基盤強化計画の策定	・広域的連携等推進協議会の組織 ・水道用水供給事業の実施 ・非常時における水道用水の緊急供給命令	・流域別下水道整備総合計画の策定	・ 流域下水道の設置・管理等 ・二以上の流域下水道に係る広域的な協議会の組織
市町村		・ 水道事業等の実施 ・水道料金の決定及び徴収 ・水道施設運営権の設定		・ 公共下水道、都市下水路の設置・管理等 ・下水道使用料の決定及び徴収 ・二以上の公共下水道等に係る広域的な協議会の組織

※ 水道施設運営権の設定(コンセッション方式):平成30年の水道法改正により創設された、地方自治体が、水道事業者及び水道用水供給事業者としての位置付けを維持しつつ、国土交通大臣の許可を受けて、水道施設運営等事業(水道施設の全部又は一部の運営等であって、当該水道施設の利用料金を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業)に係る公共施設等運営権(水道施設運営権)を民間事業者に設定できる仕組み。

市町村の事務処理体制(上下水道)

- 人口5万人規模の市では、管路の新設、管路の維持管理、施設の維持管理など**各業務を分担**して行っているほか、特に専門的知見が必要な上水道の業務に**技術職複数名を充てている**状況が見られる。
- 人口1500人規模の小規模町村では、**水道含め係業務全てを一般行政職1名のみで担当**している状況が見られる。

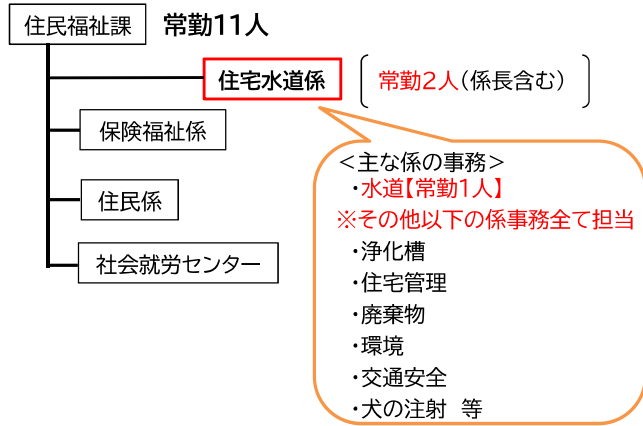
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 【水道】現在給水人口(戸数):46,073人(21,127戸)、水道施設数:8か所
- 水道事業(配水管・水道施設の維持管理・更新)を実施。配水管等が法定耐用年数を迎える中、更新工事を平準化して計画的に実施。
 - 水道用水供給事業は福岡地区水道企業団(15団体で構成される一部事務組合)が実施。
 - 定年退職により技術職員は徐々に減少し(7名→2名)、専門性を要する水道施設の運転管理は直営から切り替え、現在は民間に委託。
- 【下水道】汚水処理人口普及率:99.2%、下水道処理人口普及率:86.3%
- 常勤7人に技術職員がいらないが、公共下水道事業区域内の管渠の新規敷設・維持管理・更新や下水道施設の維持管理等の技術的業務も含めて全て実施。
 - 下水道施設の運転管理など専門性を要する事務については民間委託。

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 【水道】現在給水人口(戸数):1,375人(718戸)、水道施設数:12か所
- 常勤2人中、技術職員はおらず、簡易水道業務(配水管・水道施設の維持管理・更新)を1人で担当。
 - 法定耐用年数を迎える水道管について、更新工事を実施できておらず、わずかな補修工事を実施するにとどまっている。
- 【下水道】汚水処理人口普及率:77.5%、下水道処理人口普及率:—
- 下水道は通っておらず、浄化槽処理やくみ取り式に対応。
- 汚水処理人口普及率:行政人口に対し、公共下水道、農業集落排水、浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合
- 下水道処理人口普及率:行政人口に対し、下水道処理区域内人口の割合53

業務の概況と課題(水道事業の現状)

- 令和6年能登半島地震の際、水道施設の被災等により、最大約14万戸の断水が発生するなど甚大な被害が生じた。耐震化していた施設では概ね機能が確保できていたものの、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じ、水道管の破損が広範囲にわたったことで、断水の解消まで最大5か月を要した(※)。
- 全国の基幹管路の耐震適合率は約4割にとどまっており、給水人口規模が小さい団体ほど、耐震適合率が低い傾向にあるなど、水道施設の耐震化が課題となっている。

水道施設の耐震化状況 (令和4年度末)

基幹管路の耐震適合率 約42%
浄水施設の耐震化率 約43%
配水池の耐震化率 約64%

国土強靱化のための5か年加速化対策目標

- 基幹管路の耐震適合率 54% (令和7年度)
- 浄水施設の耐震化率 41% (令和7年度)
- 配水池の耐震化率 70% (令和7年度)

令和6年能登半島地震における被害の状況



浄水場から配水池へ向かう水道管の破損・露出（輪島市）

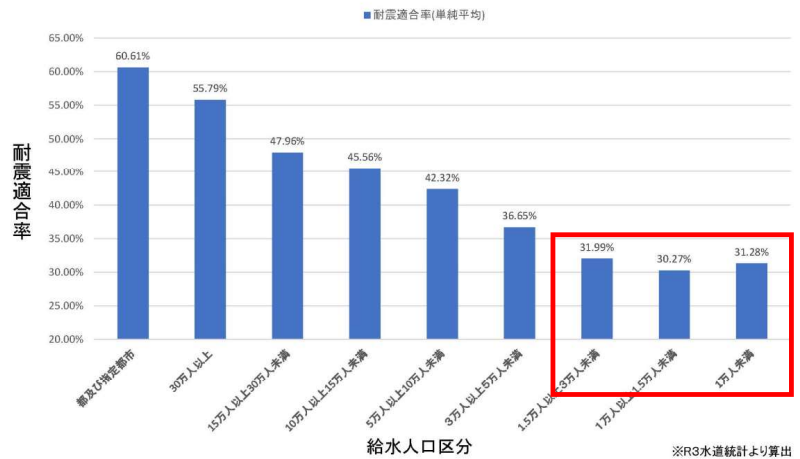


浄水場内の配管損傷（七尾市）

(出典) 国土交通省HP

(※) 復旧に長い時間を要した要因については、学識経験者や国土交通省職員等が参画する「上下水道地震対策検討委員会」の報告書において示されており、上下水道システムの基幹施設の耐震化が未実施であったこと、半島地域特有の限られた交通手段が被災したこと、悪天候による作業時間の制約等が挙げられているところ。

基幹管路(耐用年数40年)の耐震適合率



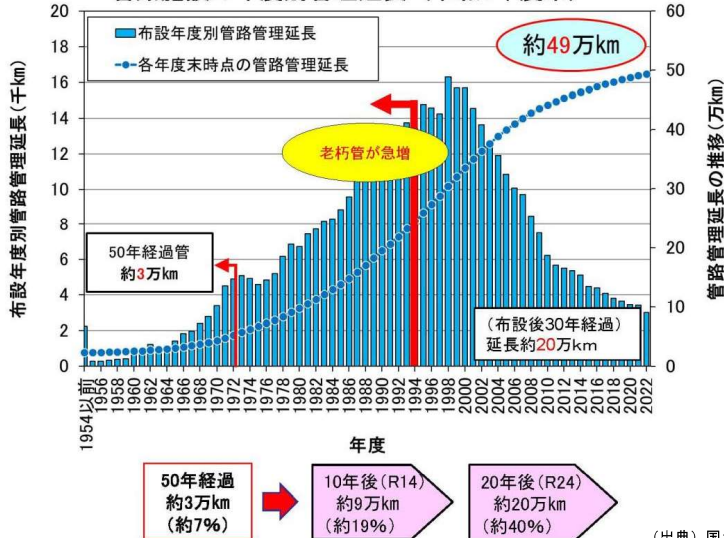
業務の概況と課題(下水道事業の現状)

- 標準耐用年数(50年)を経過した管渠が総延長の7%あり、2042年度末には、耐用年数を経過した管渠は40%まで増加見込み。また、下水道管路に起因する道路陥没が年間約2,600件発生(2022年度)。
- 下水処理場においても、機械・電気設備の耐用年数15年を経過した施設が約2,000箇所(全体の90%)と老朽化が進行。
- ※ 令和7年1月28日、埼玉県八潮市の県道において流域下水道管※1の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生※2。この陥没事故を踏まえ、国土交通省が一定の管路を対象に「下水道管路の全国特別重点調査」の実施を全国の団体に要請。

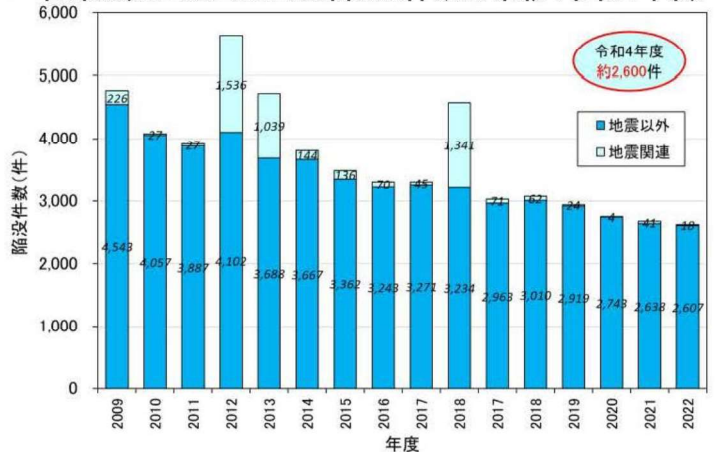
(※1) 埼玉県が管理し、11市4町にまたがる流域下水道

(※2) 事故原因については調査中(埼玉県において、第三者の専門家で構成する原因究明委員会を設置)

管路施設の年度別管理延長(令和4年度末)



■ 管路施設に起因した道路陥没件数の推移(令和4年度)



(出典) 国土交通省 第1回下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会(令和7年2月21日)資料

業務の概況と課題(上下水道における課題への対応)

- 市町村においては、**更新が必要な管路の増加**に伴う対応や、点検等の維持管理について、**少ない技術職員で実施することに困難を感じている**団体もある。
- 経営の効率化・基盤強化の観点から、**都道府県の主導により広域化が進められている**例があるが、**地理的要因や資産の老朽化の状況の違い、料金の差等**が課題。小規模団体の支援については、**地方共同法人(日本下水道事業団)**による受託や**技術的支援等**も行われている(代行は少数)。

【主な役割分担】 水道法及び下水道法上、水道事業・下水道事業は原則として市町村が経営するものとされている。

【業務の概況】

- A市(人口約5万人)では、3名(うち技術職2名)で水道の維持管理を担当(工事や浄水場の運転管理は民間に委託。)。法定耐用年数を経過した水道管の増加に伴い、**漏水の発生件数が増加**。下水道の維持管理については、6名(**全て一般行政職**)で担当しており、管路の点検は一部事業者に委託して実施しているが、**専門的な内容の理解が困難な部分がある**。

【課題解決に向けた取組】

- 広域化の取組により**専門人材を広域で確保**することで、維持管理水準の確保を図る取組が進められている。

- ◆ 広島県では、**14市町と県が広域連合企業団を設立して水道事業等を統合し、維持管理等の費用の削減や水道料金上昇の抑制を図っている**。また、企業団が独自に採用を行って**専門人材を確保**することで、土砂災害対策等を講ずるほか、**基幹管路の耐震化率の全国平均以上への引上げ**など、施設の強靱化にも取り組むこととしている。

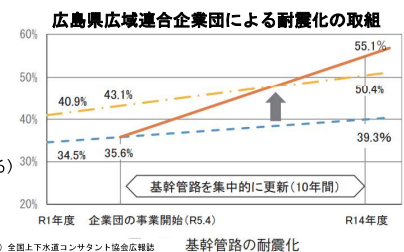
*都道府県は水道基盤強化計画を策定し、広域連携に必要な施設整備の内容等を定めることとされている(P26)

- ◆ 秋田県では、**県・市町村・民間事業者が出資して官民出資会社を設立し、地方公共団体の下水道事業に係る計画策定や事業運営、技術継承を支援**することとしている。

- **地方共同法人**である日本下水道事業団が、**終末処理場等の建設工事の受託(R5実績:479箇所)**や**技術的援助等**を行っている例がある。議会の議決を経た上で、**補助金の交付申請や積算・発注なども含めた工事一式を代行**できる仕組みもあるが、令和元年度以降の活用実績は1団体のみ(※)であり、活用が十分に進んでいるとは言えない。(P25)

<取組に当たっての課題>

- 各団体における水道事業の経営状況等に差がある中で、広域化によるメリットに差がある状況。また、下水道事業にあっては、団体により敷設時期が異なることや、雨水は全額公費によることなどから、関係機関で費用負担に係る合意形成が必要。



事業統合等について(水道事業・下水道事業)

- **水道事業**については、**都道府県が水道用水供給事業を行っている**ことなどから、**都道府県と市町村が一部事務組合等を設立**して事業統合や経営の一体化を行っている事例が見られる。
- **下水道事業**については、下水道整備の際に**市町村同士で一部事務組合等を設立**した例があるが、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合や経営の一体化を行った事例は近年ない。ただし、**県単位で官民出資会社や公社を活用して経営基盤を強化する取組**を行っている事例が見られる。

		水道事業に係る事例	下水道事業に係る事例
市町村同士の事業統合等	市町村同士で一部事務組合、広域連合を設立 	・中空知広域水道企業団 ・群馬東部水道企業団 ・秩父広域市町村圏組合 ・燕・弥彦総合事務組合 ・淡路広域水道企業団 ・佐賀西部広域水道企業団 など	・日立・高萩広域下水道組合 ・坂戸・鶴ヶ島下水道組合 ・皆野・長瀬下水道組合 ・君津富津広域下水道組合 ・木曽広域連合 など ※ 上記は いずれも公共下水道の事業着手に際し、一部事務組合や広域連合を設立した事例であり、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合を行った例は、近年はない。
都道府県と市町村の事業統合等	都道府県と市町村が一部事務組合、広域連合を設立 	・香川県広域水道企業団 ・かずさ水道広域連合企業団 ・奈良県広域水道企業団 ・広島県水道広域連合企業団 ※このほか、水道用水供給事業を行う一部事務組合・広域連合が6つ存在。	事例なし ※事業統合等にまで至らないものの、 秋田県(官民出資会社の設立)や、長野県(下水道公社による維持管理の広域化・共同化)等、県単位での取組が見られる。

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害対策については、国は基本方針の策定、都道府県は市町村から要請を受けて実施する措置や人材育成などの役割を担っている。それ以外の被害防止計画の策定や、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲、防護柵の設置等の被害防止措置の実施は、基本的に市町村が実施。※1
- なお、このほか鳥獣保護管理の関係で、都道府県が猟区の設定、特定鳥獣管理計画の策定・実施等の鳥獣保護管理事業を実施。※2

	計画策定	被害対策措置	交付金	(参考)鳥獣保護管理
国	・鳥獣被害防止施策の実施等に係る基本方針の策定	・市町村からの要請を受けた場合の必要な措置の実施(環境大臣)	・鳥獣被害防止総合対策交付金の都道府県への交付	・鳥獣保護管理事業に係る基本方針の策定 ・鳥獣捕獲等の許可 ・鳥獣保護区の指定・保全事業 ・特定希少鳥獣管理計画の策定
都道府県	・被害防止計画作成に関する市町村への援助	・被害防止計画の実施に関する市町村への援助 ・市町村からの要請を受けた場合の必要な措置の実施 ※広域的な捕獲の実施等	・鳥獣被害防止総合対策交付金の地域協議会(市町村設置)等への交付	・鳥獣保護管理事業計画の策定 ・特定鳥獣保護・管理計画の策定 ・鳥獣捕獲等の許可 ・鳥獣捕獲等事業者の認定 ・鳥獣保護区の指定・保全事業 ・狩猟免許の交付
市町村	・被害防止計画の作成	・被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲、防護柵の設置等の被害防止措置の実施(猟友会等への委託を含む)。 ・地域協議会※3の設置 ・鳥獣被害対策実施隊の設置	・地域協議会の事務局等として、鳥獣被害防止総合対策交付金の被害対策防止実施者等への支給	・鳥獣捕獲等の許可(被害防止計画に許可権限の移譲を定めた場合) ・危険鳥獣(クマ等)の緊急銃猟の実施(捕獲者への委託含む)

(※1)鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)における役割分担を中心に整理。

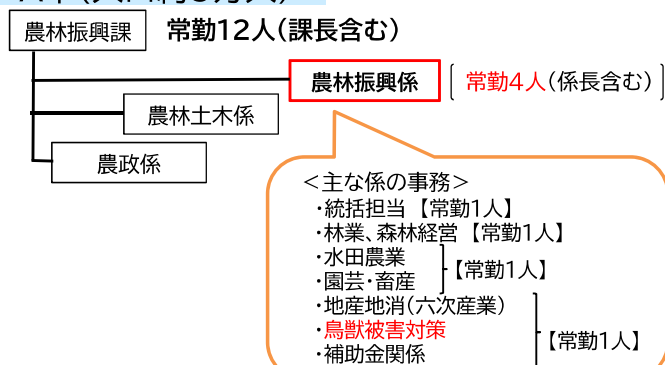
(※2)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)における役割分担を整理。

(※3)地域協議会:被害防止計画の作成及び変更に関する協議や被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会。市町村のほか、農林漁業団体、被害防止施策の実施に携わる者、地域住民、学識経験者等をもって構成する。

市町村の事務処理体制(鳥獣被害対策)

- 人口5万人規模の市では、常勤職員1人が鳥獣被害対策のほか、地産地消、補助金関係事務を兼務している。
- 人口1,500人規模の小規模町村では、常勤職員1人が鳥獣被害対策及び林務を兼務している。
- いずれの団体も、捕獲活動は猟友会に委託し、担当職員は協議会運営、捕獲許可、捕獲物確認、交付金関係事務を実施。わなの設置等については、猟友会と自治体が共同で実施する場合もある。高齢化が進み、将来的な猟師の人材確保や技術の継承には、課題や不安を抱えている。

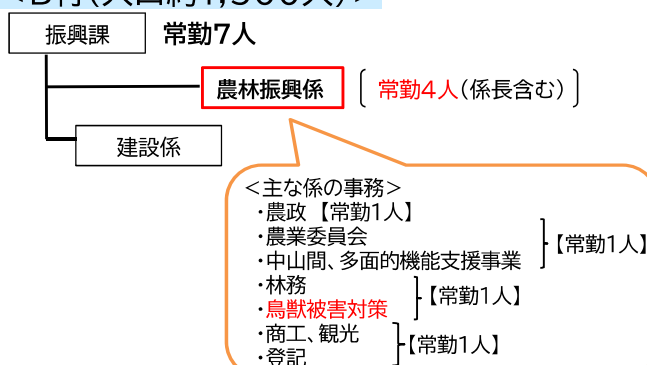
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 3年ごとに、対象鳥獣の種類、捕獲計画、対策内容等を規定した被害防止計画を作成。
- 捕獲活動は猟友会(20名程度で構成。60才以上の高齢者が約半数)に委託。住民から市へ被害の連絡があれば、市から猟友会に捕獲を依頼。市の担当者も現地確認に同行し、必要に応じてわなの設置を補助(年に5~6回程度)。わなの設置や移動は、高齢の猟友会員で困難な場合は、市職員が現地に赴くこともある。防護柵の設置は、住民自ら実施。
- そのほか、捕獲許可、鳥獣被害対策実施隊の登録(R7年度:23名)、猟師の捕獲物の確認及び鳥獣被害防止総合対策交付金の申請・支給事務(年4回程度)を実施。
- 猟友会の登録数は増えているが、捕獲活動のメインは高齢者。将来の人材確保や技術の継承は課題。

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 3年ごとに、対象鳥獣の種類、捕獲計画、対策内容等を規定した被害防止計画を作成。
- 捕獲活動は猟友会(35名程度で構成。60~70代が約半数)に委託。クマの檻の設置は、村と猟友会が共同で実施(R6年度は3回程度、村役場4名、猟友会2名程度で実施)。防護柵の設置は、住民自ら実施。
- そのほか、捕獲許可、実施隊の登録、補助金の申請・支給、猟師の捕獲物の確認を実施。また、地域おこし協力隊員3名が猟友会に入って活動しており、ジビエ施設での加工も実施。
- 猟友会の登録者のうち実働は約半数であり、高齢者が中心で、将来的な担い手確保には不安がある。新規登録者も増えておらず、担い手確保の取組を行いたいのが、係の人手も足りず、余裕がない。

業務の概況と課題(鳥獣被害対策)

鳥獣被害対策における持続可能な体制の確保

- クマやイノシシが日常生活圏に出没する事例が増加し、住民の関心が高まる中、鳥獣被害対策の担い手は高齢化が進み、担い手の育成・確保や集落全体での被害対策への支援が必要。
- これらの業務を担う職員には専門的知見が必要であり、都道府県が市町村職員等の研修や、集落の自立支援を行う例も見られるものの、小規模団体における職員配置や知見や経験の継承には課題がある。

【業務の概況】

- 鳥獣の保護管理は都道府県が行うこととされている。鳥獣による農林水産業等の被害対策は市町村がその実施に努めることとされており、都道府県も、被害状況や市町村の取組状況を踏まえて必要な措置の実施に努めることとされている。
- 市町村の主な事務としては、計画の策定や、交付金の交付に係る事務に加え、鳥獣被害対策実施隊としての鳥獣の捕獲や防護柵の設置など具体的な被害対策も行っている。

【事務処理上の課題】

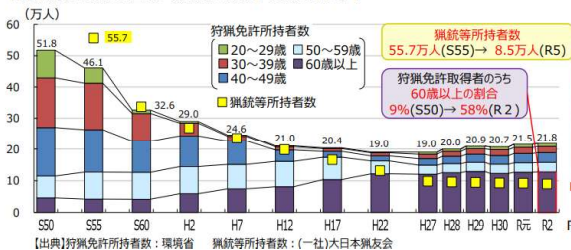
- 近年、クマやイノシシが人の日常生活圏に出没し、人身被害が発生する事例等が増加しており、住民の関心も高い。シカ・イノシシの捕獲頭数は増加傾向にあるが、狩猟免許取得者等の高齢化が進み、将来的な担い手不足が懸念される。ヒアリングにおいても猟友会等の高齢化は進み、新規加入も伸び悩んでいるといった声もあった。

- このため、将来的な担い手の育成・確保、集落全体での取り組みへの支援も必要であるが、担い手の育成・確保や集落への支援には、担当する職員にも野生鳥獣の生態・行動に関する知識や個別の対策に係る技術・経験(捕獲技術、柵の設置や追払いの技術等)に加え、市町村内の被害状況等の的確な把握と効果的な対策の企画立案の能力などの専門的な知識や経験が必要となる。

しかしながら、特に小規模団体においては鳥獣被害対策専門の職員を配置することは困難であり、人事異動等もあることから知見や経験の継承等にも課題がある。



【狩猟免許所持者数・猟銃等所持者数の推移】



業務の概況と課題(鳥獣被害対策)

【課題解決に向けた取組】

<兵庫県>

- ### ○森林動物研究センターによる人材育成事業

- ・ 森林動物研究センターに野生動物による被害防止技術の普及や鳥獣害に強い集落づくり支援を行う森林動物専門員を5名配置し、県・市町職員、JA職員を対象とした獣害対策の研修会や、集落住民等を対象とした被害対策セミナー等を実施。
- ・ 兵庫県立大学の教授等を同センターの研究員に任命し、専門員と連携し、調査研究・普及啓発を実施。

○鳥獣被害集落自立サポート事業

- ・ 防護柵等による防衛技術と箱わなによる捕獲技術双方の指導が可能な人材を兵庫県が雇用し、市町と協議の上、現地アドバイザーとして集落に派遣。現地アドバイザーは定期的に集落を巡回・指導。

<宮崎県>

○鳥獣被害対策緊急プロジェクト

- ・宮崎県では平成22年にプロジェクトを立ち上げ、本庁の「鳥獣被害対策特命チーム」、各地域における「地域鳥獣被害対策特命チーム」を設置。平成24年に技術面の支援を行う「鳥獣被害対策支援センター」を設置。

(重点現地支援)

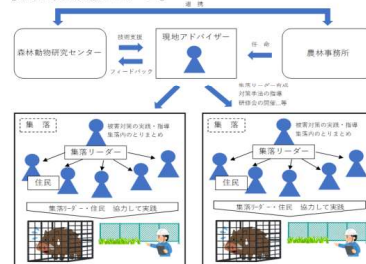
- ・ 県と市町村が協議の上、支援すべき地域を選定の上、市町村や集落と連携し、モデル地域で防護柵の設置等の現地指導や、設置後の管理法に係る研修会等を実施（鳥獣被害対策マスター）
- ・ 技術指導を行う鳥獣被害対策マスター（県・市・団体職員）を育成し、マスターによる講習会・現地指導を実施。

(鳥獣被害対策地域リーダーの育成)

- ・ 集落対策の先導役として、集落の代表者等を鳥獣被害対策地域リーダーとして育成(R6年度107名)



農業者向け電気柵研修会
【対策の実践支援のスキーム】



- 国は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策推進計画・政府実行計画を策定することとされており、**全ての地方公共団体には、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定が義務付けられている※1。**
- **都道府県等※2には、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定が義務付けられているが、その他の市町村については努力義務とされている※1。**
- このほか、市町村は、地球温暖化等の気候変動に起因する健康や生活環境等への影響に対応するため、気候変動適応法に基づき、熱中症対策等に係る事務を行うこととされている。

	地球温暖化対策推進法※に基づく事務 ※地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)	(参考)気候変動適応法に基づく事務
国	・地球温暖化対策計画の策定 ・政府実行計画の策定 ・促進区域(地域脱炭素化促進事業の対象区域)に係る全国一律の環境配慮基準の策定	・気候変動適応計画の策定 ・熱中症対策実行計画の策定
都道府県等	・地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定 →地方公共団体の事務事業に係る温室効果ガスの排出量の削減等の取組を実施(記載事項) ・対象とする温室効果ガスの種類、計画期間等の基本的事項 ・温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標 ・具体的な取組項目及びその目標(庁舎・管理する施設の省エネ対策等)等 ・地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定 →地域における温室効果ガスの排出量の削減等の取組を実施(記載事項) ・再生可能エネルギー導入の促進 ・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進 ・都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善等 ・事業者が申請する地域脱炭素化促進事業計画の認定(2つの市町村にまたがる事業に限る。) ・促進区域に係る地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準の策定(都道府県のみ・任意)	・地域気候変動適応計画の策定(努力義務)
市町村	・地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定 ・地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定(努力義務) ・事業者が申請する地域脱炭素化促進事業計画の認定	・地域気候変動適応計画の策定(努力義務) ・指定暑熱避難施設の指定 ・熱中症対策普及団体の指定

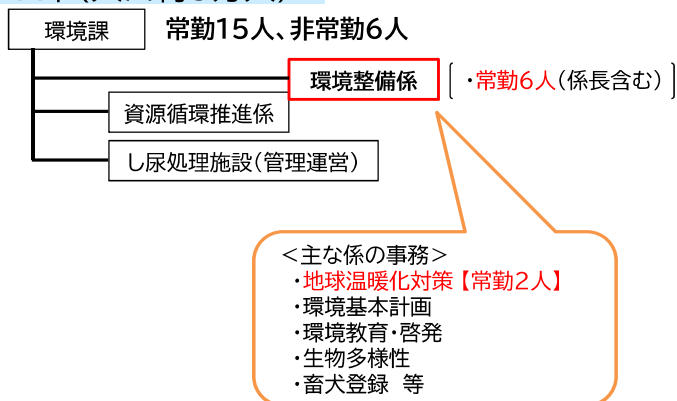
※1 複数の地方公共団体による共同策定も可能

※2 都道府県等には、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市を含む。

市町村の事務処理体制(地球温暖化対策)

- 人口5万人規模の市では、**地方公共団体実行計画(事務事業編・区域施策編)を策定し、中小企業の脱炭素化の取組を支援しているが、具体的な取組に関するノウハウが不足しており、外部のアドバイザーを活用している。**
- 人口1,500人規模の小規模町村では、職員1名が他業務を行いつつ事務を担当しており、**地方公共団体実行計画(事務事業編)の改定やフォローアップができていない状況。**

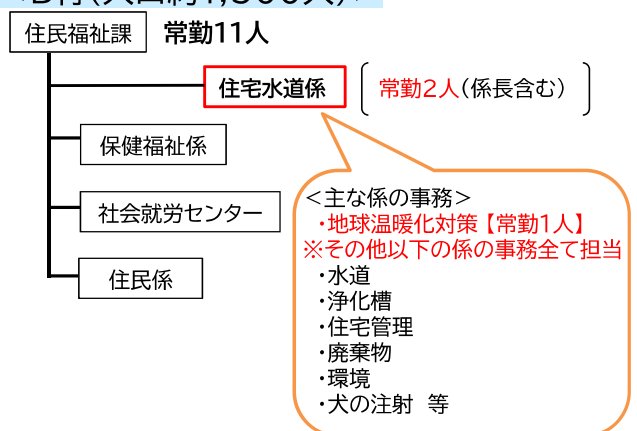
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 常勤2人が、業務を担当。
- 地方公共団体実行計画(事務事業編・区域施策編)を策定した上で、国のモデル事業に参加し、市内の中小企業の脱炭素化の取組支援(金融機関や太陽光パネル事業者とのマッチング等)を実施。
- 目標達成のための具体的な取組について職員のノウハウが不足していることから、外部のアドバイザーと契約し、週1回ペースで派遣を受けて中小企業の脱炭素化の取組支援策等に関して相談。

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 常勤2人中、1人が水道等の他業務を行いつつ担当。
- 担当職員では市内の温室効果ガスの総排出量の算出等が困難であることから、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定は、事業者へ委託して行ったが、委託に係る費用が課題となり、計画の改定やフォローアップができていない状況。

業務の概況と課題(地球温暖化対策)

脱炭素化の推進

- 地方公共団体の事務事業における脱炭素化の取組については、特に小規模市町村において、地球温暖化対策を担当する人員やノウハウの不足が課題となっている。
- また、地域の脱炭素化の推進については、専門人材やノウハウの不足等の課題があり、再生可能エネルギーの地産地消を進めるため、地域の各主体との連携の取組を行っている例もある。

【業務の概況】

- 2050年カーボンニュートラルに向けた2030年度46%削減の目標達成のため、地球温暖化対策推進法に基づき、全ての地方公共団体には地方公共団体実行計画の事務事業編の策定が義務付けられており※、これに基づき、地方公共団体の事務事業における脱炭素化の取組(庁舎への太陽光パネルの導入、公共施設における省エネ対策等)が実施されている。
 - また、都道府県・指定都市・中核市等には、同計画の区域施策編の策定が義務付けられ、その他の市町村については努力義務となっており※、同計画に基づき、地域の脱炭素化の取組(地域における再生可能エネルギー導入の促進等)が実施されている。
- ※ 複数の地方公共団体による共同策定も可能【共同策定数(令和6年10月1日時点):事務事業編53団体、区域施策編35団体】

【事務処理上の課題】

- 地方公共団体の事務事業における脱炭素化の取組については、特に小規模市町村においては、地球温暖化対策を担当する人員やノウハウの不足が課題となり、計画を策定したものの、必要なフォローアップが十分にできていない状況も見られる。
- また、地域の脱炭素化の取組については、太陽光・風力発電等の再生可能エネルギーや、地域エネルギー会社の運営に関する専門知識を有する人材の不足や体制確保が課題となっており、小規模市町村を中心に取組が進んでいない。

■地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定率(令和6年10月1日)

	事務事業編	区域施策編
全都道府県・市町村	94.5%	52.6%
人口1万人未満の市町村	85.0%	28.8%

(備考)環境省「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会取りまとめ」(令和6年12月13日)、「令和6年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書」より事務局作成

- 地域の脱炭素化を推進するためには、再生可能エネルギーの地産地消が重要であり、地方公共団体と地域の各主体(民間企業、地域金融、地域エネルギー会社等)との連携を更に進めることも必要だが、取組は一部にとどまっている。

業務の概況と課題(地球温暖化対策)

【課題解決に向けた取組】

<地方公共団体間の連携>

(連携中枢都市圏における連携①)

- ・ 北九州都市圏では、圏域内の市町(6市12町)の公共施設をまとめて、PPA※1事業者を公募することにより、スケールメリットを創出し、安定的で低廉な再エネ電力を調達。

※1 PPA: Power Purchase Agreement(電力購入契約)。地方公共団体が所有する建物の屋根や遊休地を事業者に貸し、そこに太陽光発電設備を設置して再生可能エネルギー電気を調達する仕組み。

(連携中枢都市圏における連携②)

- ・ 熊本連携中枢都市圏では、連携中枢都市の熊本市が、連携市町村と共同で実行計画(区域施策編)を策定。
- ・ 国の交付金※2も活用し、圏域内の市町村(8市10町2村)における太陽光発電設備・蓄電池の導入を行うとともに、圏域において、初期費用不要なPPA方式のノウハウを共有し、事業の効率化や水平展開を図っている。

※2 重点対策加速化事業:「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の採択事業。全国148団体(35府県88市25町)の事業が採択(令和7年2月3日時点)

(地域新電力※3の共同設立)

- ・ 能勢町・豊能町(大阪府)と地域の法人の出資により2020年に「株式会社能勢・豊能まちづくり」を設立、ゼロカーボン電気の供給、再エネ普及等の取組を実施。

※3 地域新電力:地方公共団体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者

(県による市町村の小水力発電開発支援)

- ・ 長野県では、県内市町村・土地改良区等が小水力発電施設を設置しようとする際に、企業局が設計段階から建設の施工監理、保守管理までを受託し、技術面での支援を実施。
- ・ 発電した電力は県内市町村・土地改良区等が自らの施設で利用するほか、再エネ特措法※4に基づく固定価格買取制度(FIT)を利用して電力会社に売電。

※4 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)

<地域の多様な主体との連携>

(金融機関との連携)

- ・ 山陰合同銀行は、全国の銀行で初となる再エネ発電事業を行う会社「ごうぎんエナジー株式会社」を全額出資により設立。
- ・ 米子市・境港市と連携し、再生可能エネルギーの地産地消の取組を進めている。
- ・ 具体的には、両市内の公共施設への太陽光発電の導入、既存の再エネ施設の再エネ電力供給、再エネ需給調整を可能とする大規模蓄電池の整備等の取組を実施。



- 国(独法)は、休日などに地方公共団体のセンターを補完する役割を果たしているほか、海外事業者対応や外国人観光客向けの相談といった専門性の高い相談に対応。
- 都道府県は「広域的な見地や専門的な知識を必要とする相談対応」、市町村は「住民からの相談対応」を行うこととされているが、実際は、住民から相談を受けた機関(都道府県、市町村)が内容を問わず対応している状況。
- このほか、地域住民に対する情報提供(啓発活動、出前講座等)や、見守りネットワークの構築(高齢者へのアプローチ等)など、地域コミュニティと密接な関連性を有する業務も存在。

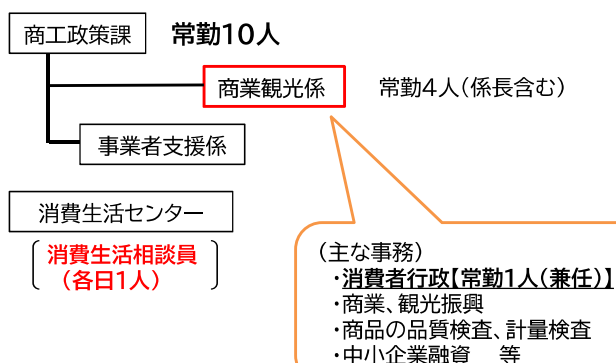
	①相談受付・対応等	②相談対応後のシステム入力・制度対応等	③消費者安全の確保のための情報提供・見守り
	あっせん		
国等 (消費者庁・独法国民生活センター)	○ 国民からの苦情、問合せ等に対する必要な情報提供 *国民生活センターは以下の相談に対応 ・休日や昼休みなど地方公共団体のセンターの閉庁日等の相談対応 ・海外事業者とのトラブルの相談対応 ・外国人観光客からの相談対応	【消費者庁・関係省庁】 ○ 行政処分等(業務停止命令等) 【独法】 ○ PIO-NETの運営、相談情報の分析 ○ 相談内容と関係する省庁への規制等の要望 等	○ 国民に対する広報活動 ○ 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置促進
都道府県	○ 市町村に対する援助 ○ 広域的な見地や専門的な知識を必要とする相談受付・対応 ○ 消費生活センターの設置(義務) ○ 市町村との情報交換 等	○ 広域的な見地や専門的な知識を必要とする相談について、事業者に対する交渉(あっせん)を実施	○ データベース(※)への入力等 ○ 住民に対する情報提供 ○ 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置
市町村	○ 住民からの相談対応 ○ 消費生活センターの設置(努力義務) ※センター設置市町村数:1,132(設置率65.8%)(R6.4現在) ○ 都道府県との情報交換 等	○ 事業者に対する交渉(あっせん)を実施 ○ データベース(※)への入力等	○ 住民に対する情報提供 ○ 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置 ※基本的には市町村が主導

(※) 全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)。全国の消費生活センター等から相談情報を収集し、分析した上で施策や相談対応に活用。

市町村の事務処理体制(消費者行政)

- 人口5万人規模の市では、消費生活センターを設置しており消費生活相談員を配置できているが、相談員の高齢化に直面している状況が見られる。
- 人口1,500人規模の小規模町村では、専任の職員がおらず(相談員の資格をもたない兼任職員が対応)、都道府県から派遣された相談員が相談対応(月1回)を行っている状況が見られる。

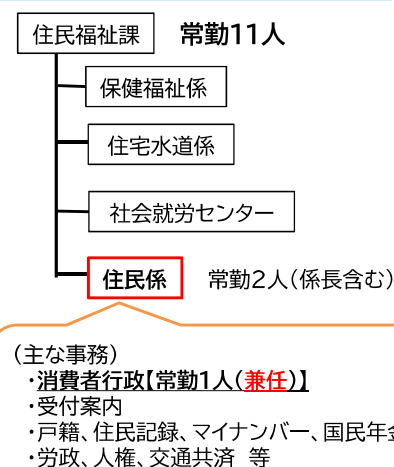
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 商業政策課
 - 係長と1人の常勤職員(兼任)が消費生活センターの運営に関する業務や消費者向けの啓発(出前講座等)を実施。
- 消費生活センター
 - 消費生活相談員(委託先(公益社団法人)から派遣)3人が在籍しており、輪番で各日1人が相談対応を実施。
 - 相談員はいずれも50代後半～60代後半であり、将来の担い手の確保に課題がある。
 - 件数は約250件/年。
 - 相談対応の所要時間は、内容によるが短くとも30分以上、場合によっては後日のフォローアップも実施。

<B村(人口約1,500人)>



※消費生活相談員はいない。

<業務の詳細>

- 1人の常勤職員(兼任)が相談対応。
- 件数は僅少。専門的な相談など村での対応が難しい場合は、都道府県の消費生活センターを案内する場合も存在。
- 都道府県から月に1回、相談員の派遣を受け、当該相談員が役場内で住民からの相談に対応している。

業務の概況と課題(消費者行政)

①相談受付・対応

- **小規模市町村**では、国家資格である**消費生活相談員の確保が困難**な状況であるほか、**相談内容が複雑化・高度化**(インターネット上の取引に関する相談の増加等)する中、**相談件数が少ない**ため職員の**ノウハウが蓄積されない**といった課題がある。
- 都道府県と市町村のセンターの**役割分担が不明確**という指摘もある。
- **消費生活センターの共同設置**等を行っている例もあるが、**対面による相談が効果的なケースも存在**することから、**住民が身近な範囲に相談できる環境を確保**することも重要と考えられる。

【業務の概況】

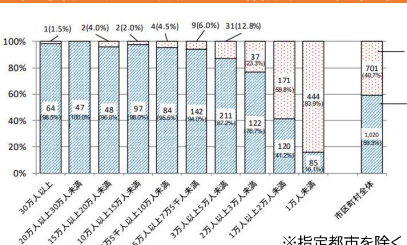
- ・ 消費者からの相談は**電話**によるケースが多く、内容によっては、**事業者との仲介(あっせん)**、後日のフォローアップを行う。
- ・ 市町村の相談センターで対応が難しいものについては、**都道府県のセンターを案内**するものもある。

【事務処理上の課題】

- ・ 現職の消費生活相談員のうち有資格者(国家資格)は**全国で約1,700名**しかいない。域内の新規合格者が10名程度の都道府県(人口500万人以上)もあり、人材の奪い合いに直面。
- ・ **相談員がいない**ことから、兼任職員が相談に対応しているが、**年間数件と処理件数が少ない**ため**ノウハウの蓄積が困難**。(町村)
- ・ **インターネット通販関係**など域外の事業者とのトラブルについて、**小規模団体では事業者へのあっせんが難しい**。(町村)
- ・ **県と市の消費生活センターで受け付ける相談内容を区別しておらず、役割分担が不明確**。(中核市)
- ・ 都道府県のセンターから、**対面での相談が効果的**である(例:契約書等の書類の確認、スマホの画面を見ながら相談等)と判断され、**市町村のセンターに引き継がれる**ケースがあり、こうした対応に人手を要している。

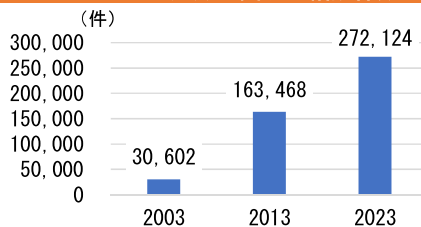
	消費者安全法上の主な役割	実際に対応する案件
都道府県	○広域的な見地や専門的な知識を必要とする相談対応	○ネット通販関係 ○金融商品関係 ○エステ関係 ・ ・ ・
市町村	○消費者からの相談対応	等

市町村の人口規模別の相談員の配置状況



※指定都市を除く。

インターネット通販に関する相談件数



※2003年の件数は「電子商取引」に関する相談件数として集計された値。

業務の概況と課題(消費者行政)

【課題解決に向けた取組】

○ 消費生活センターの共同設置(相楽広域行政組合)

- ・ 近隣市町村(1市3町1村(人口計12万人))で構成する**一部事務組合**において**消費生活センターを共同設置**し、消費生活相談員を2名確保。

<参考> 消費生活相談に係る共同処理制度の活用状況: **全国で82件(170団体)** (注)

(注) 地方自治法上の事務の共同処理制度(一部事務組合、事務の委託等)の活用件数(R5.7.1現在)

共同設置の効果のイメージ



○ 同一のNPOへの消費生活相談業務の委託(鳥取県、佐賀県)

- ・ 全県又は県内ブロックごとに**同じ事業者**に市町村から**相談対応業務を委託**。**曜日ごとに消費生活相談員が各市町村を巡回**。相談員がいる日は対面でも相談を受け付け、相談員が他の市町村にいる日も電話を転送することで相談を受け付けるなどしている。

○ 都道府県からの消費生活相談員の派遣

- ・ 月に1度、**都道府県の消費生活相談員が村に派遣**され、相談を受け付けている。(町村)

<取組に当たっての課題等>

- **対面での相談が効果的な場合もあるが**、消費生活センターの共同設置・集約化を行う場合、**窓口までの距離が遠くなる**住民が発生する。
- 消費生活センターの共同設置等を行う場合、市町村ごとに相談件数等が異なることから、**費用負担をどのようにするの**か調整が必要であるほか、**都道府県など規模の大きい団体においても、相談員が不足している**という状況がある。

業務の概況と課題(消費者行政)

②相談後の対応等

- 相談対応を行った後、対応した案件の内容を、**消費生活相談情報を集約するデータベース(PIO-NET)**に入力し、消費者への注意喚起や他の相談処理への活用を行うこととなっているが、相談件数が一定程度ある団体においては、**相談情報の入力に時間を要しており、相談員の負担軽減を図ることが課題**となっている。

【業務の概況】

- ・ 相談員が、相談を受けた内容や事業者の情報等について、PIO-NETに入力。集約された情報は、**他の相談処理や消費者への注意喚起等に活用**。

【事務処理上の課題】

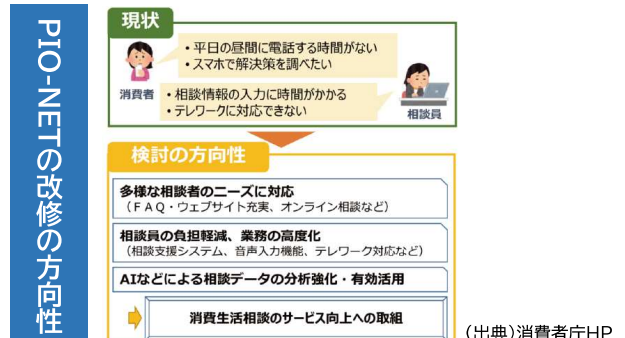
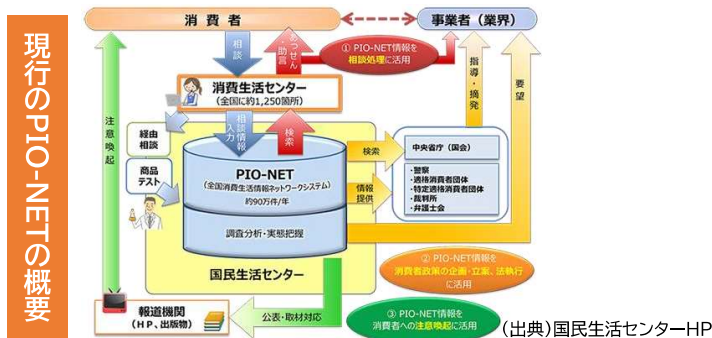
- ・ 相談内容のカテゴリやキーワードなど**様々な情報を入力する必要**があり、相談件数が多い時には、後日の入力となる。(一般市)
- ・ 専用回線・専用端末による接続が求められており、**相談員のテレワークが困難**。

【課題解決に向けた取組】

○ PIO-NETの刷新

デジタル化の進展を踏まえ、**2026年度にPIO-NETを改修予定**。

- ・ 消費者向けFAQの整備により自己解決の支援を強化。
- ・ **相談員向けFAQ等の整備、PIO-NETへの入力内容の見直し等により相談員の業務支援の強化と負担軽減を図る**。



業務の概況と課題(消費者行政)

③消費者安全の確保のための情報提供・見守り

- 地域の団体への出前講座等の啓発活動を実施しているほか、**市町村役場の関係部署(福祉関係等)や地域で見守り活動を行う者(自治会、民生委員等)で構成される見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)**を設置し、構成員からの情報提供等を踏まえ、高齢者をはじめ配慮を要する消費者に対する**見守り活動**などに取り組んでいる。
- 見守りに当たっては、**住民一人ひとりに寄り添った顔の見える関係が重要**であるほか、**市町村内の福祉・教育等の関係者とも連携**しながら取り組む必要がある。

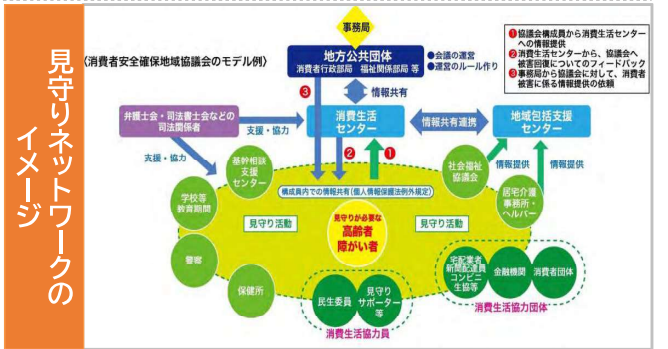
【業務の概況】

- ・ 地域の自治会の集まりや大学の新入生向けの出前講座などで啓発活動を実施している。
- ・ 見守りネットワークの構成員(ヘルパー等の福祉関係者など)が消費者被害の可能性があることに気付いた場合、消費生活センターに連絡。被害の未然防止に資する情報を、**市町村役場の関係部署(福祉担当、教育担当等)や警察署などの構成員と共有**する。
- ・ **福祉担当課の中に消費生活センターを設置**することで、生活保護の受給申請に来た方を、消費生活相談につなぐことが可能となっている。(宮城県大崎市)

【事務処理上の課題】

- ・ 啓発活動等に従事する**消費生活相談員の確保が困難**。
- ・ **地域コミュニティや市町村役場内の他部署と密接に関連する業務であるため、広域実施による合理化が難しい**と考えられる。
- ・ **見守りネットワークを設置しているのは全市区町村のうち29%(506市区町村)にとどまっております、人口5万人未満の団体に限れば、更に設置率は低い(23%)**。

※地方公共団体から2025年1月末日までに消費者庁に対して設置報告のあった協議会(広域連携による設置を含む。)



(出典)消費者庁HP

各行政分野における課題等を踏まえた検討①

参考資料 15

第4回研究会資料（一部加工）

介護保険

- 介護認定審査会の委員のほか、専門性が求められる認定調査等を担うケアマネジャーの確保については、広域で取り組むことが有効か。
- 事業者に対する指導については、中小規模の市町村では十分に行えていない、件数の少なさからノウハウが蓄積されないなどの課題が見られることから、広域で取り組むことが考えられるか。
- 要介護者の認定調査について、居宅訪問による個々人の身体機能や生活機能等の調査については、引き続き住民に近い市町村等が対面により行う必要があるか。他方、医師・事業者等とのやり取りについては、事務量が多く、一部でデジタル技術の活用も見られるが、デジタル化の徹底による効率化が考えられるか。

国民健康保険

- 保険給付に要した費用については、市町村を経由せず、都道府県から直接、国保連へ給付費を支払うことで効率化が図られるか。
- 保険料の納付勧奨や特定健診の受診勧奨等のうち、定型業務は委託等による集約化が考えられる。他方、訪問勧奨等住民への個別対応が必要なケースは、引き続き市町村職員が担う必要があるが、保険料の滞納整理等は、広域での共同処理が有効か。
- レセプトデータ分析等の専門性が高く小規模市町村で体制構築が難しい業務等については、都道府県単位で設置される国保連や都道府県が広域支援の役割を果たすことが考えられるか。
- 特定保健指導について、住民一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が求められるため、引き続き市町村が担う必要があるが、指導事務を担う保健師については、国保連や都道府県による広域的な確保が有効か。

保育

- 施設給付について、加算・減算などの複雑な仕組みの理解や、施設数が多い場合の事務量が課題となっている点について、システム化や事務の簡素化による対応が考えられるか。
- 保育所への入所調整については、入所需要の多い一定規模以上の団体については、デジタル技術の活用により効率化を図ることが効果的か。一方、必要性認定に当たり市町村独自の項目があるため共通システム化には課題もあるが、どのような方法が考えられるか。

各行政分野における課題等を踏まえた検討②

第4回研究会資料（一部加工）

インフラ管理

- 道路整備の計画については、引き続き各道路管理者において、地域の実情を踏まえて行うことが必要。
- 道路管理については、修繕等の仕様作成等に必要な技術的な知見の不足が課題。管理者によって実施する業務に大きな差はないことから、地方公共団体の枠を越えて維持管理に取り組むことが効果的か。受託側のインセンティブやリソースの確保をどのように考えるか。
- 道路の損傷個所の確認については、住民による通報や民間事業者など外部リソースの活用が効果的か。中小規模の団体でも取組を進めるためには、費用を抑えてデジタル化を進めることができるかが課題か。

消費者行政

- 消費生活相談については、相談内容が複雑化・高度化する中、専門的な消費生活相談員の確保に課題が生じているほか、小規模市町村では相談件数が少なくノウハウが蓄積されない状況にある。都道府県と市町村の役割が実態上重複しており、広域で専門人材を確保し共同処理することが効果的ではないか。一人当たりの相談件数のボリュームを確保することで、専門人材の処遇を改善し、安定的な確保につながるか。また、上記の観点から、都道府県と市町村の役割分担についても整理が必要ではないか。
- 他方で、市町村の福祉部門や自治会等との連携により住民のアクセスポイントや対面での相談機会を確保することも重要であり、各市町村も一定の役割を果たすことが必要だと考えられ、広域化の方向性とどのようにバランスをとるか。

給付事務

- 保護者による児童の監護の有無など、個々の住民に関する現況確認が必要な給付金については、市町村等が一定の役割を果たすことが必要である。他方、そのような実態の確認が不要な全国一律の個人給付については、デジタル技術を活用して国が実施することが考えられるか。

各行政分野における課題等を踏まえた検討③

第5回研究会資料（一部加工）

教育

- 校務支援システムの導入については、小規模団体における財政負担や人材不足の課題があるが、業務の共通性を踏まれば、都道府県が共同調達を主導することなどにより支援することが考えられるか。
- 指導主事のように、業務量や事務の性質により小規模団体が単独で配置することが困難な場合や、スクールカウンセラーのように日常的に児童・生徒と直接顔を合わせる必要がある専門人材の確保が困難な場合は、広域化や都道府県による支援が考えられるか。他方、ALTや外部専門家の活用等については、オンラインを活用した遠隔での対応も考えられるか。

老人福祉施設

- 養護老人ホームの措置費の算定については、個々の市町村における算定基準の改定の負担が大きいことから、都道府県が広域的な観点から域内の状況を比較考量した上で標準的な基準を設定する等の支援が考えられるか。標準基準の設定に留まらず、措置費の算定事務自体の役割分担の見直しも考えられるか。

上下水道

- 上下水道事業については、事業に従事する職員数が減少傾向にある中、技術職員を含めた業務処理体制の確保が必要であり、広域的な対応が有効か。資産の老朽化の状況の違いや料金水準・経営状況の差などが、広域化に当たっての課題となっている中、広域化をどのように推進すべきか。
- 広域化に当たっては、市町村間の連携を図ることに加え、都道府県が流域下水道の設置・管理や、水道用水供給事業を行っている場合等には、都道府県に上下水道事業運営に関する専門知識やノウハウがあることから、都道府県・市町村の枠を越えて取り組むことが効果的か。
- 全国規模の地方共同法人による工事の受託や代行の活用を更に進めることも考えられるか。

各行政分野における課題等を踏まえた検討④

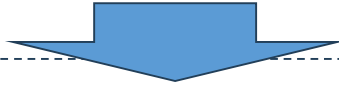
第7回研究会資料

地球温暖化対策

- 全地方公共団体に求められる自らの事務事業の脱炭素化については、特に小規模な市町村においては、専門的な知見の活用やノウハウの蓄積、コスト削減の観点から、都道府県や連携中枢都市圏を構成する複数市町村と共同調達を行うなど共同して実施することなどが考えられるか。
- 地域の脱炭素化の促進については、特に小規模な市町村においては、地域全体の脱炭素化の促進の役割を負う都道府県が、産業政策を講ずる中で築いてきた中小企業等とのつながりを活かし、現状その進捗に課題のある中小企業等の脱炭素化の取組を行うことや、連携中枢都市圏における市町村間の水平連携等により、広域的な地域エネルギー会社を活用して取組を進めることなどが考えられるか。

鳥獣被害対策

- 鳥獣被害対策の担い手育成・確保や集落での被害対策への支援は、専門的知識や経験が必要な一方、定期的な指導や年数回の研修の実施など、地域に常駐することまでは求められないため、こうした業務は都道府県による広域的な実施が適当か。
- 他方で、具体の被害対策の実施や鳥獣出没時の対応などは、集落、狩猟関係団体や農家・JA等との継続的かつ緊密な連携が必要となるため、引き続き市町村が行うことが適当か。他方で、市町村をまたぐ林の中の繁殖場所での捕獲等の広域的な捕獲については、都道府県が実施又は市町村による実施を支援することが適当か。



- これらの各行政分野におけるフェーズごとの事務を分野横断的に見たときに、あるいは、他の類似の行政分野にも拡張して見たときに、事務処理の広域化や垂直補完、デジタル化、事務の簡略化の工夫など、こういう種類の課題には、こういう種類の対応策が適しているというカテゴライズが可能か。
- その場合に、カテゴリーを分ける上での考慮要素として、当該事務の処理に必要となる人材の専門性、国・都道府県・市町村間の事務の共通性、企画立案業務か定型業務かといった事務の性質、あるいは、行政サービスの提供対象者の規模など、どのような要素が考えられるか。
- 個別の事務について、現行の制度を前提に上記の対応策を考えることに加え、地方公共団体における事務処理を持続可能なものとする観点からは、国・都道府県・市町村を通じた事務フローの全体を俯瞰した上で、事務処理の方法を規定する制度についても見直しを検討すべき点があるか。
- また、事務処理の方法に関する制度の見直しに留まらず、国・都道府県・市町村の役割分担についても見直すべき点が考えられるか。

事務への着目

①事務量

- 事務処理の体制に比して事務量が大きい場合や、事務量が小さく効率性が低下している場合、市町村間の連携や都道府県・国による補完、民間リソースの活用等も含め検討が必要。

②事務内容

事務の性質(企画立案～定型業務)

- 各地域の特性を踏まえた企画立案的な性質が強い事務は、市町村自ら又は市町村間連携により行う必要性が高い。一方、事務処理の主体によって内容に差が生じにくい定型業務の性質が強い事務は、市町村以外の主体による実施も含め検討が必要。

国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性

- 市町村と都道府県、国と実施事務の内容の共通性が高い場合、国や都道府県による支援や直接の事務処理も含め検討が必要。

③事務処理に必要なリソース

事務処理に求められる人材の専門性

- 技術職や保健師等の専門人材が必要な事務については、人材の希少性、偏在度合い、代替可能性等に応じ、地域事情も踏まえ、市町村以外の受け皿での人材確保の検討が必要。

事務処理の難しさ、経験・知見の必要性

- 特定の専門人材を必要としない事務であっても、高度なデータ解析など、特に小規模市町村では対応が困難な事務や、ノウハウの蓄積が求められる事務については、市町村間連携のほか、都道府県や国、民間等による支援、事務処理の広域化も含め検討が必要。
- 事務処理を規定する国の仕組みの複雑さが原因となっている場合には、複雑さの解消による事務の簡素化についても検討が必要。

デジタル技術の活用

各着目点に関し、デジタル技術の活用が事務のあり方の前提を変え得る。業務効率化や行政の質の向上にもつながることから、対応方策の検討の際に併せて検討することが不可欠。

バックヤードでの情報連携や、事業者等との間で電話等により行われている連絡調整事務のデジタル化、AIを用いた文章や要約の作成により事務量自体を小さくすることが考えられる。

デジタル技術の活用の観点から事務の標準化・共通化を進めることで、事務の定型性が高まる。

データを集約し、AIを活用した情報の整理・分析を行うことで事務処理に必要な情報の参照やチェックを容易にすること等により、専門人材の不在やベテラン職員の退職によるノウハウの不足を補うことにつながる。

課題に応じた対応方策の検討の視点②

事務への着目(続き)

④事務処理のあり方

対面や実地での事務実施の必要性

- 事務を対面や実地で実施する必要がある場合、事務処理の主体と客体との近接性が求められることから、一義的には市町村による事務処理が考えられる。他方で、遠隔での事務実施が可能な事務については、広域的な対応を含め検討が必要。

事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性

- 狭域での地域事情や、住民の意思をきめ細かに施策に反映させる必要性が高い場合、各市町村での事務処理を前提に、都道府県・国や民間等による支援について検討が必要。
- 全国的な社会経済状況の変化や、全国や都道府県レベルでのサービス水準の考慮を要する事務については、国や都道府県の関与・支援により、一定の水準や均衡の確保とともに、市町村の負担軽減について検討が必要。

行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

- 行政分野を超えた連携や、地域の多様な主体との連携が必要なものについては、当該連携が各市町村の組織内又は区域内で求められるのか、市町村の組織・区域を超えるのか、事務処理の主体の検討の要素に。

デジタル技術の活用

リモートでの対応を可能にすることにより、遠隔での事務処理で、対面や実地対応と変わらない実施水準を確保することなどが考えられる。

情報共有・コミュニケーションの円滑化を図ることで、行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携がしやすくなる。

介護サービス事業者の運営指導

事務への着目等

- 市町村が行う地域密着型サービス事業者の運営指導は、専門的な知見が必要な訳ではないが、適正な事務実施のためのノウハウの蓄積が必要。中小規模の市町村では事務ボリュームが小さくノウハウの蓄積が困難。
- 事業者との連絡調整はデジタル化による負担軽減が可能。
- 実地検査は数年に一回であり、日常的な実地性は高くない。
- 事務実施に当たり広域的な視点が求められるものではない。

対応方策の検討

- 事業者指導については、市町村のほか都道府県も同種の事務を行っている。民間にも事務受託法人が存在することから、地域事情に応じ、大都市や都道府県が代わりに行うことや、民間法人に委託することが効果的か。
- 今後、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の連携を進めることが必要であり、医療行政の主体である都道府県が介護分野で一層の役割を果たすことが求められるか。

保育施設への給付

事務への着目等

- 施設数の多い市町村では事務ボリュームが大きくなっている一方、施設数の少ない小規模な市町村では事務ボリュームが小さく、ノウハウの蓄積に課題。
- 事務の処理に専門性は求められない一方、制度の理解が難しく、事業者からの質疑対応、都道府県・国への照会が負担となっている。

対応方策の検討

- 広域的な観点は求められず、国・都道府県との事務の共通性も低いので、市町村間の連携や民間リソースの活用が考えられるか。
- 他方で、申請・審査事務をシステム化することで事務ボリュームを大きく圧縮し、地方公共団体・事業者ともに負担を軽減することが考えられるか。
- あわせて、システム化では対応できない制度自体の複雑さの解消についても検討が必要か。

指導主事による小中学校の指導

事務への着目等

- 指導主事が対応すべき業務について、個々の市町村の事務ボリュームを踏まえると、小規模団体を中心に単独での配置が困難。
- 一定の専門性が求められる事務であり、広域的な観点というよりは個々の学校の状況を踏まえた対応が求められ、直接対面で指導を行う必要性が高い。

対応方策の検討

- 指導主事の職務を果たすことができる経験豊かな小中学校教員は、都道府県が県費負担教職員として任用しているので、都道府県の協力を得て、市町村間で連携して設置することが効果的か。

対応方策の検討の視点の適用例②

道路の維持管理

事務への着目等

- 道路の老朽化により維持管理の事務のボリュームは増加。損傷個所の確認についてはセンサーやAIなどデジタル技術の活用により効率化が可能。
- 事業者への発注時の仕様書作成や大規模な修繕の施行管理、事業者が実施した内容の評価など、専門技術的な知見が求められる。
- 現場対応は事業者が行い、地方公共団体はバックヤードでこれを管理するため、実地対応はそこまで求められない。

対応方策の検討

- 市町村道・都道府県道・国道の区分を超えネットワークとして広域的な視点で管理する必要があり、道路管理者を通じて維持管理の内容は共通性が高いこと、そのために、同種の経験を有する技術職員が都道府県や国の地方支分部局に存在することから、組織の枠を越え、都道府県や国が市町村道の管理について、その一部を代行することも含め、積極的な役割を果たすことが効果的か。

消費生活相談

事務への着目等

- 消費生活相談の事務ボリュームは、特に小規模な市町村では相談件数が少ない場合も多く、ノウハウの蓄積に課題。
- ネット取引や金融商品に関する相談など、複雑・高度な相談が増加する中でこれまで以上に専門的な知見が求められる。
- 相談内容のデータを集約し、参照を容易にすることなどで相談のサポートが可能。
- 電話による相談対応も多い一方で、契約書類等を見ながら対面で相談することが効果的な事例も一定存在。
- 全国どこにいても相談・救済を受けられるためには、広域的に相談対応の水準を確保する必要。

対応方策の検討

- 消費生活相談業務は国(独法)が補完をしながら都道府県・市町村において実施されており、組織の枠を越えた相談体制を構築することも効果的か。
- 高齢者等の自ら相談することが難しい方の被害に気づき相談につなげる見守りについては、市町村の福祉部局や民生委員等の地域活動主体との連携も重要であることから、身近な市町村における対応も求められるか。

※ これらの「対応方策の検討の視点の適用例」については、あくまで、検討の視点が適当なものとなっているかの議論に資するよう当てはめを行ったものである。

- 平成11年の地方分権一括法により、都道府県と市町村の役割が見直され、**都道府県が処理する事務から「統一的な処理を必要とする事務」を削除**する等の改正が行われた。

都道府県・市町村の役割の明確化

- 昭和31年の地方自治法改正において、**都道府県と市町村の役割を明記**し、市町村は基礎的な地方公共団体として、**都道府県が処理する事務以外の事務を処理**することとされた。

地方分権改革における都道府県・市町村の役割分担の見直し

- 平成11年の地方分権一括法において、国と地方公共団体との役割分担の見直しとともに**都道府県・市町村の役割の見直し**が行われた。

【都道府県の役割】

- ・ 都道府県を単位として統一性を確保する必要性のある「統一的な処理を必要とする事務」は**必要最低限であるべき**であること等から、**当該事務区分が廃止**された。併せて、市町村の「行政事務」に関し、都道府県が都道府県単位で事務処理の統一性を図る観点から、都道府県の条例で必要な規定を設ける「**統制条例**」制度も**廃止**された。

【市町村の役割】

- ・ **一般の市町村は処理することが適当でないために都道府県が処理することとされる事務についても**、個別の市町村の規模及び能力に応じて、市町村において処理し得ることが明記された。

	新(平成11年改正後)	旧(昭和31年改正後)
都道府県事務	・ 広域にわたるもの ・ 市町村に関する連絡調整に関するもの ・ その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの	・ 広域にわたるもの ・ 統一的な処理を必要とするもの ・ 市町村に関する連絡調整に関するもの ・ 一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模のもの
市町村事務	・ 都道府県の手続きを除いた事務 ・ 都道府県が処理する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、処理することは可能	・ 都道府県の手続きを除いた事務 ・ 事務の規模の観点から都道府県が処理する事務については、その規模及び能力に応じて、処理することは可能

地方分権一括法後における基礎自治体の事務の創設・事務の移譲

- 平成11年に地方分権一括法が成立して以降、新たな市町村事務の創設や、都道府県から市町村への事務権限の移譲により、**福祉分野を中心に、市町村において継続的な処理が必要な事務の増大**が見られる。

【地方分権一括法の成立後において、新たに市町村の事務とされた内容を含む主な法律制定・改正】

- **障害者自立支援法制定**(平成18年4月1日施行)【事務の移譲/事務の新設】
 - ・ 市町村と都道府県に分かれていた**障害福祉サービスの実施主体**を市町村に一元化するとともに、**市町村は地域生活支援事業**(相談支援事業等、手話通訳者等の派遣事業、日常生活用具の給付又は貸与事業、障害者等の移動を支援する事業、地域活動支援センター事業等)を行うこととされた。
- **介護保険法改正**(平成18年4月1日施行)【事務の新設】
 - ・ **市町村長が地域密着型サービス**(小規模多機能型居宅介護・夜間対応型訪問介護等)**事業者の指定権者**となるとともに、**市町村は地域支援事業**(介護予防事業・包括的支援事業等)を行うこととされた。
- **消費者安全法制定**(平成21年9月1日施行)【事務の新設】
 - ・ **市町村は消費生活相談等**(消費者からの苦情相談、苦情処理のためのあっせん、必要な情報の収集・住民に対する提供等)を行うこととされた。
- **社会福祉法改正**(平成25年4月1日施行)【事務の移譲】
 - ・ 主たる事務所が市の区域内にあって事業範囲が当該市の区域を越えない**社会福祉法人の認可や監督等の権限**について、**都道府県知事から市長に移譲**された。
- **母子保健法改正**(平成25年4月1日施行)【事務の移譲】
 - ・ 都道府県及び保健所設置市区が実施していた**低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、未熟児養育医療の給付等の事務**について、**都道府県から全ての市町村に移譲**された。
- **空家等対策の推進に関する特別措置法制定**(平成27年2月26日施行)【事務の新設】
 - ・ 市町村は、**空家等についての情報収集**(空家等への立入調査、データベースの整備等)、**特定空家等に対する措置**(除却・修繕等の指導・助言、勧告、命令等)を行うこととされた。
- **生活困窮者自立支援法制定**(平成27年4月1日施行)【事務の新設】
 - ・ **市及び福祉事務所を設置する町村は生活困窮者の自立相談支援事業**(相談対応、自立に向けた支援計画作成、関係機関との連絡調整等)を行うこととされた。

都道府県と市町村の間における共同処理・他団体による事務処理の状況

- 都道府県と市町村の間において共同処理等を行っている事例は必ずしも多いとは言えない。
- 事務の委託については、一定程度の活用が見られるものの、公平委員会、行政不服審査、下水道、公務災害補償、職員研修に関する5事務における活用が8割以上を占めており、活用されている事務が限定的である。

分類	共同処理制度 (※1)	R5件数 (H26件数)	主な活用例
他団体による 事務の管理執行	事務の委託	1,249件 (993件) (※2)	○公平委員会に関する事務：574市町村(28都道府県) ○行政不服審査に関する事務：191市町村(8都道府県) ○下水道に関する事務：94市町村(14都道府県) ○公務災害補償に関する事務：97市町村(3都道府県) ○職員研修(教員含む)に関する事務：58市町村(6都道府県)
	事務の代替 執行	2件 (0件)	○簡易水道施設整備に係る事務(設計積算・工事管理等)：1市町村(1都道府県) ○公害防止に係る事務(施設の設置届受付、立入検査等)：1市町村(1都道府県)
組織の設置	機関等の 共同設置	16件 (6件)	○行政不服審査会：16市町村(1都道府県) ○消費生活センター：6市町村(1都道府県)
	協議会の設置	15件 (14件)	○下水道に関する事務(計画策定、事業実施等)：25市町村(2都道府県)
特別地方公共団体 の設立	一部事務組合	30件 (31件)	○水道企業団、水道用水企業団：64市町村(7都道府県) ○病院(医療)企業団、医療組合：37市町村(5都道府県)
	広域連合	8件 (6件)	○地方税(滞納整理)機構：137市町村(3都道府県) ○水道広域連合企業団：18市町村(2都道府県)

市町村から都道府県への委託の件数のうち
約83%
(1,038件)

(※1)事務の委託については、市町村から都道府県への委託の件数、事務の代替執行については、都道府県が代替執行団体となっている件数、その他の制度については都道府県が構成団体となっているものの件数。

(※2)H26からの増加分256件のうち191件は、改正行政不服審査法(H28.4施行)に基づき設置することとされた附属機関に係るもの。

【備考】地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(令和5年7月1日現在)を基に事務局作成

◆事務処理の簡素化

- 毎年実施している事務、**複数の市町村が行う同一の事務**について、**負担軽減**を図るため、法改正により**実施回数の減**や**事務の廃止**が行われた。

事務実施回数の減（公立大学法人）

- R5 地方独立行政法人法改正 -

<制度改正の背景・理由>

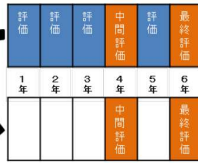
- 公立大学法人を設置している地方公共団体は、毎年、公立大学法人が作成する**年度計画の評価を実施することが義務付けられており、負担**となっていた。

<手法>

- **年度計画及び年度評価の廃止**

※ 廃止に伴い、中期計画（6年ごと）の記載事項に中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加。

中期計画の期間中の評価が6回→2回に



（出典）内閣府ホームページ

事務の廃止（保育）

- R1 子ども・子育て支援法改正 -

<制度改正の背景・理由>

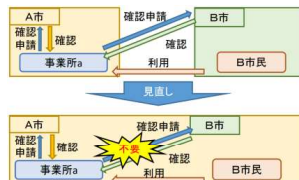
- 他の市町村に所在する地域型保育事業※1を利用する住民がいる場合、住民が居住する市町村と事業所が所在する市町村双方が、当該事業所の「確認」※2を行う必要があり、負担となっていた。

<手法>

- **事業所所在市町村以外の市町村による「確認」が不要とされた。**

※1 市町村の認可事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

※2 事業所が、設備や職員配置、市町村が定める運営基準を遵守しているかを確認するもの。



（出典）内閣府ホームページ

◆都道府県による市町村支援

- **市町村に知見やノウハウが不足する事務**について、法改正により、**都道府県が市町村支援を行うこと**とされた。

都道府県による市町村の取組内容の向上支援（生活保護）

- R6 生活保護法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 生活保護制度における医療扶助の適正化の取組を進めるに当たって、**生活保護の実施機関（都道府県、市、福祉事務所設置町村）ごとに知見やノウハウの蓄積にばらつき**があった。

<手法>

- **都道府県が広域的見地**による医療扶助等に関するデータ分析や取組目標の設定・評価を行った上で、**市、福祉事務所設置町村に対する援助を行うこととされた。**



（出典）厚生労働省ホームページ

都道府県による市の機能強化支援（社会福祉）

- H28 社会福祉法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 社会福祉法人の内部留保の問題が指摘され、当該法人のガバナンスの確保のため所轄庁（都道府県、市）の指導監督の向上が求められた。

<手法>

- **都道府県が、社会福祉法人の活動の状況等の調査・分析を行い、市による社会福祉法人への指導監督の実施に関し、必要な助言、情報の提供その他の支援を行うこととされた。**

各省市HP・「時の法令」をもとに事務局作成。

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の外部化

- 下水道分野においては**専門職員の不足**、障害福祉分野においては**業務量の増加**が生じていたため、法改正により、それぞれ**地方共同法人へ代行要請できる制度**、**指定法人へ委託できる制度**が設けられた。
- 国保連に対して、**国民健康保険分野以外の福祉分野の事務も委託**できるよう、順次、法改正が行われた。

特定の法人による代行方式創設（下水道）

- H27 日本下水道事業団法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- **市町村における下水道職員が減少し、近年頻発する豪雨災害防止のための雨水管渠の整備への対応が困難な状況。**

<手法>

- 市町村議会の議決に基づき、日本下水道事業団（地方共同法人）が、特定下水道工事について**補助金交付申請を含めた工事一式を代行できる仕組みが創設**された。

特定下水道工事（終末処理場・特定の管渠等の建設工事）

1 実施方針決定	6 積算・発注
2 補助金交付申請・執行管理	7 監督管理、指示、工事変更
3 地方公共団体負担分の起債	8 地元住民との調整
4 測量のための私有地立入等	9 工事発注・施工管理
5 道路占有許可申請等の各種管理者協議等	10 完成検査

※ 赤字表記の事務を、日本下水道事業団が代行可能に。

<制度改正後の状況>

- 令和元年度以降の活用実績は**1団体のみ**。

（備考）日本下水道事業団HP 事業報告書を基に事務局において集計。

指定法人への委託制度の整備（障害福祉）

- H28 障害者総合支援法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 障害福祉サービス等の事業所数や利用者数が大きく増加し、地方公共団体による**調査・審査事務の業務量が大幅に増加**していた。

<手法>

- 都道府県及び市町村の事務のうち、公権力の行使に当たらない事務について、適切に実施することができると都道府県知事が指定する**民間法人（指定事務受託法人）**に対し、**業務委託が可能とされた。**

指導監督事務

①立入検査等の対象者の選定	引き続き都道府県又は市町村で実施
②立入検査	
③報告・物件提示の命令	
④質問や文書提出の依頼	都道府県知事が指定する法人に委託可能

<制度改正後の状況>

- **事業所への実地指導を指定事務受託法人に委託できず、市町村の負担軽減が十分でなかったため、事業所の同意を得て任意で行う実地指導については、指定事務受託法人に委託することが可能であることが明確化された。**

特定の法人への委託範囲拡大（国保）

- H12～21 審査支払業務の委託を可能とする法改正 -

【国民健康保険団体連合会】

- 国民健康保険法第83条の規定に基づき、国民健康保険の保険者（都道府県、市町村及び国民健康保険組合）が共同して、国民健康保険事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として都道府県単位で設立された法人。

<手法>

- 医療費等の審査支払業務のほか、給付の適正化や保険者である市町村が行う**保健事業等を都道府県単位で支援**。

<主な事務の委託状況（審査支払業務）>

平成12年4月	介護保険関係業務開始
平成19年10月	障害者総合支援関係業務開始
平成20年4月	後期高齢者医療関係業務開始
	特定健診・特定保健指導関係業務開始
平成21年10月	出産育児一時金関係業務開始

審査支払業務以外の業務（例）

【国民】	【後期高齢者医療】
・ 保険者事務共同電算処理	・ 保険者事務共同電算処理
・ 第三者行為損害賠償請求業務	・ 第三者行為損害賠償請求業務
・ レセプト点検の支援	・ 後援医薬品利用差額通知コールセンター
・ 後援医薬品利用差額通知コールセンター	・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
・ 保険料の年金からの特別徴収回収由機関業務	・ 保険料の年金からの特別徴収回収由機関業務
・ 国保非支費納付金の徴収	・ 国保非支費納付金の徴収
・ 保険料（税）適正化への支援	・ 高医療費資金貸付事業
・ 高医療費資金貸付事業	・ 保険料の年金からの特別徴収回収由機関業務
・ 特定健診・特定保健指導に係る費用の支払	・ 介護給付適正化の推進事業
・ 介護給付適正化の推進事業	・ 介護給付適正化の推進事業
・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業	・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
・ 保険者協議会	・ 障害者総合支援市町村事務共同処理

各省市HP・「時の法令」をもとに事務局作成。

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の実施主体の広域化(広域化を促進するための都道府県の役割の明確化)

- 消防分野及び水道分野においては、**小規模な実施主体が多く**広域化が求められていたが、十分に進展していなかったため、法律上、都道府県が広域化に関する計画を定めるなど、**都道府県が広域化を進めるための役割**を担うことが定められた。

都道府県の役割の明確化 (消防)

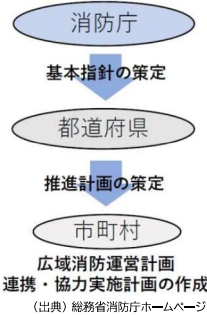
- H18 消防組織法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 災害の多様化、大規模化等の環境変化の中で、**特に小規模な消防本部においては、出動体制や消防車両・専門要員の確保等の限界が指摘され**、消防の広域化が推進されてきたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が約6割を占めるなど、広域化が十分に進んでいないことが指摘されていた。
- 広域化が十分に進まなかった要因としては、広域化における都道府県の役割が法律上不明確であるとの指摘があった。

<手法>

- 市町村の消防の広域化を推進するための**都道府県の役割が明確化され、推進計画の策定、必要な調整・援助の実施等を行うこととされた。**



<制度改正後の状況>

- 広域化により消防本部の総数は、**811本部から720本部に減少**した(令和5年度時点)。

都道府県の役割の明確化 (水道)

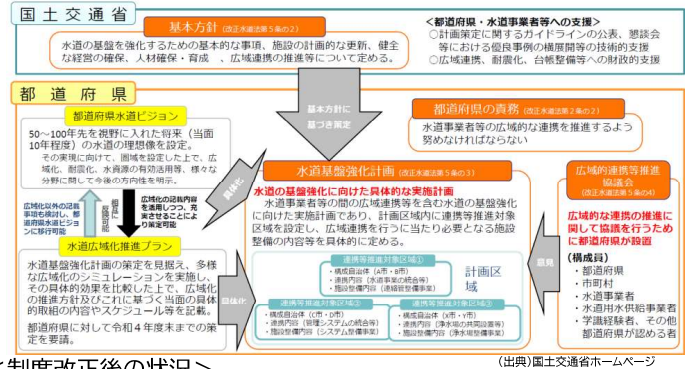
- H30 水道法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、**多くの事業が小規模(給水人口5万人未満の小規模事業者が7割弱)で経営基盤が脆弱**であり、職員数が大きく減少、水道施設の老朽化が進行し、耐震性も不足しているなどの課題が指摘されていた。

<手法>

- **都道府県を広域連携の推進役とすることが明確化され、水道基盤強化計画の策定、協議会の設置等を行うこととされた。**



<制度改正後の状況>

- 水道基盤強化計画が策定済みの団体は、**2府県のみ**(令和5年8月時点)。

各省庁HP・「時の法令」をもとに事務局作成。

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の実施主体の広域化(実施主体の一律的な変更)

- 後期高齢者医療分野においては、**制度運営の責任主体が不明確**であったため、また、国民健康保険分野においては、**安定的な財政運営や効率的な事業の実施等**が必要であったため、法改正により、それぞれ**広域連合、都道府県へと実施主体が全国一律に広域化**された。

広域連合設置義務化 (後期高齢者医療)

- H18 老人保健法(現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」)改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 高齢者医療費を中心に医療費がますます増大することが見込まれる中、国民皆保険を維持し、将来にわたり安定的で持続可能なものとしていくことが必要な状況。
- 従来の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険等の保険者に対して費用を拠出する仕組みとなっていたことから、**老人保健制度の運営主体である市町村と実質的な費用負担者が乖離**しており、制度運営の責任主体が市町村単位になっていることについての見直しの必要性等が指摘されていた。

<手法>

- 後期高齢者についての独立した医療制度を創設して負担区分を明確にし、**都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合が必置化**された。
- この後期高齢者医療広域連合が保険料を徴収し、医療給付を行う。なお、保険料の徴収事務や申請受付、被保険者証の引渡し等の窓口事務は市町村が処理することとされた。

<制度改正後の状況>

- 後期高齢者保健事業は、市町村の実施する国民健康保険の保健事業や介護保険の予防事業の取組との連携が十分に実施できていないという指摘を受け、**保健事業の実施について市町村に委託することが可能**とされた。

主体の都道府県化 (国保)

- H27 国民健康保険法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 市町村国保は、財政運営が不安定になる**小規模保険者が多数存在し**、一人当たり医療費・所得等において、それぞれの**格差が大きく**、**安定的な財政運営や効率的な事業の実施等**が必要な状況。

<手法>

- **都道府県が財政運営の責任主体**となり、市町村が納付する「国保事業納付金」の額を決定、保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払うこととされた。
- また、都道府県内の統一的な運営方針である「国保運営方針」を示し、**市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**することとされた。

都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業納付金を都道府県に納付 ※上の図中、若い世代部分
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理(被保険者証等の発行)
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い ※上の図中、若い世代部分	・ 保険料の賦課・徴収
	・ 保険給付の決定、支給

(出典) 厚生労働省ホームページ

各省庁HP・「時の法令」をもとに事務局作成。

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆専門性を有する職員の要件の緩和

- 建築分野、保育分野、社会福祉分野において、**専門性を有する資格保有職員が不足**していたため、それぞれ法改正により**建築主事に準ずる新たな職を創設**、省令改正により**看護師以外に保育士の代替可能範囲を拡大**、通知発出により**任用後の社会福祉主事任用資格の取得を許容**することとされた。

新たな職の創設（土木）

- R5 建築基準法改正 -

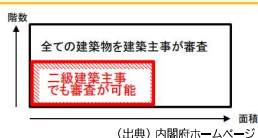
<制度改正の背景・理由>

- 建築確認の事務を行う建築主事に必要とされる建築基準適合判定資格者検定の受験資格は、一級建築士試験に合格した者に限定されていた。
- 検定の受験者や合格者の減少、資格者の高齢化により、**建築確認関係事務の担い手不足が課題**となっていた。

<手法>

- 二級建築士試験合格者による受験を可能とし、当該検定に合格した者は、**「建築副主事」として小規模な建築物等に限り、建築確認関係事務を行うことが可能とされた**。※ 二級建築士が設計・工事監理を行うことができる戸建て住宅等の建築物等

- 建築主事→従前から変更無し
- **二級建築主事（仮称）※→小規模な建築物の適法性を審査**



※ 建築基準法において「建築副主事」として制度化

他資格の代替範囲拡大（保育）

- H27 省令改正 -

<制度改正の背景・理由>

- こどもの体調急変への適切な対応等を行う体制の確保を促進するため、看護師又は保健師を保育士として配置することが可能とされていたが、**看護師の需要は高く確保が困難**であった。

<手法>

- **准看護師についても、保育士として配置することが可能とされた**。



任用後の任用資格取得（社会福祉）

- H15 通知 -

<制度改正の背景・理由>

- 福祉事務所で生活保護受給者への対応等を行う職員は、社会福祉主事でなければならないこととされていた。
- 地方分権改革推進会議において、都道府県等に置かれる職員の必置規制の見直しの対象とされた。

<手法> 通知(平成15年6月～)

- 人事の弾力的な運用・活性化等を図る観点から、**採用時及び異動時において社会福祉主事の任用資格を有しない者についても、その後任用資格取得のための措置を講ずることを条件に、配置することが可能とされた**。

【任用資格取得のための措置】社会福祉法19①ii

- ・ 全社協中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程、日本社会事業大学通信教育科(通信1年)
- ・ 指定養成機関を修了(22科目1,500時間)
- ・ 都道府県講習会(19科目279時間)

各省市HP・「時の法令」をもとに事務局作成。

- 総務省では、平成9年に地方分権推進の要である職員の人材育成を進めるため、地方公共団体が「基本方針」を策定する際に留意・検討すべき事項を提示した「指針」として、「人材育成基本方針策定指針」を策定（現行指針）。
- 令和5年12月には、地方公共団体向けの人材育成に関する現行指針を改正し、人材育成・確保を戦略的に進めるための新たな指針として、「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定。
- 新たな指針において示された人材確保に係る取組みについては、各団体の実情に即して積極的に検討いただき、地域の実情に応じた多様な人材確保のための試験制度の構築、人材確保活動等に今後とも取り組んでいただくよう依頼。

< 基本方針の改正等に当たっての基本的な考え方 >

- 求められる職員像・職務分野等に応じ**必要なスキルを明確化**
- 特に必要となる人材について、可能な限り**定量的な目標を設定**、定期的に検証、取組改善
- **首長等が積極的に関与**、人事担当部局と関係部局が連携
- 単独では育成・確保が困難な市区町村への**都道府県の支援、市区町村間の連携の強化**

< 人材確保の検討事項 >

(1) 公務の魅力の発信

公務の魅力の広報発信により、より多くの受験者への訴求が必要。特に、専門職・技術職の魅力について積極的に発信すること。

- SNSや動画配信を利用した広報
- インターンシップ
- 技術系若手職員によるWEB面談の実施 等

(2) 多様な試験方式の工夫

受験者の負担を軽減するような試験方式を実施することもある。求める人材や能力を明確にした上で、目的に沿った試験方式を検討すること。

- 通年募集枠の設置
- 採用手続の広域化（共同採用方式など）
- 教養試験に代わる適性検査の導入 等

(3) 多様な人材の採用

経験者採用による多様な経験や知識・技能、専門性を持った人材の確保も重要。採用後の丁寧なフォロー体制を整備すること。

- 新卒一括採用と経験者採用を効果的に組み合わせる複数の採用ルートを設定
- 行政経験者民間経験者などの採用枠の創設 等

(4) 外部人材の活用

特に専門的な知識・経験を有する外部人材の確保・活用に当たっては、様々な選択肢のうちから、業務の性質等に応じた適切な手段を選択すること。

- アドバイザー業務の委託
- 任期を区切って採用する特定任期付職員としての任用
- 助言等を行ってもらうための特別職非常勤職員としての任用 等

(5) 市区町村の専門人材の確保に係る都道府県等の支援

- 今後は、単独市区町村での確保のみならず、広域での確保策、特に都道府県が専門人材の確保を支援していくことが重要。
- 自治体自らの人材確保に加えて、特に都道府県が、広域的な行政主体として専門人材の確保を支援するよう検討すること。
- 市区町村の職員採用活動に対する都道府県の協力や、都道府県主導による共同採用方式の活用等についても検討すること。

複数自治体間における共同での採用説明会

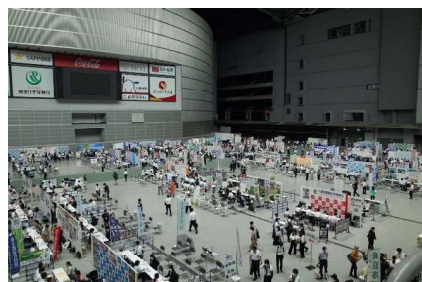
事例① 和歌山県内市町村職員合同採用説明会

- 和歌山県（市町村課）が主催。
- 各市町村における職員採用説明会の開催実績がほとんどなく、説明会のノウハウが不足していること、また出展できる説明会の機会も少なく、市町村単独での説明会では集客に不安があることから、県が主催して合同説明会を開催（平成30年度～）。遠方からも参加しやすいように、オンライン説明会も実施（令和3年度～）。
- 例年、和歌山県職員採用説明会と同日開催。
- スケールメリットに加え、参加市町村間で説明会に係るノウハウを共有できることもメリット。
- 令和6年度は、対面参加4市町、参加者数73名。オンライン説明会5市町。



事例② 埼玉県内市町村職員採用合同説明会

- 彩の国さいたまづくり広域連合（埼玉県及び埼玉県内の全市町村を構成団体とする広域連合）が主催（平成11年度～）。
- 専門人材確保のための現役職員の相談コーナー、民間経験者及び若手職員の相談コーナーを設置しているほか、団体の希望により、現役首長も集団説明会に登壇。
- 令和6年度は、75団体（一部事務組合を含む。）が参加、参加者数1,667名。
- また、県内市町村職員の採用情報を一元化する公式サイト「SAITAMA市町村職員採用NAVI」を運営（前身サイトは平成12年度から運用開始）。アクセス数約40万件（令和5年度）。



複数自治体間における採用試験の共同実施

事例	奈良県・市町村土木職員採用 (平成28年度～)	広島県市町合同職員採用試験 (令和元年度～)	沖縄県離島町村職員採用共同試験 (令和3年度～)
対象自治体	奈良県及び県内市町村（主催：奈良県）	広島県内市町（主催：広島県）	沖縄県内の小規模離島町村（主催：8町村、協力：沖縄県市町村課、沖縄県町村会）
対象職種	土木技術職員	土木職	行政職・資格専門職（令和6年度は保育教諭、保育士、保健師、海事職）
受験概要	受験者は志望する自治体を最大第3志望まで選択可能 ※「第1～3志望+いずれかの自治体」を志望することも可能	受験者は志望する自治体を最大3市町まで選択可能。	受験者は志望する自治体を最大第3志望まで選択可能
1次試験	共同で筆記試験（教養・専門）を実施。成績順に、受験者が選択した志望自治体を優先して、各自治体の合格者を決定。	参加市町が広島市内の同一会場で面接試験を実施。 各市町において合格者を決定。	テストセンター方式で実施。 各町村において合格者を決定。
2次試験	参加自治体が個別に試験を実施。 受験者は1次合格した自治体の2次試験を受験。前日程で不合格となっても、後日程の募集があれば、もう1自治体の受験が可能。	参加市町が個別に試験を実施。 受験者は1次合格した全市町の2次試験を受験可能。	参加市町が個別に試験を実施。 受験者は1次合格した全町村の2次試験を受験可能。
実施状況	令和6年度試験は奈良県のほか7市町村が参加。採用予定人数合計11人程度、申込者3名（実人数）、最終合格者0名。	令和6年度試験は10市町が参加。採用予定人数合計16人程度、最終合格者8名（延べ）。	令和6年度試験は8町村が参加。採用予定人数合計42人、申込者213名（延べ）、最終合格者19名、内定者11名。

都道府県から他の地方公共団体への職員の派遣

- 地方公共団体は、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の地方公共団体に対し、職員の派遣を求めることができる。
- この規定に基づき、都道府県から市町村等に対して多くの職員の派遣が行われている。
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）
（職員の派遣）
第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。
2～4 （略）

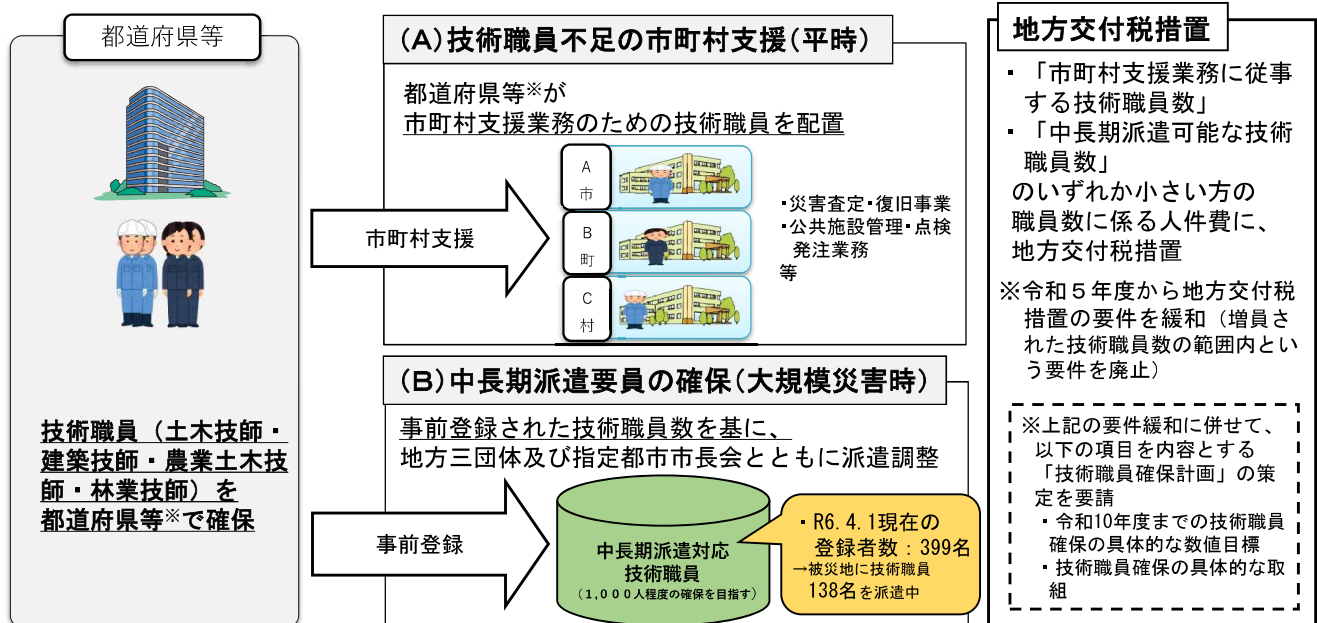
派遣先 団体区分	都道府県	指定都市	中核市	一般市	町村	特別区	一部事務 組合等	合計
都道府県	238	56	345	1,207	514	275	762	3,397
指定都市	84	1	0	64	22	0	320	491
市区町村	795	10	12	174	137	21	6,888	8,037
一部事務組合等	209	4	17	152	74	11	93	560
合 計	1,326	71	374	1,597	747	307	8,063	12,485

「令和3年度 地方公共団体の職員の派遣状況に関する調査」より、令和3年度実績（単位：人）

復旧・復興支援 技術職員派遣制度(令和2年度～)

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、特に、技術職員の中長期派遣のニーズが高い状況

➡ 都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する仕組み



※市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を確保・配置する市町村を含む

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置(令和6年度～)

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村（政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。）と連携協約（※1）を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材（※2）を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費（※3）について、特別交付税措置（措置率0.5）を講ずる。（財政力補正なし）

※1：地方自治法第252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性を規定することが必要。（具体的な派遣される職員数、期間等については、必ずしも連携協約に規定する必要はないが、連携協約を踏まえ、派遣元団体と派遣先団体の間の協定・覚書等に明示的に記載。）

※2：保健師や保育士、税務（地方税の徴収等）や用地（道路建設に伴う買収等）など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。

※3：任期の定めのない常勤職員（①主な所掌事務が市町村支援業務である職員、かつ、②対象人材（連携協約に規定された専門人材）の業務に従事する専門職員として採用されている者（又は準じた人事上の取扱いを受ける者））・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。

【対象経費等】

- (1) 連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費
- ・専門人材を派遣する都道府県等への措置
 - 派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5
 - 上限額：100万円/団体

- (2) 連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費

- ・専門人材を派遣する都道府県等への措置
- 人件費 × 0.5
- 上限額：600万円程度/人
- ※市町村からの負担金がある場合は控除
- ※自治体派遣の場合は対象外

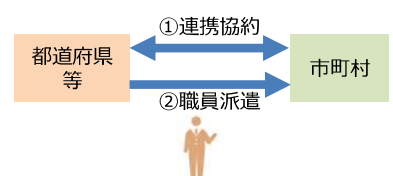
- ・専門人材を受け入れる市町村への措置

負担金 × 0.5

上限額：600万円程度/人

※自治体派遣の場合に対象

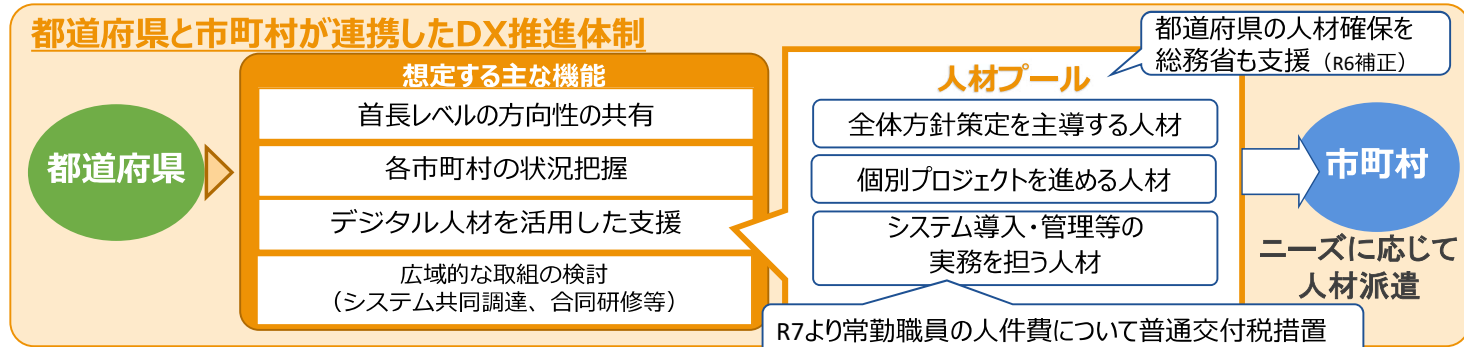
※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象



都道府県における市町村支援のデジタル人材確保(人材プール)

- 自治体DXの推進に向けて、都道府県が市町村と連携して推進体制を構築し、デジタル人材を活用して市町村を支援する取組やシステムの共同調達等を主導する取組が進みつつある。
- こうした取組を加速させるため、**令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築し、市町村が求める人材プール機能を確保できるよう、総務省がデジタル庁と連携し支援。**

都道府県と市町村が連携したDX推進体制



ノウハウ・研修等の提供

- **都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト** (R6補正)
- 確保・育成の「ガイドブック」
- 望ましいスキルや経験を類型化した「スキル標準」
- DXの取組の参考となる「参考事例集」
- 自治大学校等関係機関での研修

アドバイザー派遣

- **DXアドバイザー**（主に自治体DX分野。地方公共団体金融機構と共同）
- **地域情報化アドバイザー**（主に地域社会DX分野。）

財政措置

【普通交付税措置】

- 都道府県が、一定のスキル・経験を有する**デジタル人材**を、**市町村支援業務を行う常勤職員**として雇用した場合の**人件費**

【特別交付税措置】

- 市町村による**CIO補佐官**任用等に要する経費
- **DX推進リーダー**育成経費
- 都道府県等による**市町村支援のデジタル人材確保**に要する経費

総務省の伴走支援

地方議会議員数の推移

参考資料 2 1

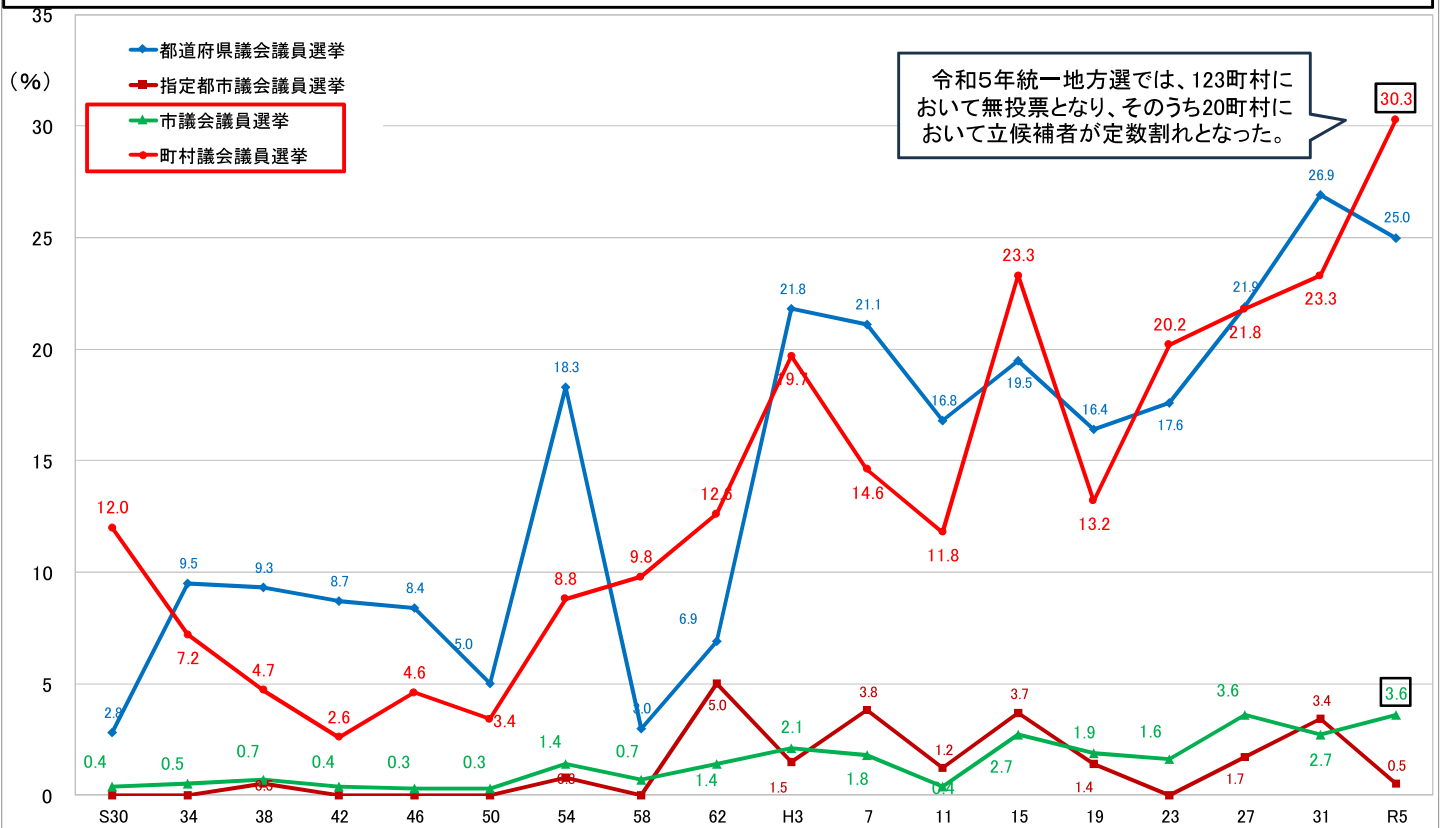
○ 市区町村議会の議員数は、平成の合併以降も減少傾向が続いており、平成22年と比べて令和5年の市区議会議員は11.9%、町村議会議員は12.5%減少している。



注：各年12月31日現在の計数である。 出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

統一地方選挙における無投票当選者数の割合の推移

○ 市町村議会議員選挙(統一選)における無投票当選者の割合は増加傾向にあり、令和5年には、市議会議員選挙(指定都市除く)3.6%、町村議会議員選挙で30.3%にのぼる。



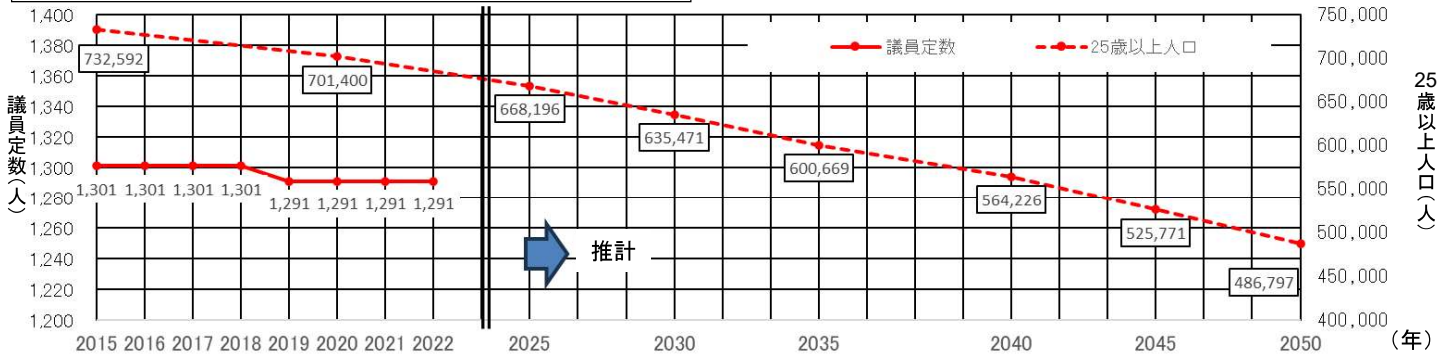
出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。

注1：第1回、第2回統一地方選挙の際は調査を実施せず。 注2：市については、東京都特別区を除く。

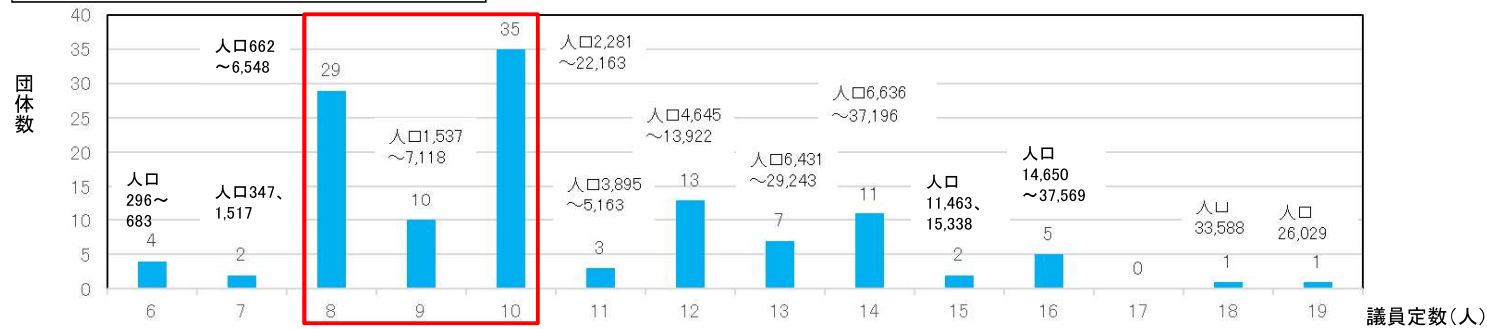
無投票となった町村における被選挙権年齢人口(25歳以上)と議員定数

- 令和5年統一地方選で無投票となった町村(123団体)の被選挙権年齢人口は減少しており、これらの団体の議員定数も減少している。
- 小規模町村においても、審議充実の観点から、議員定数は、8~10人の団体が多い。

無投票となった町村における被選挙権人口及び議員定数の推移



無投票となった町村における議員定数の分布



出典：【25歳以上人口】国勢調査 不詳補完結果（平成27年、令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」※中位推計
【議員定数 人口】町村議会実態調査結果（各年、7.1現在）

地方議会議員と地方公務員等の兼職禁止について

- 議員は地方公務員等と同時に身分を有することができないこととされており、任期中にその職に就こうとする場合は、いずれかの職を辞する必要がある。
- また、公務員が立候補の届出により議員選挙の候補者となった場合は、届出日に公務員を辞したものとみなされる。

国会議員	法 § 92①
裁判官	裁判所法 § 52
他の地方公共団体の議員	法 § 92②
普通地方公共団体の長	法 § 141②
行政委員会関係	教育委員会の教育長及び委員
	人事（公平）委員会の委員
	公安委員会の委員
	収用委員会の委員及び予備委員
	海区漁業調整委員会委員
	内水面漁業管理委員会の委員
	固定資産評価審査委員

地方公共団体の常勤の職員	法 § 92②
短時間勤務職員	法 § 92②
固定資産評価員	地税法 § 406①
外部監査人	法 § 252の28③VI
港務局の委員会の委員	港湾法 § 17①

◆公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）抄
（公務員の立候補制限）
第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員…は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員…は、この限りでない。
略
（立候補のための公務員の退職）
第九十条 前条の規定により公職の候補者となることができない公務員が、…規定による届出により公職の候補者となったときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日当該公務員たることを辞したものとみなす。

【参考】地方自治法における兼職禁止の改正経緯

- 地方自治法の制定当初は同一自治体の有給の職員との兼職及び国会議員との兼職は禁止されていたものの、他の自治体の職員との兼職や、都道府県・市町村議会議員相互の兼職は可能とされていた。
- 執行機関と議決機関の混同を避けるため、あるいは議員の職務の繁忙等を理由として、それぞれ昭和23年、昭和25年に順次禁止されることとなった。

主な改正経緯	
昭和22年制定時	第92条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。 2 普通地方公共団体の議会の議員は、 <u>当該普通地方公共団体の有給の職員</u> と兼ねることができない。
昭和23年7月改正後	第92条（略） 2 普通地方公共団体の議会の議員は、 <u>地方公共団体の有給の職員</u> と兼ねることができない。
昭和25年改正後	第92条（略） 2 普通地方公共団体の議会の議員は、 <u>地方公共団体の議会の議員及び有給の職員</u> と兼ねることができない。

地方議会議員と地方公務員との兼職に関する議論について

- 地方議会議員と地方公務員との兼職については、公務員が政治的活動と密接不可分な議員活動を行うことについて社会的な理解が得られることが前提であり、引き続き検討すべき課題とされている。

第29次「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」(H21.6)

第3 議会制度のあり方 3 議会の議員に求められる役割等 (2) 勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備
(略) 公務員が地方議会の議員として活動することは、行政分野に通じた人材が議員として活動することとなり、有益な面があることから、公職への立候補制限の緩和や、地方公務員と当該地方公務員が所属する地方公共団体以外の団体の議会の議員との兼職禁止の緩和などの方策が必要ではないかとの意見がある。
この点については、公務員が政治的活動と密接不可分である議員活動を行うことについての社会的な理解が得られることが前提となることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務のあり方等にも配慮しつつ、前記のような休暇制度、休職・復職制度等の導入に関する検討と併せて、引き続き検討の課題としていくべきである。

第31次「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(H28.3)

第3 適切な役割分担によるガバナンス 3 議会 (4) 幅広い人材の確保 ③ 立候補に伴う各種制度の整備
(略) 公務員の立候補制限の緩和や地方議会の議員との兼職禁止の緩和についても、多様な人材が議員として議会に参画する上で有効な方策の一つと考えられることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務等の課題も含めた公務員法制のあり方にも留意して検討する必要がある。

第32次「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(R2.6)

第5 地方議会 2 議員のなり手不足に対する検討の方向性(3) 議員のなり手不足に対する当面の対応 ④ 立候補環境の整備
(略) 公務員の立候補制限や地方議会の議員との兼職禁止の緩和についても、議員のなり手不足を解消するのに有用な方策の一つと考えられるところであり、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

第33次「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」(R4.12)

第4 立候補環境の整備
(略) 公務員の立候補制限や議員との兼職禁止の緩和については、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

外国における地方議会議員と地方公務員との兼職制限の例

- 管理職等の特定のポストにない限り、他の自治体の議会の議員との兼職も可能とされている国や一部当該自治体の議会の議員になることを認める国がある。

イギリス	ドイツ
① 地方公務員は、自らが所属する地方自治体の議員となることはできない。 ② 以下のいずれかの条件に当てはまる地方公務員は、他の地方自治体の議員となることもできない。 また政党の職員となること、選挙活動を行うこと、政治的問題について公の場で発言することも禁止されている。加えて国会議員となること、欧州議会議員となること、またその選挙に立候補することも禁止されている。ただし、政党に所属することはできる。 ア 管理職(Head, Chief)又は準管理職(Deputy Chief)の職責にある事務職員、監督官、選挙に関する事務を行う者 イ 地方議員に対して定期的に助言を行う立場にある者、マスコミと定期的に接触する機会を有する者(広報職員(Press Officer)等)	【ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合】 市町村に勤務する者(主に肉体労働を行う場合その他自治体の経営管理に影響を与えない場合を除く。)は、当該市町村の議員になることはできない。 ノルトライン・ヴェストファーレン州市町村選挙法第13条において、以下の場合に議員との兼職を制限している。 ① 警察署(Kreispolizeibehörde)に勤務する者は、当該警察署が設置されている郡に所属する市町村の議員になることはできない。 ② 教育庁(Schulamt)に勤務する者は、当該教育庁が設置されている市町村の議員になることはできない。 ③ 郡の職員である者は、当該郡に所属する市町村の議員になることはできない。 ④ 市町村に勤務する者は、当該市町村が所属する郡の議員になることはできない。

議会事務局の共同設置の活用に関する議論について

- 平成23年の地方自治法改正により、議会事務局等の行政機関等について、共同設置を行うことができることとされた。
- 第31次地制調答申において、小規模自治体における議会事務局の共同設置等による体制強化が提言されたが、これまで共同設置の例はない。

第31次「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(H28.3)

第3 適切な役割分担によるガバナンス 3 議会 (2) 議会制度や議会運営のあり方

⑤ 議会活動に対する支援の充実

議会がその役割を十分に果たすことができるよう、議会活動に関する議員への研修の充実や、議会事務局職員の資質向上や小規模な市町村における議会事務局の共同設置を含めた議会事務局の体制強化や議会図書室の機能向上が必要である。

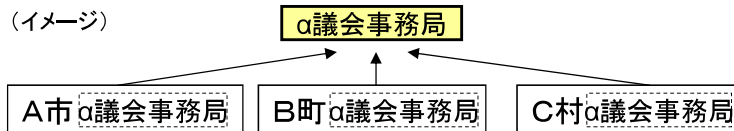
◆地方自治法(昭和22年法律第67号) 抄

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、**第百三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織**(略)、**普通地方公共団体の議会**、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員(略)を置くことができる。(略)

※黄色部分は平成23年地方自治法改正により追加

2・3 略



【参考】機関等の共同設置の活用実績

設置件数 445件(令和5年7月1日現在) ※ これまで議会事務局が共同設置された例なし

主な事務 介護区分認定審査128件(28.8%)、公平委員会106件(23.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)

地方議会議員の被選挙権における住所要件について

- 地方公共団体の議会の議員に立候補するに当たって、我が国では、引き続き3か月以上当該市町村の区域内に住所を有する必要がある。
- 過去、居住期間が求められるのは、団体の構成員としてこれと実質的関係を持ち当該団体の事件に関し関心と責任を持たせるためだと考えられてきた。

◆地方自治法(昭和22年法律第67号) 抄

第18条 日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

第19条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。

2・3 略

(経緯)

- 選挙権及び被選挙権の住所要件は、府県制(明治23年)・市制町村制(明治21年)制定時は2年であったが、昭和21年の府県制・市制町村制改正により6か月に、昭和25年の公職選挙法制定時に3か月に短縮された。

○ 住所要件を2年から6か月に短縮した際の理由

地方団体は、地縁団体であるから、住民と土地とのつながりが絶対に必要であるが、現在の公民権の要件たる二年の居住要件は、明治二一年初めて市制町村制が制定来変わっていないのである。以前のように国民生活が多くその郷土に定着して営まれている時代と異なり今日は、社会経済生活の変化と交通の発達に伴って、その職業に従ひ住居の異動が極めて頻繁となつて来たので、住居年限を短縮すべしという意見は従来相当強く主張されていたのである。今回(一)公民制度の廃止に伴ひ、参政能力のある人には努めて広く選挙権を与へるといふこと及び(二)一面には地方団体の本質上その構成員としてこれと実質的関係を持ち当該地方団体の事件に関し関心と責任とを感じるやうになる迄は必要と考へられる居住期間の限度を併せ考慮し(三)且衆議院議員の選挙人名簿調製に必要な居住期間をも考慮に加へて、結局六月の居住期間で必要且十分であるといふことに帰着したのである。

【改正地方制度資料集第一部 P1208(内務省)】

【参考】住所要件を3ヶ月に短縮した際の理由

(略)選挙人名簿作製につきましては、選挙管理委員会ともいろいろ打合せましたが、最小限やはり三箇月はある、こういうような手続上のこともありますので、それとも歩調を合せまして、三箇月という住所要件を残すことになったのであります。

【第5回国会 衆議院 選挙法改正に関する特別委員会 第12号 昭和24年10月17日

法制局参事 答弁 抜粋】

非居住者に地方議員の被選挙権を付与する外国の例

- 地方公共団体の区域内に土地・建物を有する者や、固定資産税を納付する者等に対して、当該団体の議会議員の被選挙権を付与する国がある。

イギリス	フランス（コミューン）
18歳以上の英国国籍者、英連邦加盟国の国籍者、アイルランド共和国を含むEU加盟国の国籍者で、以下の①～④の要件のうちいずれかを満たす者 ① 当該選挙区に居住し有権者として登録している者 ② 立候補前の12ヵ月間選挙区内の土地若しくは建物を所有者又は賃借人として占有している者 ③ 立候補前の12ヵ月間選挙区内に主な職場を有する者 ④ 立候補前の12ヵ月間当該選挙区の住民である者（パリッシュやウェールズのコミュニティ・カウンスルについては選挙区から3マイル以内に住んでいる住民も該当する。） ※なお、破産宣告を受けている者や、過去に懲役刑の判決を受けた者等は立候補できない。	① 満18歳以上であること ② そのコミューンに実際に6か月以上居住しているか、2期継続して直接税※を納め、選挙人名簿に登録されていること ※土地・住居に対する固定資産税 ③ フランス国籍及び公民権を有し、被後見人など法で定める無能力者でない者であること ④ 選挙人に与える影響が大きいと選挙法典に記載されている職業に就いていない者であること 【注：総議席に占める非居住議員の制限】 ※人口500人以上のコミューンにおいては、選挙の時点で当該コミューンに居住していない議員の数が議席数の4分の1を超えてはならない。また、人口100人以上500人未満のコミューン（議席数11）においては、当該コミューンに居住していない議員の数が5名を、人口100人未満のコミューン（議席数7）においては、当該コミューンに居住していない議員の数が4名をそれぞれ超えてはならない。

出典：（財）自治体国際化協会「英国の地方自治（令和5年度改訂版）」及び「フランスの地方自治（令和5年度改訂版）」を参考に作成

委員会へのオンライン出席について

- 地方自治法上、委員会に関し必要な事項は「条例で定める」とされている。このため、条例で定めるところにより、委員会にオンラインで出席することも可能である。
- 感染症のまん延や出産・育児・介護等を要件として、委員会のオンライン出席が可能となるよう条例等を改正済みの団体は増加しており、383団体（全団体の21.4%）にのぼっているが町村では12.5%に留まっている。

委員会の「オンライン出席」について

- 総務省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年4月に、「各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、いわゆる「オンライン出席」により委員会を開催することは差し支えない」旨を通知。

◆委員会条例等の改正状況（令和6年1月1日現在）

団体区分		条例、会議規則、委員会規程等を改正済みの団体						改正予定がある団体	(参考) 令和3年1月1日時点の条例等改正済み団体
		条例等に規定するオンライン出席の要件(複数回答可)							
		感染症のまん延	災害の発生	出産・育児・介護	本人の病気・障害	その他			
都道府県	47	32 (68.1%)	31	29	9	1	25	9 (19.1%)	7
指定都市	20	12 (60.0%)	12	10	1	1	0	2 (10.0%)	2
市区(指定都市除く)	795	223 (28.1%)	216	203	65	41	69	172 (21.6%)	18
町村	926	116 (12.5%)	113	111	49	24	29	84 (9.1%)	7
全団体	1,788	383 (21.4%)	372	353	124	67	123	267 (14.9%)	34

（出典：総務省調査）

夜間・休日議会について

- 仕事に従事している勤労者等が議員として活動することを容易にするため、市区町村において、夜間、休日に議会を開催する取組がある。(夜間議会10団体、休日議会21団体(令和4年))

(出典: 全国市議会議員会「市議会の活動に関する実態調査結果」及び全国町村議会議員会「町村議会実態調査結果の概要」より)

長野県喬木村における取組

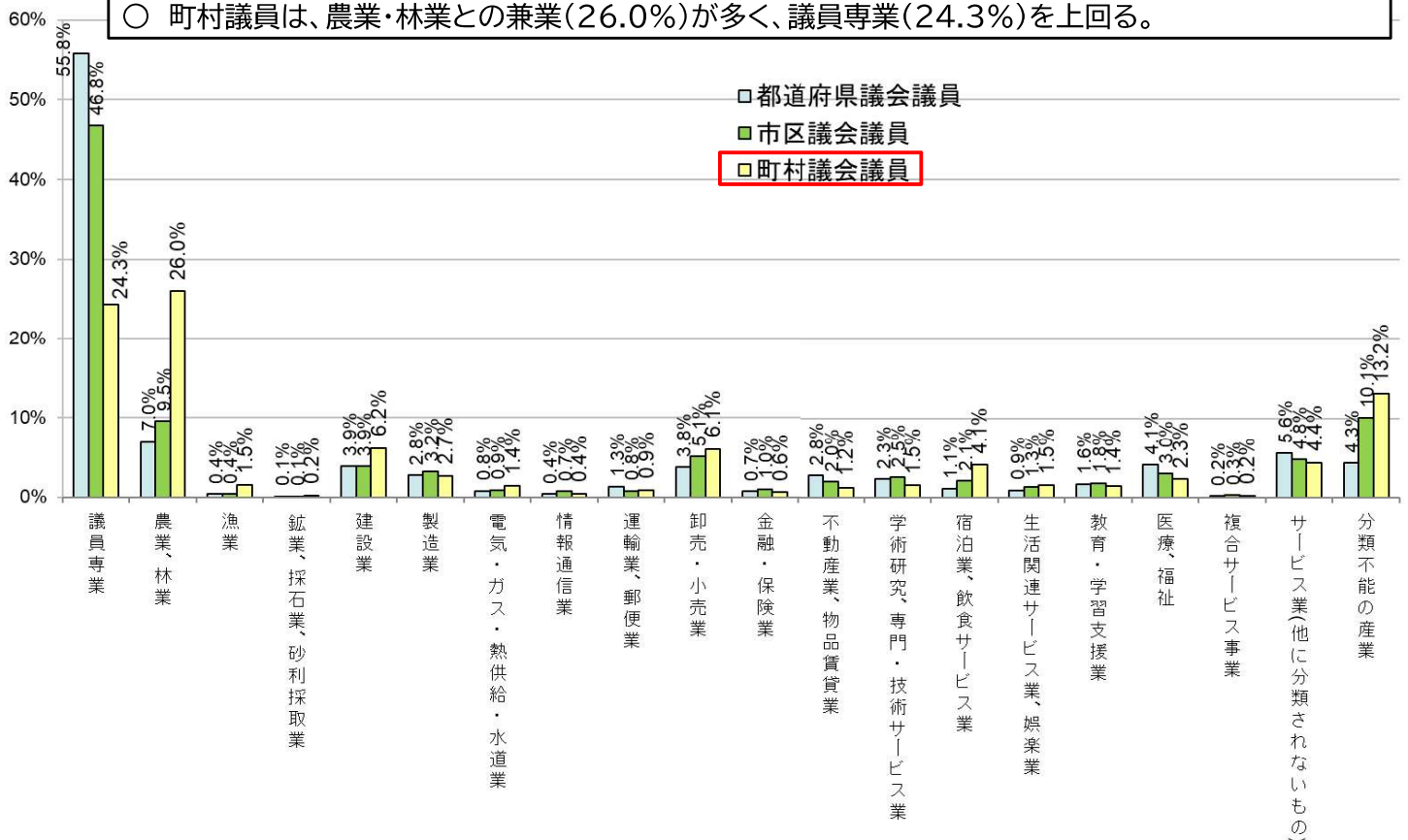
- 基本情報
- 人口(令和2年国調): 5,973人
 - 議員(令和4年4月1日現在) 11人(うち女性議員2人)
- 取組内容
- 平成21年6月及び平成29年6月執行の村議会議員選挙において無投票となり、議会改革の機運が高まったことをきっかけに、平成29年12月より夜間・休日議会を実施。
 - 会期は現行の日程のままで、本会議日数は変更しない。
 - 本会議のうち、一般質問は土日のいずれかで開催する。
 - 常任委員会は、平日の昼間開催のほか、平日の夜間開催を行った実績がある。
- 主な成果
- 土日に開催された本会議や夜間に開催された常任委員会では、平均傍聴者数が増加した。
 - 夜間・休日議会の実施に併せて、議員の考えをホームページで公開したり、傍聴者向け資料を充実させたりしたことで、議会モニター含め傍聴者アンケートの回答には様々なご意見や改善案が寄せられ、議会運営に活かすことができた。
- 主な課題
- 夜間は会議時間が限られるため、会議の時間配分、資料の事前共有、議員のスケジュール調整(年間スケジュール)など、事前準備が重要となる。タブレット端末を導入して資料の事前共有を行うなど、ICTを活用した情報共有の仕組みが有効である。
 - 喬木村議会の「夜間・休日議会」の運営は、多様な立場・兼業議員が仕事と議員活動を両立するための環境整備であるが、「議員のなり手不足解消」のためには、「夜間・休日議会」の取組だけでなく、議員が自らミニ集会や懇談会等実施することで住民との距離を縮め、後継者育成に努める必要がある。
 - 議会改革は数人のキーマンだけでは持続しない。全員協議会において議員全員がしっかり合意形成を図る必要がある。



休日開催 本会議一般質問の様子

地方議会議員の概況①(職業別)

- 町村議員は、農業・林業との兼業(26.0%)が多く、議員専業(24.3%)を上回る。



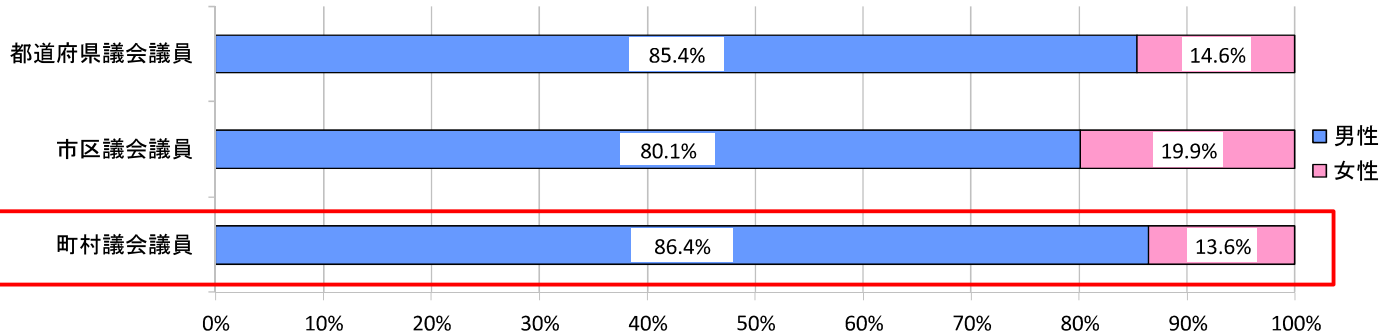
注: 都道府県のうち、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、高知県、大分県は除かれている。

出典: 全国都道府県議会議員会「全国都道府県議会議員職業別調」(令和5年7月1日現在)
全国市議会議員会「市議会議員の属性に関する調」(令和5年7月集計)
全国町村議会議員会「町村議会実態調査の概要」(令和5年7月1日現在)

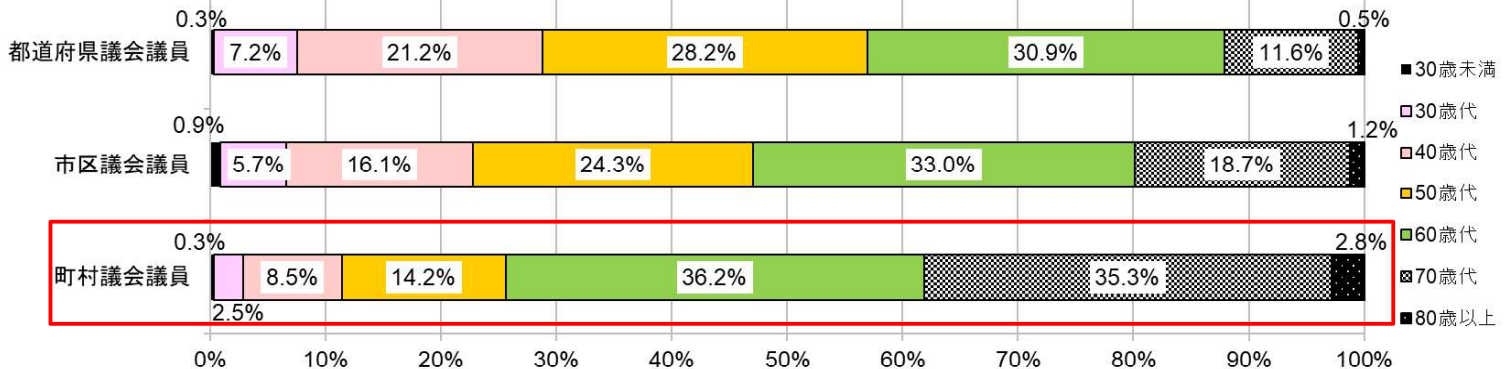
地方議会議員の概況②(性別、年齢別)

○ 町村議会の86.4%が男性。年齢別では60歳以上が約75%を占めている。

○ 男女の比率

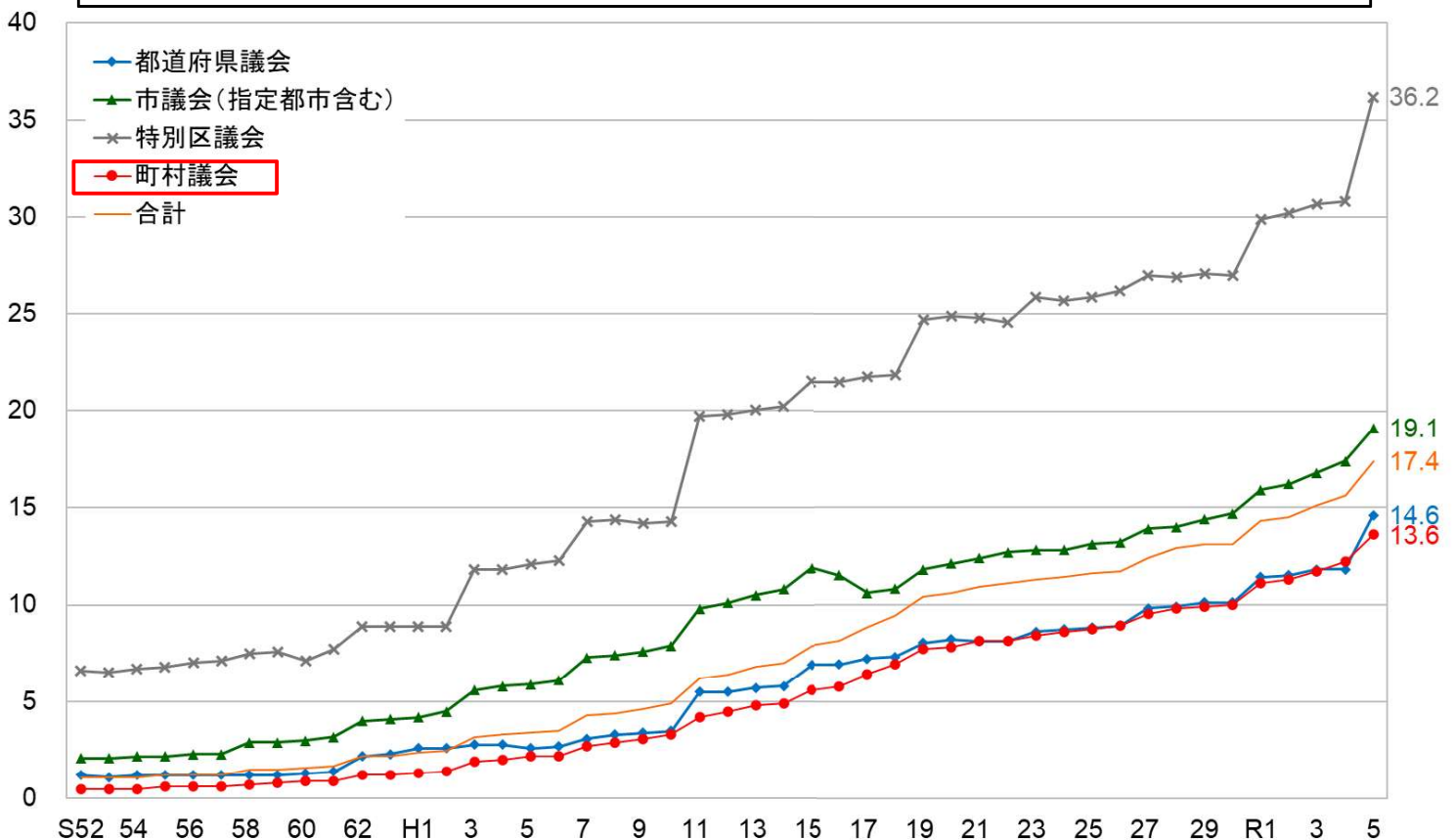


○ 年齢別の状況

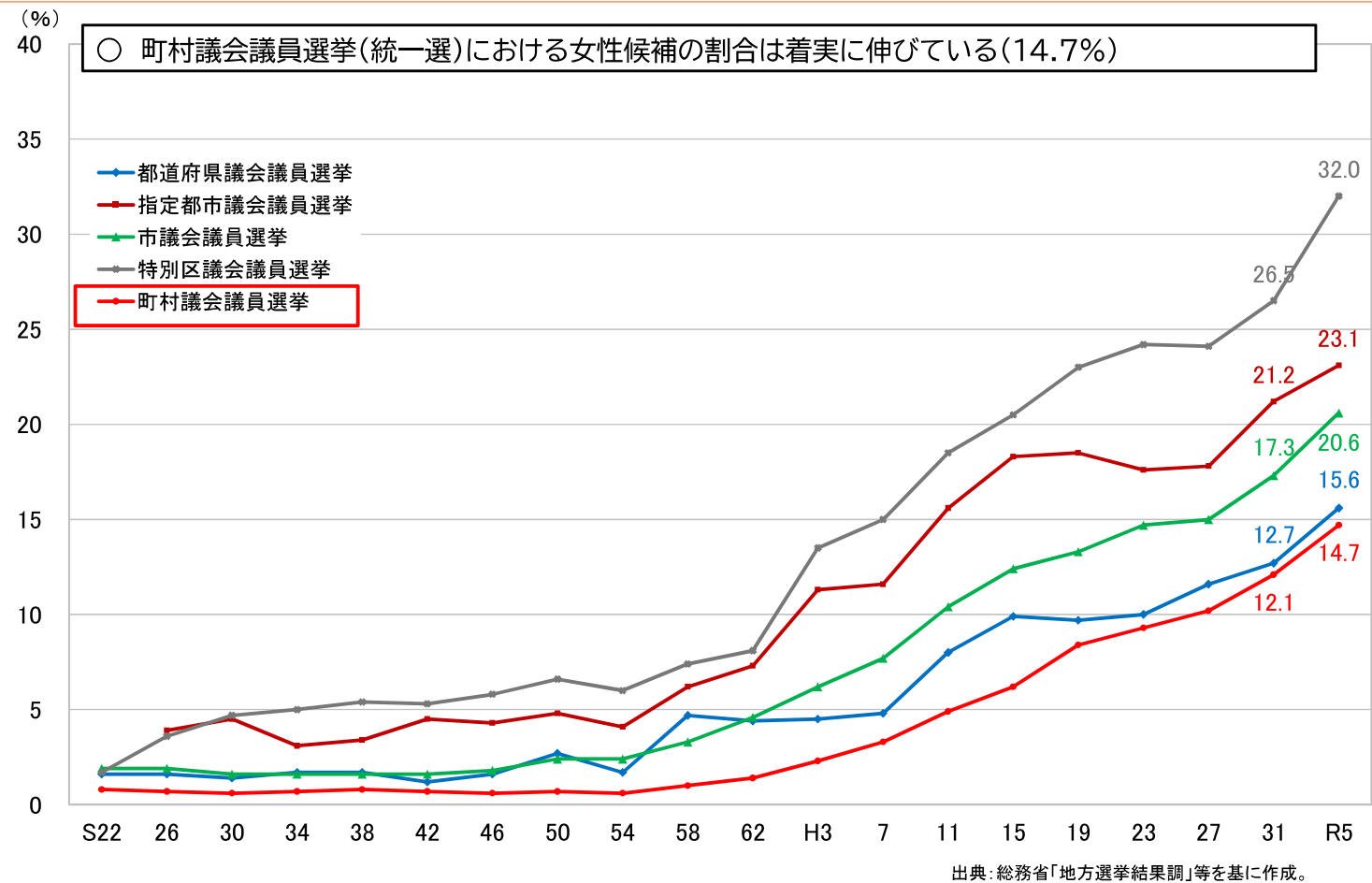


地方議会議員の概況③(女性議員の割合の推移)

○ 町村議会における女性議員の割合は着実に伸びている(13.6%)。



統一地方選挙における女性の候補者の割合の推移



地方議会の運営の実態

団体区分		町村	市区								都道府県
人口区分等	人口分布	156人～ 52,642人	5万人未満	5万人～	10万人～	20万人～	30万人～	40万人～	50万人以上	指定都市	540,207人～ 13,911,902人
	団体数 (市区内構成比)	926団体	300団体 (36.8%)	235団体 (28.8%)	148団体 (18.2%)	48団体 (5.9%)	30団体 (3.7%)	19団体 (2.3%)	15団体 (1.8%)	20団体 (2.5%)	47団体
平均議員定数(人)		11.7	16.8	20.4	25.3	30.8	36.5	39.6	45.8	58.3	57.0
議員一人当たりの平均住民数		963人	1,962人	3,468人	5,471人	7,955人	9,522人	11,297人	13,703人	23,608人	47,277人
平均議員報酬・月額(千円)		217千円	337千円	402千円	465千円	551千円	596千円	623千円	627千円	812千円	830千円
定例会等 平均開催数(回/年) ※通年会期等採用団体を除く	定例会	4.0回	4.0回	4.0回	4.0回	4.0回	3.9回	4.0回	4.0回	3.9回	3.9回
	臨時会	3.5回	1.7回	1.4回	1.4回	1.5回	1.6回	1.4回	1.1回	1.2回	0.5回
年間平均会期日数(日/年)		45.2日	85.7日	93.8日	98.5日	100.5日	94.0日	97.2日	107.9日	105.8日	110.1日
通年会期等 採用団体数	通年会期制 (法102条の2)	30団体	6団体	5団体	1団体	2団体	0団体	0団体	0団体	0団体	1団体
	通年議会 (法102条2項)	38団体	9団体	12団体	11団体	3団体	4団体	1団体	0団体	2団体	2団体
年間平均 議案件数 (件/年)	全体件数 〔長提出〕 〔議員・委員会提出〕	86.0件	110.6件	117.4件	127.2件	144.9件	171.8件	152.7件	153.9件	235.6件	207.8件
		[79.3]	[102.1]	[106.9]	[115.3]	[129.8]	[152.9]	[136.7]	[141.1]	[210.2]	[180.4]
		[6.7]	[8.5]	[10.4]	[11.9]	[15.1]	[18.9]	[15.9]	[12.8]	[25.4]	[27.3]
委員会 平均設置数 ※設置団体平均 (非設置団体数)	常任委員会	2.4 〈10団体〉	2.9	3.3	3.8	4.0	4.5	4.7	5.3	5.7	5.8
	議運委員会	1 〈18団体〉	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特別委員会	3.0 〈133団体〉	3.3 〈18団体〉	3.0 〈25団体〉	3.2 〈11団体〉	4.9 〈4団体〉	3.7 〈3団体〉	3.4 〈2団体〉	6.5 〈2団体〉	7.9	3.5 〈6団体〉
議会事務局平均職員数		2.6人	4.5人	6.0人	8.6人	13.2人	16.3人	17.7人	20.3人	33.8人	43.3人

出典: 【人 口】住民基本台帳人口 (R6. 1. 1現在)
【議員定数】第14回都道府県議会提要 (R元. 7. 1現在)、市議会議員定数に関する調査結果 (R5. 12. 31現在)、第69回町村議会実態調査結果の概要 (R5. 7. 1現在)
【議員報酬】総務省「地方公務員給与実態調査」 (R5. 4. 1現在)
【委員会数】第14回都道府県議会提要 (R2. 1. 1現在)、市議会の活動に関する実態調査結果 (R5. 12. 31現在)、第69回町村議会実態調査結果の概要 (R5. 7. 1現在)
【事務局職員数】第14回都道府県議会提要 (R元. 7. 1現在)、市議会議員の属性に関する調査結果 (R3. 7. 1現在)、第69回町村議会実態調査結果の概要 (R5. 7. 1現在)
【その他】第14回都道府県議会提要 (R30. 1. 1～12. 31)、市議会の活動に関する実態調査結果 (R5. 1. 1～12. 31)、第69回町村議会実態調査結果の概要 (R4. 1. 1～12. 31)

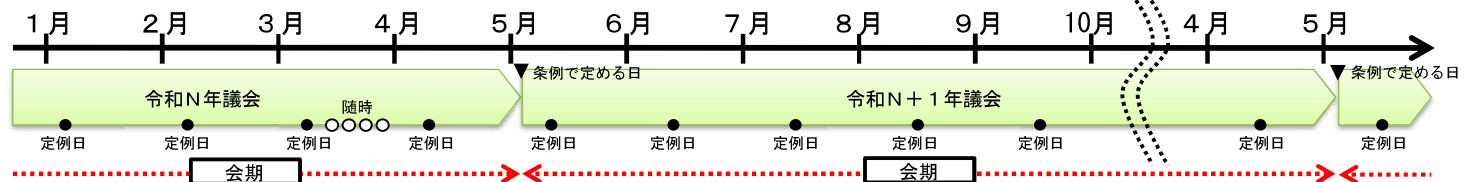
地方議会の通年会期について(平成24年地方自治法改正)

- 定例会・臨時会によらず、通年の会期を設け、予見可能性のある形で定期的に議会を開催する目的で、地方自治法に基づく通年会期を44団体が採用している。

(令和5年4月1日現在、総務省「地方自治月報第61号」より)

いわゆる「通年議会」	通年会期(法第102条の2)
・定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める。 ・会期は毎会期の初めに議会の議決で定める。 →定例会を1回、会期を365日とする運用によるもの	・会期は、原則として、条例で定める日から翌年の当該日の前日までと法定。 ・条例で、定期的に会議を開く定例日を定める(必要に応じ、定例日以外に随時開催も可)。

【通年会期のイメージ】



◆地方自治法(昭和22年法律第67号)抄

第百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。 ③～⑦ 略

第百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。 ②～⑧ 略

第百二十一条 普通地方公共団体の長・・・は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

② 第百二条の二第一項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

- 地域の持続的な発展や多極分散を目指す観点から、「産官学金労言」といった多様な主体との連携や広域的な連携の必要性が指摘されており、とりわけ、産業政策等の分野については、グローバルな競争への対応の観点から、都道府県域を超えた広域的な単位での連携の必要性が指摘されている。

■「地方創生 2.0 の「基本的な考え方」(2024年12月新しい地方経済・生活環境創生本部決定)(抜粋)

(略)好事例の普遍化は、なぜ進まなかったのか。自治体は、国—都道府県—市区町村という「縦」のつながりのみならず、他の町といった「横」の関係をあらためて意識することが必要ではないか。各地域において、学生などの若者も含めて、「産官学金労言」の関係者が、「女性や若者にも選ばれる地域」となるため、自ら考え、行動を起こすことが必要ではないか。(略)

2 これまでの取組の反省

- 地方創生 2.0 は、これまで 10 年の反省をしっかりと踏まえたものでなければならない。例えば、(略)
 - ・ 産官学金労言の「意見を聞く」にとどまり、「議論」に至らず、好事例が普遍化されないなど、地方自らが主体的に考え行動する姿勢や、ステークホルダーが一体となった取組、国の制度面での後押しが不十分だったのではないか。(略)

■ 日本経済団体連合会「FUTURE DESIGN 2040」(2024年12月)(概要)

- ・ 「現行の地方自治体の垣根を越えるより広い圏域で、多様な主体が切磋琢磨することで、人口減少下においても、地域経済社会が多極分散型で自律的・持続的に発展し、地域の個性を活かした多様な取り組みが実現している」状態を目指すべき姿として提示。
- ・ 「都道府県より広域のブロックとして「道州圏域」を一つの仮想単位(区割りには設けない)とし、バーチャルな道州圏域ごとに大胆な独自施策を実行できるための仕組みを柔軟に推進」することを基本的な考え方として、「圏域ごとの独自ビジョン実行による圏域内でのエコシステムの形成推進(広域的な交通網や高等教育・研究、高度医療、産業クラスター等の集積等)」など、行政区画だけにとらわれない重層的な広域連携を推進することを提言。

■ 国土交通省「都道府県を越えた広域連携に係る意識調査」における有識者ヒアリング(令和3年2月)(抜粋)

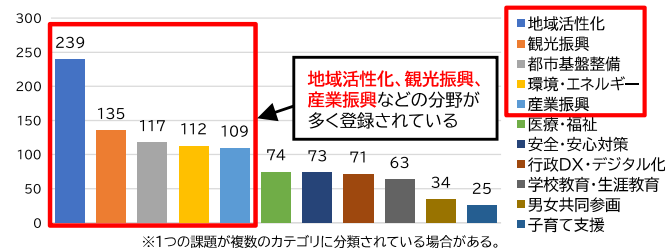
東京大学総合文化研究科広域科学専攻広域システム科学系 松原 宏 教授 ※肩書きは出典元のヒアリング当時のもの

- ・ 国際競争力を上げるようなプロジェクトは、県のスケールではかなり難しい。フランスの(産業)クラスター政策では、地域圏(レジオン)を2つ程度結合させた単位として国際競争力を持たせる動き。韓国についても、「道」という行政単位では小さすぎるということで、道を2つぐらい結合させた形で、(産業)クラスター政策を実施。
- ・ イノベーションはグローバルな競争になってくるので、その競争に勝ち抜き、存在感を持たせるためには、広域ブロックでしっかりとしたものを出していく必要がある。グローバルなレベルで立ち向かっていくとなると、東京大学、京都大学だけではなく、北海道大学、東北大学、九州大学など、地方ブロック単位、いわゆる旧七帝大を中心にしながら、広域ブロック単位での地域イノベーションが必要になってくる。OECDやヨーロッパでの地域イノベーションのレポートを見ると、そのほとんどは、日本で言う広域地方ブロックレベルでの議論であり、国際競争力の観点からも、地域イノベーション政策は広域ブロックで進めて行くべき。この場合、経済産業省の連携支援計画と連動させていくことも必要。

自治体における外部人材の活用・官民連携のニーズ

- 自治体では、地域活性化、観光振興、産業振興などの分野における地域課題において、官民連携により解決を図ろうとする事業ニーズが高く、外部人材の活用も比較的多く見られる。
- また、地域イノベーション分野では、多様な関係者の連携を更に高める観点から連携に参画することが重要な組織として、地域の中堅・中小企業や大学・高等専門学校、金融機関などが挙げられている。

■官民連携による解決が目指されている地域課題



(備考)内閣府地方創生推進事務局が運営する「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」で自治体により登録されている地域課題をカテゴリ別に分類(件数は令和7年3月11日時点)

■都道府県における特定任期付職員*の職務分野別人数

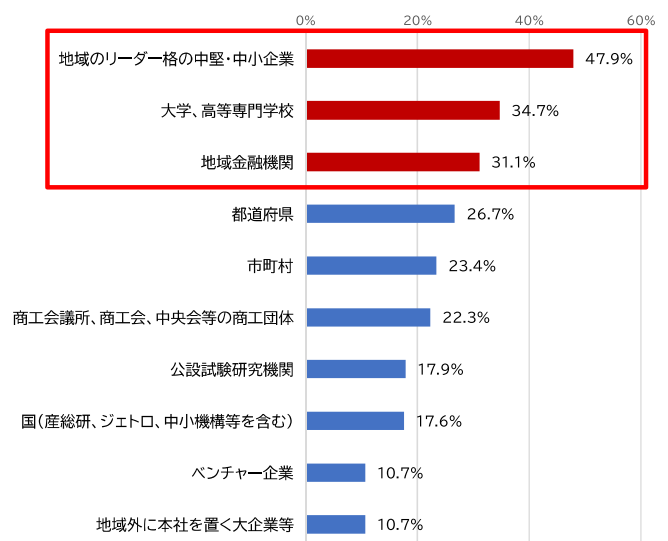
(令和6年4月1日時点)

職務分野	人数
危機管理関係	12
IT関係	11
産業振興関係	10
法務・訟務関係	10
医療関係	9
合計	81

(備考)令和6年度地方公共団体の任期付採用制度の運用状況に関する調査結果をもとに事務局作成

*任期付職員法3条1項に基づき、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる業務に従事させる場合に採用される任期付職員

■地域イノベーション分野において連携が求められる組織



*都道府県、指定都市、地方銀行、公設試験研究機関に対し、地域でイノベーションを生み出していくため、多様な関係者の連携をさらに高めていく場合に、さらに連携に参画していくことが重要になってくる組織について質問したものである。

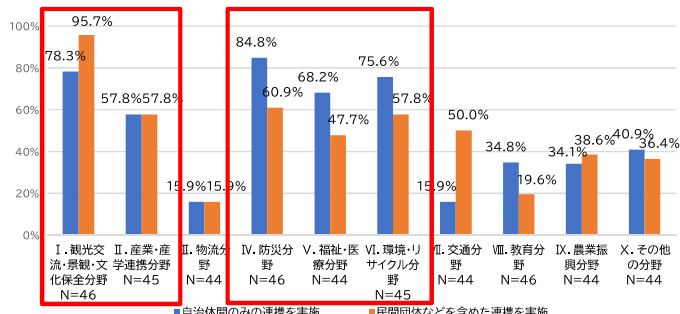
(備考)文部科学省 科学技術・学術政策研究所「地域イノベーションシステムに関する意識調査」(2017年6月)をもとに事務局作成

都道府県域を超えた広域的な連携の取組・枠組み

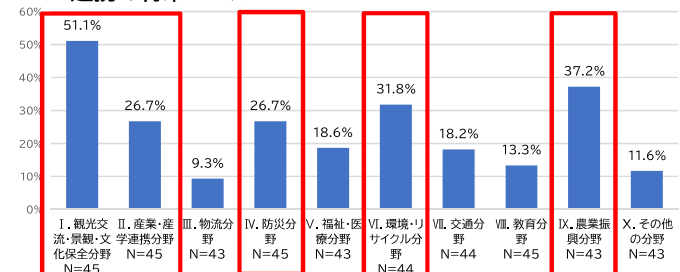
- 都道府県では、特に防災・観光・文化・環境・産業などの分野において、他の自治体や民間団体などとの間で、都道府県をまたがる範囲での広域連携が行われている。また、将来的なニーズが見込まれるものとして、これらの分野に加え、農業振興分野が挙げられている。
- 都道府県等で構成される都道府県域を超えた広域的な単位での枠組みとしては、ブロックごとの知事会や広域連合があるほか、経済団体を中心に、産官学など多様な主体との連携を強化する動きも見られている。

■都道府県における都道府県域を超えた広域連携の状況

➤ **連携の実施分野**



➤ 連携の将来ニーズ



(備考)国土交通省 国土政策局広域地方政策課「都道府県を越えた広域連携に係る意識調査業務報告書」
(2021年3月)をもとに事務局作成

■ブロック単位の知事会

※各知事会のホームページをもとに作成

名称	構成団体	会長県 (R7.1月時点)
北海道東北地方 知事会	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県(8県)	岩手県
関東地方知事会	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県(10都県)	東京都
中部圏知事会	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市(9県1市)	愛知県
近畿ブロック 知事会	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県(2府8県)	兵庫県
中国地方知事会	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県(5県)	鳥取県
四国知事会	徳島県、香川県、愛媛県、高知県(4県)	高知県 (令和6年度開催県)
九州地方知事会	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県(9県)	宮崎県

※下線は他ブロックの知事会にも参加している団体

「大都市における行政課題への対応に関するWG」ヒアリングについて

- 第4回「大都市における行政課題への対応に関するWG」(令和7年3月21日)のヒアリングでは、**関西広域連合**から、広域的な課題に対応するための取組等に関し、以下のような説明があった。

＜関西広域連合からの説明の概要＞

※事務局において作成

- 関西広域連合は、日本で最初で唯一の都道府県域を超えた広域自治体であり、2府6県と4つの指定都市から構成され、エリア内の人口は、2,200万人で全国の17%を占め、域内総生産は92.5兆円となっている。
- 今後の人口減少や財政負担等を踏まえ、関西広域連合では、都道府県域を超えた広域単位で行った方がより効率的なものについて取組を進めている。
- 域内における人員や物資等の広域応援・受援体制の構築などの防災分野、ドクターヘリの共同運行の実施などの医療分野、関西広域環境保全計画に基づく脱炭素社会づくりや自然共生型社会づくり等の取組などの環境保全分野など、幅広い分野で広域事務を実施している。
- 産業振興分野では、2040年度を見据えた関西がめざす将来像、目標及び成長の方向性を示した「関西広域産業ビジョン」を策定し、関西経済連合会との連携による、域内の公設試験研究機関を核とした企業支援のプラットフォームの構築や、優れた大学、研究機関、企業、支援機関等が集積しているといった強みを活かした関西スタートアップ・エコシステムの推進、グリーン分野におけるイノベーションの創出などに取り組んでいる。
- 観光分野では、経済界とともに設立した広域連携DMO「(一社)関西観光本部」を中心に、インバウンドの広域周遊促進に向けた観光プロモーション事業等に取り組んでいるほか、大阪・関西万博に向けて、民間企業や関経連等とともに「EXPO2025関西観光推進協議会」を設置し、万博開催の効果を関西各地に波及させる取組を集中的に実施している。
- 今国会の施政方針演説において、都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである広域リージョン連携を強力に推進する旨が発信されており、このことに強く期待をしている。関西広域連合としても、広域行政ブロック単位の広域連合として担う役割は極めて大きいと考えている。

関西広域連合

○ 関西圏においては、**関西広域連合を設立**し、防災、観光・文化・スポーツ振興、産業振興、医療、環境保全、職員研修などの**幅広い分野における広域行政が推進**されている。

構成団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、
京都市、大阪市、堺市、神戸市(連携団体:福井県、三重県)

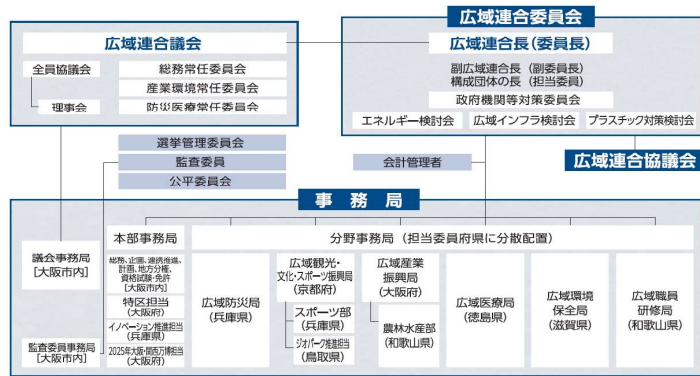
沿革

平成22年設立。以降、4指定都市(平成24年)、奈良県(平成27年)が加入。

設立のねらい

1. 地方分権改革の突破口を開く(分権型社会の実現)
2. 関西における広域行政を展開する(関西全体の広域行政を担う責任主体づくり)
3. 国と地方の二重行政を解消する(国の地方支分部局の事務の受け皿づくり)

組織図



実施事務

※関西広域連合ホームページをもとに抜粋・加工して作成

1. 広域防災

- ・「関西防災・減災プラン」及び「関西広域応援・受援実施要綱」に定める防災力の充実・発展
- ・大規模広域災害を想定した広域対応の推進 等

2. 広域観光・文化・スポーツ振興

- ・「関西観光・文化振興計画」の戦略的推進
- ・「2025年大阪・関西万博」や「ワールドマスターズゲーム2027関西」等に向けた観光の取組の推進 等

3. 広域産業振興

- ・「関西広域産業ビジョン」の着実な推進
- ・地産地消運動の推進による域内消費拡大 等

4. 広域医療

- ・「関西広域医療連携計画」の推進
- ・ドクターヘリの活用等による広域救急医療体制の充実 等

5. 広域環境保全

- ・「関西広域環境保全計画」の推進
- ・脱炭素社会づくり 等

6. 資格試験・免許等

- ・准看護師、調理師、製菓衛生師試験の実施、免許交付等
- ・毒物劇物取扱者、登録販売者試験の実施

7. 広域職員研修

- ・政策形成能力研修の実施
- ・構成団体主催研修への相互参加(団体連携型研修)等

都道府県域を超えた広域的な連携の枠組み

- 九州地方においては、**九州・山口各県知事と経済団体の代表者で構成**される「**九州地域戦略会議**」が設けられ、同会議の下で策定された計画に基づき、複数の分野において**官民連携によるプロジェクトが展開**されている。
- 東北地方においては、**東北・新潟各県知事、経済団体、大学、金融機関の代表者で構成**される「**わきたつ東北戦略会議**」が設けられ、**幅広い課題について意見交換等**が行われている。

都道府県域を超えた広域単位での官民連携による協議の場の例

【九州地域戦略会議】

※九州地方知事会ホームページをもとに作成

○趣旨

- ・「九州はひとつ」の理念のもと、官民一体となって九州独自の発展戦略の研究や具体的施策の推進に取り組んでいくため、「九州地方知事会と九州・山口経済連合会との意見交換会」を発展する形で平成15年(2003年)10月に設立

○開催実績(令和7年1月時点)

- ・定例的に年2回(春、秋)開催されており、これまで46回開催

○主な活動内容

- ・「九州創生アクションプラン」を策定し、①半導体、②MaaS、③ベンチャー支援、④子育て、⑤サイクルツーリズム、⑥防災・減災DX、⑦食の輸出促進の7つの「官民広域連携」プロジェクトを展開

○構成メンバー

- ・行政:九州地方知事会 各県知事
- ・経済:九州経済連合会 会長等
九州商工会議所連合会 会長等
九州経済同友会 代表委員
九州経営者協会 会長



【わきたつ東北戦略会議】

※東北経済連合会ホームページをもとに作成

○趣旨

- ・東北・新潟が直面する共通課題に対し、産学官金トップが認識を共有し、具体的な施策を通して地域が一体となって自立的に課題解決に取り組むことを目指して、東北経済連合会が平成30年(2018年)に立ち上げ

○開催実績(令和7年1月時点)

- ・定例的に年2回(春、秋)開催されており、これまで14回開催

○主な活動内容(直近の会議の議題)

- ・ベンチャー・スタートアップとの連携推進、農産品の輸出拡大、人口減少問題等をテーマとした意見交換等

○構成メンバー

- ・行政:青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事、福島県知事、新潟県知事
- ・経済:東北経済連合会 会長等
- ・大学:弘前大学学長、岩手大学学長、東北大学総長、秋田大学学長、山形大学学長、福島大学学長、新潟大学学長
- ・金融:日本政策投資銀行 代表取締役社長

○ 令和6年度与党税制改正大綱(抄)

(令和5年12月14日、自由民主党・公明党)

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2024(抄)

(令和6年6月21日閣議決定)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(5) 地方行財政基盤の強化

東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

○ 埼玉県・千葉県・神奈川県からの意見(抄)

(令和6年5月7日)

近年、税収に恵まれている東京都では、18歳年度末までのこどもに対する月5千円の給付、高校授業料実質無償化における所得制限撤廃、公立学校給食費の無償化、0～2歳児の第2子の保育料無償化、18歳年度末までのこどもに対する医療費助成といった施策を打ち出し、周辺自治体との地域間格差が拡大している。(略)

また、こども施策のみならず様々な施策においても、東京都と周辺自治体の地域間格差の拡大が多く存在しているところであり、こうした状況は、東京一極集中の流れを加速(略)。

こうした行政サービスの地域間格差は、財政状況の違いから生じているものと考える。(略)

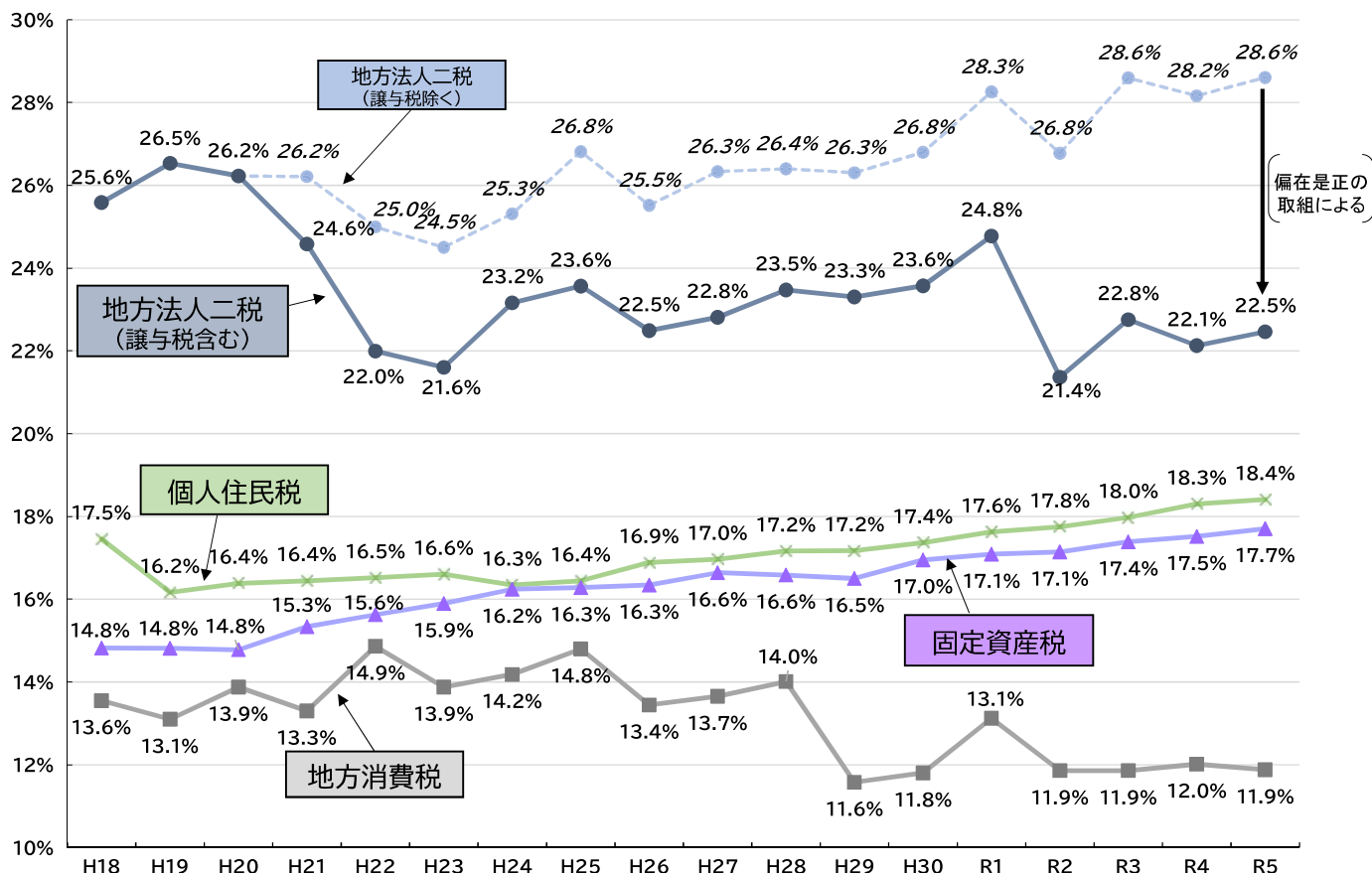
については、このような状況を踏まえ、次の事項について要望する。

- 1 居住する地域にとらわれないこども施策の実現
(略)自治体の財政状況に起因する格差が生じることがないように、国の責任と財源により必要な措置を講じること。

2 税源の偏在是正

地方税は、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で、最も重要な基盤であり、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組を早急に行うこと。

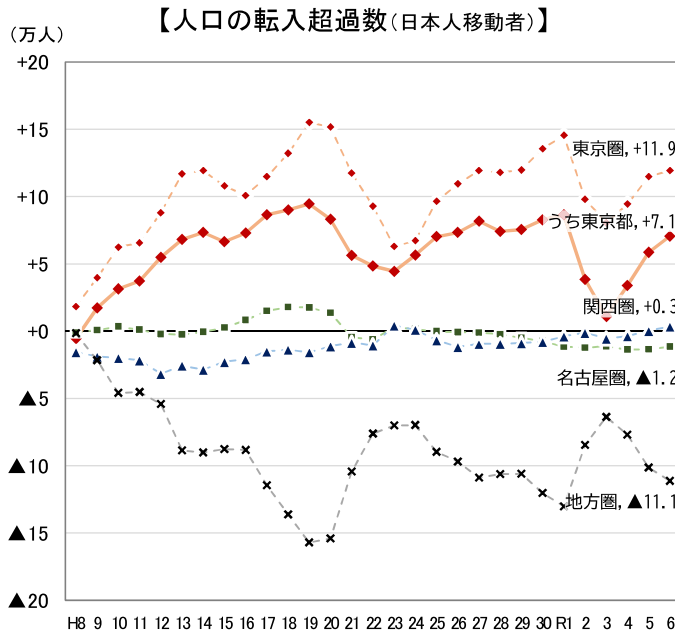
全国に占める東京都の税収シェアの推移



(注) 1 税収額については平成18年度～令和4年度は決算額、令和5年度は決算見込額(R6.7公表)であり、超過課税及び法定外税等を除いた額並びに地方消費税清算後ベースである。
2 平成21年度以降の地方法人二税の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いた額。

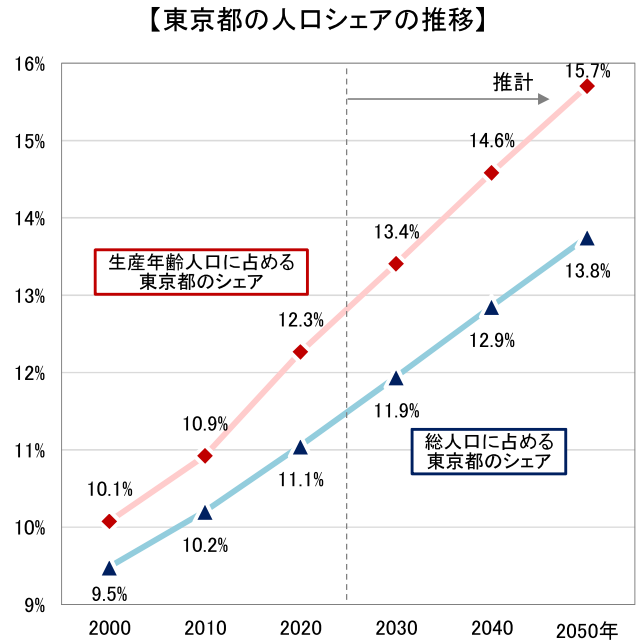
経済社会構造の変化 ①人口動態（圏域ごとの転入超過数の推移等）

- 都市圏別の転入・転出超過数をみると、東京圏への転入超過は継続。地方圏は転出超過で推移。
- 我が国の総人口が減少していく中で、総人口・生産年齢人口に占める東京都シェアは増加していく見込み。



（出所）総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

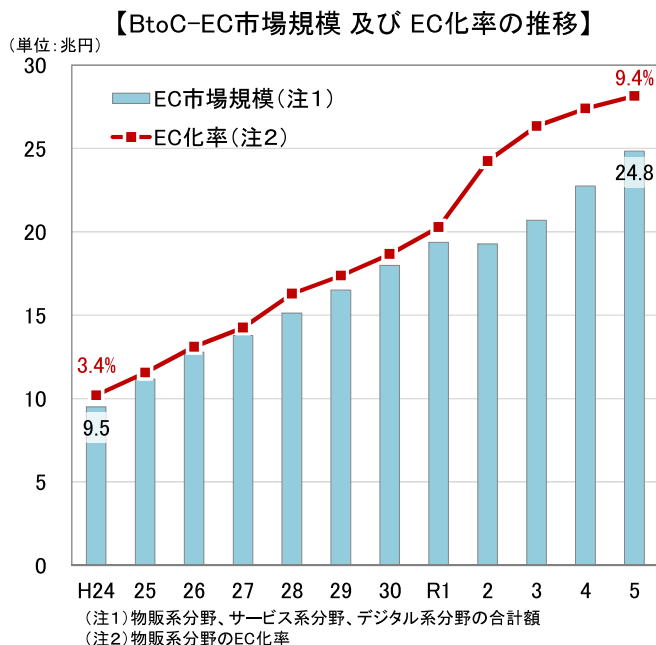
東京圏…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
名古屋圏…岐阜県、愛知県、三重県
関西圏…京都府、大阪府、兵庫県、奈良県



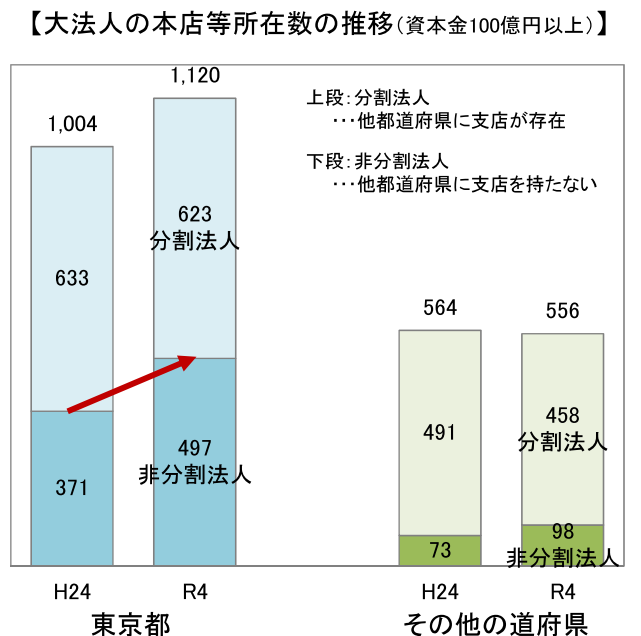
（出所）国立社会保障・人口問題研究所
「人口統計資料集（2024年版）」より作成

経済社会構造の変化 ②経済情勢

- インターネット取引等、店舗を必要としない事業形態が拡大。
- 東京都において、資本金100億円以上の大法人の本店等が増加。
その中でも、東京都以外に支店を持たず東京都のみに納税する法人（非分割法人）が増加。



（出所）経産省「電子商取引に関する市場調査」より作成



（出所）総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成

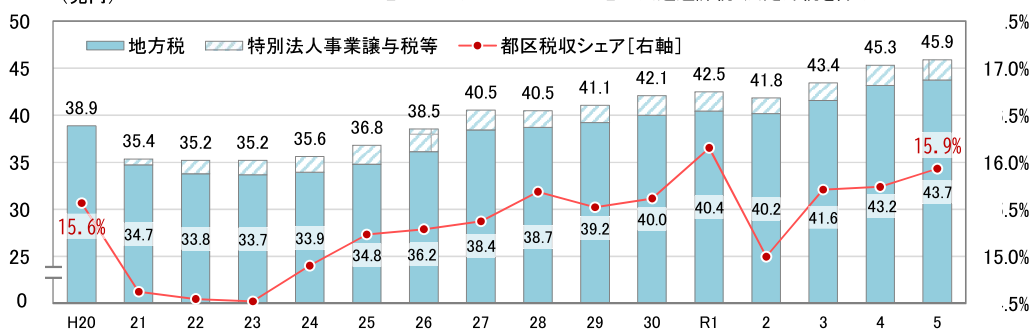
地方団体の財政状況

○ リーマンショック以降、地方税収は増加基調で推移。

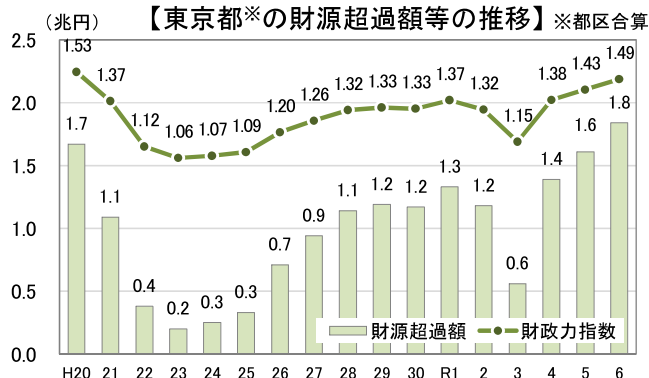
○ 地方税収の増加に伴い、東京都(不交付団体)の財源超過額※は過去最高、基金残高も高い水準で推移。

※ 普通交付税の算定において、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る額

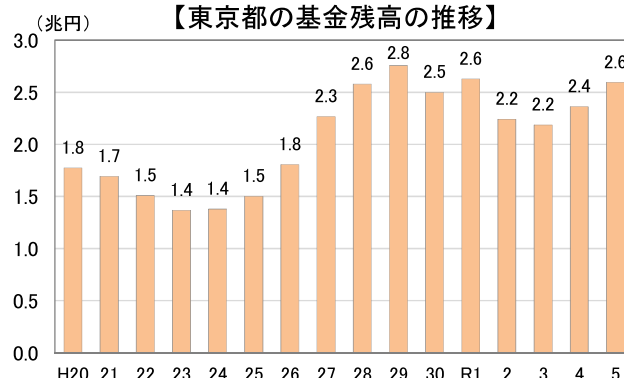
【地方税収※の推移】 ※超過課税・法定外税を除く



【東京都※の財源超過額等の推移】 ※都区合算



【東京都の基金残高の推移】



個人住民税の仕組み(所得類型別)

所得類型	給与・事業所得等	上場株式等の配当	上場株式等の譲渡益 (※1)	預金利子等
住民税の 種別	所得割	配当割	株式等譲渡所得割	利子割
税率	10% 〈所得税〉5%～45%	5% 〈所得税〉15%		
納付先	納税義務者の住所地都道府県 (※2)			納税義務者の 口座所在地都道府県 (※3)
税収 (R5決算見込み)	13兆682億円	2,407億円	2,683億円	222億円

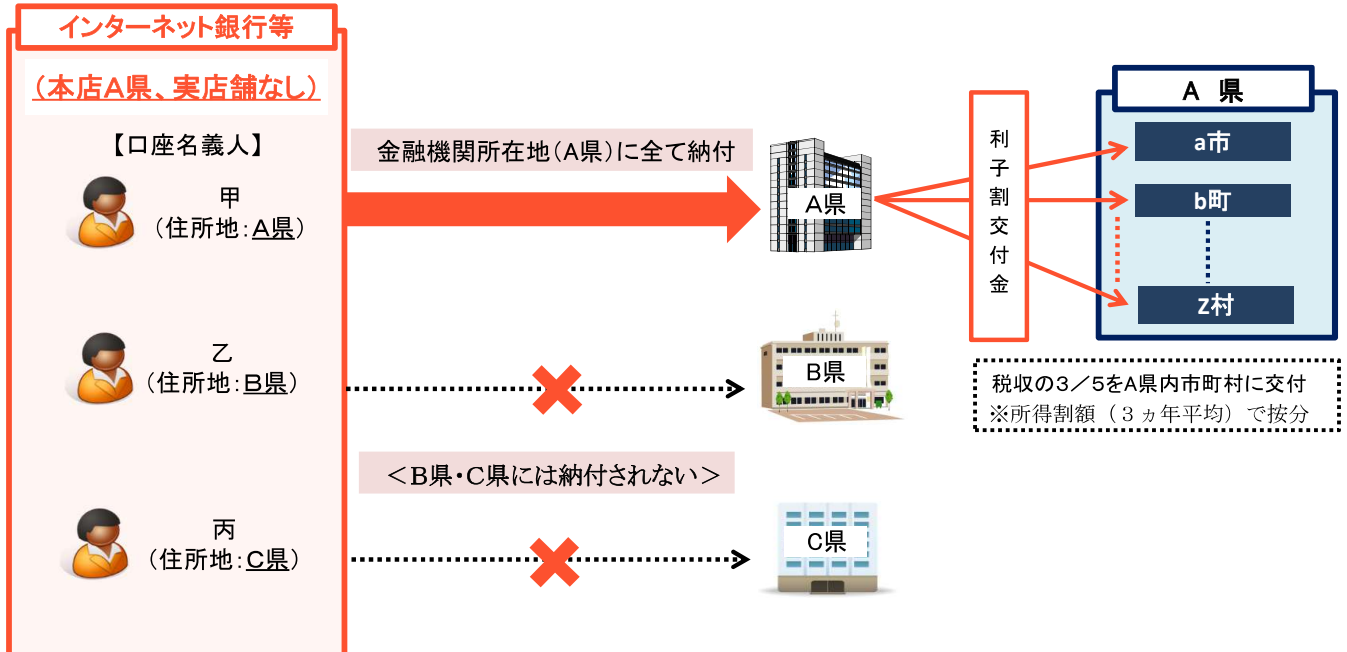
※1 譲渡益は源泉徴収口座におけるものに限る。

※2 所得割は住所地市町村にも納付、上場株式等の配当等は源泉徴収されるが、確定申告可能(総合課税又は申告分離)。

※3 利子等の支払い事務を行う営業所等の所在都道府県。昭和63年度の制度創設時には、預金は預金者の住所地に近い金融機関に預けられることが通常で都道府県単位での住所地とのずれはそれほど大きなものとは考えられていたことや金融機関の事務負担等の理由から、住所地課税の例外となっている。

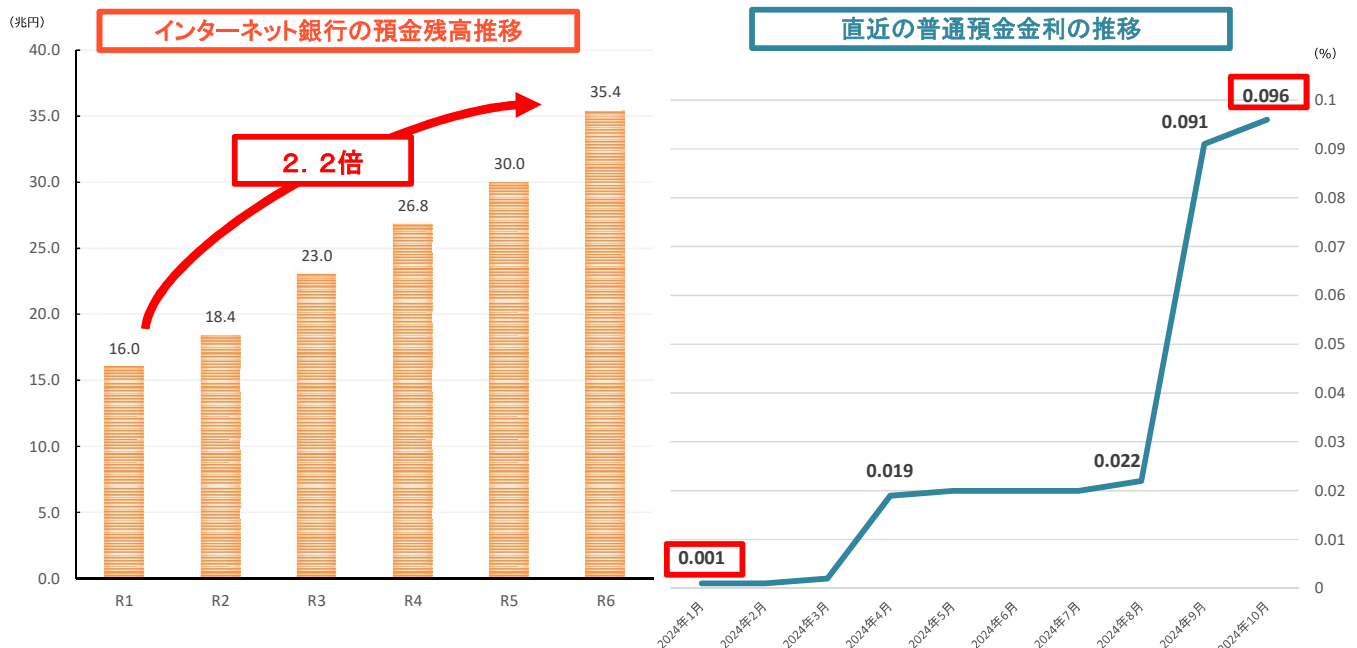
利子割に係る納付先(インターネット銀行の例)

- 個人住民税の利子割については、金融機関等の口座所在地課税となっている。
- 預金者の住所地にかかわらず、金融機関の支店・営業所が所在する都道府県に納付がなされている。
- ※ なお、利子割と同様に金融機関が徴収・納付を行う配当割・株式等譲渡所得割は住所地に納付されている。



インターネット銀行の動向等

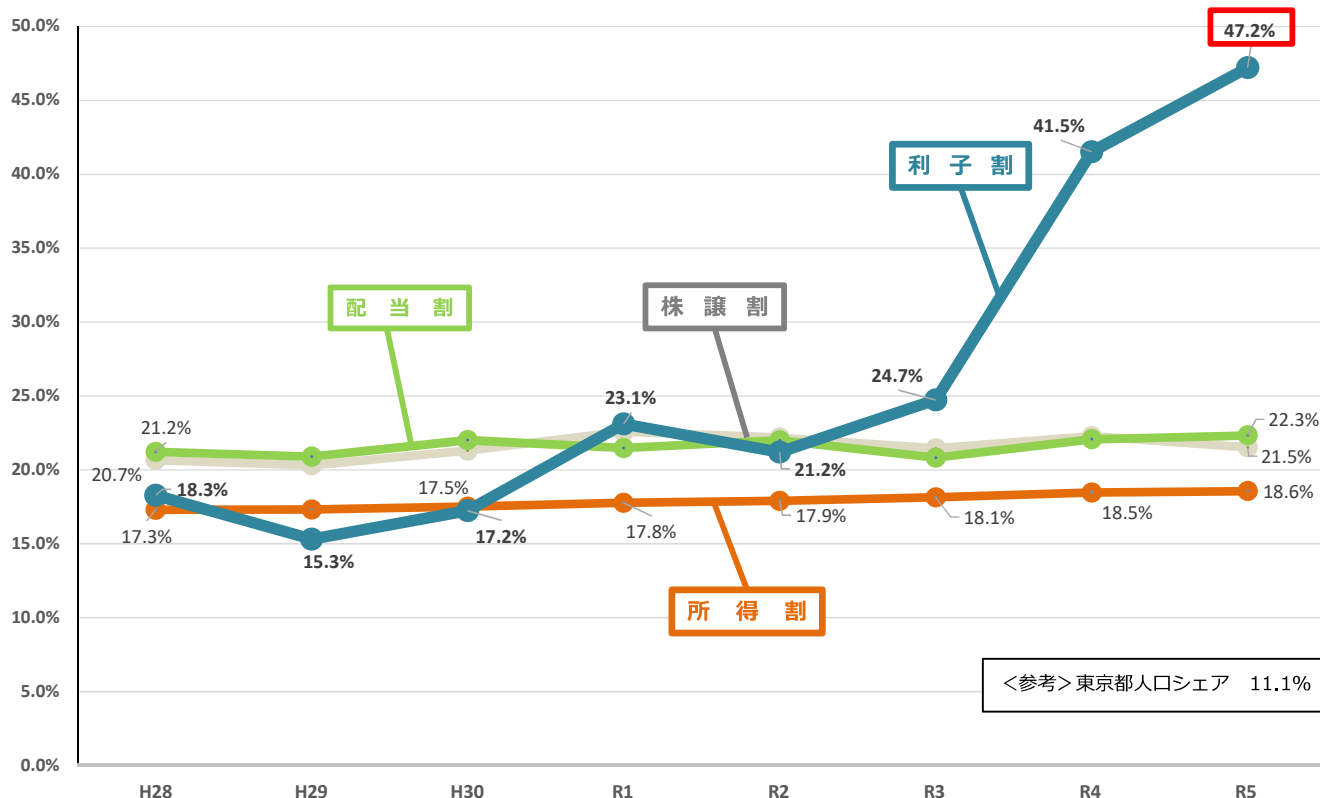
- インターネット銀行の預金残高は現在35兆円程度(R1比+約19兆円、2.2倍程度)。
- 普通預金金利については年初に0.001%であったものが4月以降に0.02%、10月には0.1%弱の水準まで上昇。



※ インターネット銀行の預金残高については総務省調べ(法人分を含む数字)。楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行10行の各年3月末時点の預金残高(各社HPを参照)の合計額を表示。

※ 普通預金金利の推移については「日本銀行時系列統計データ」の普通預金に係る「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等(月次)」に基づき作成。

個人住民税(割毎)に係る東京都シェアの推移



※ 決算統計データを基に作成 (R5は速報値)。
 ※ 東京都人口シェアは令和2年度国勢調査人口等基本集計に基づき作成。

与党税制改正大綱(令和6年12月20日)(抄)

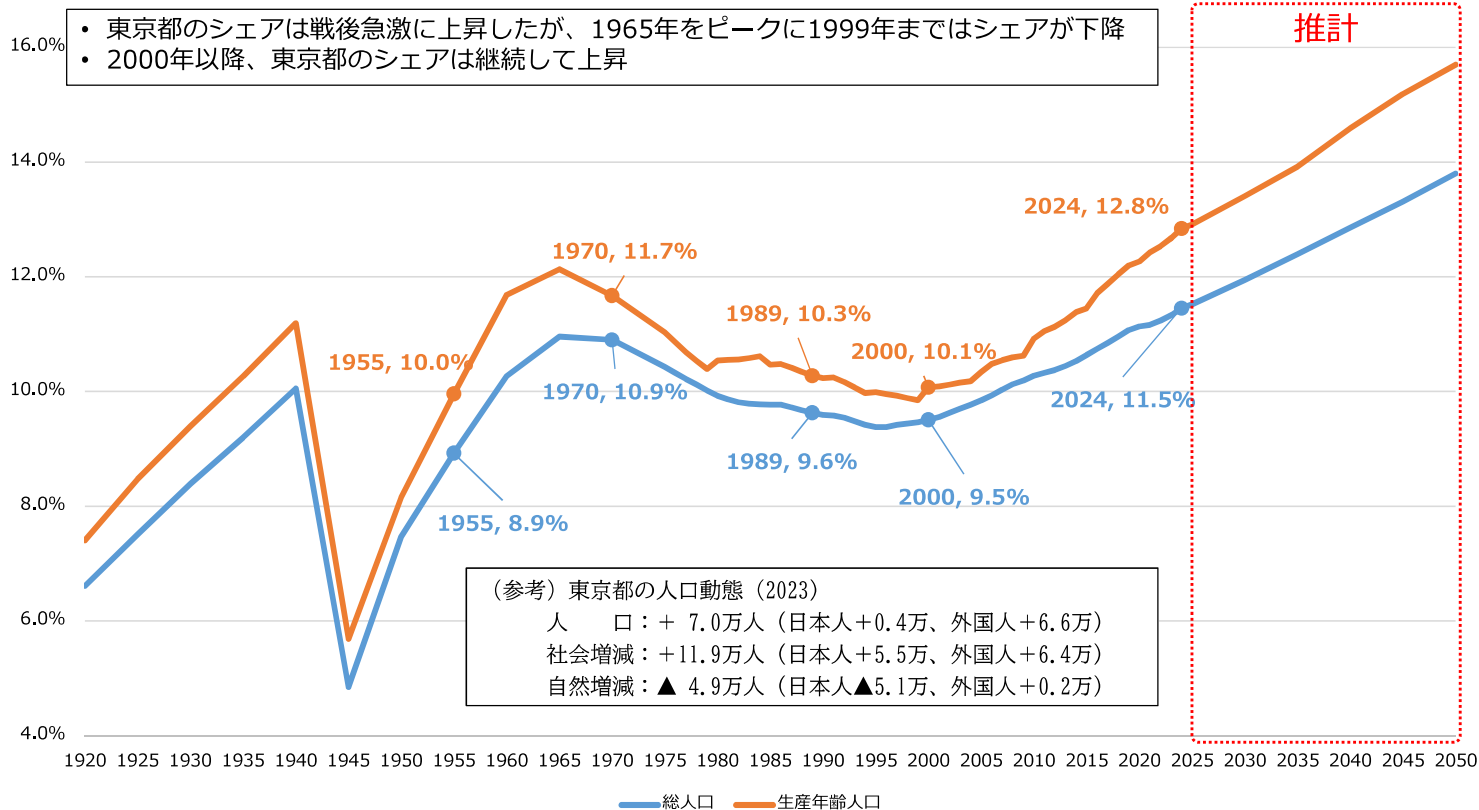
◎都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくることが重要である。このため、行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

総人口・生産年齢人口に占める東京都のシェア推移

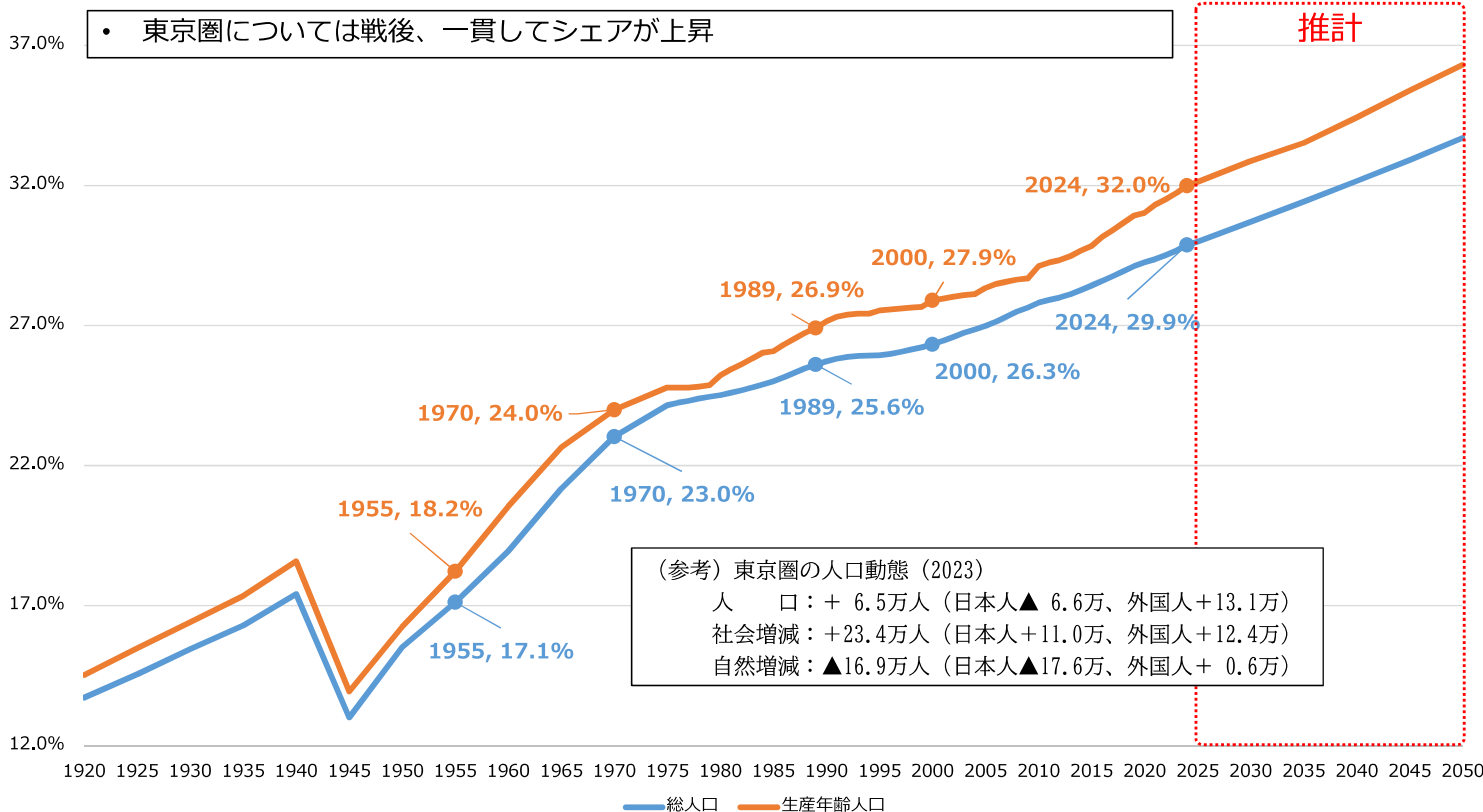
※1975年以前は5年おきのデータとなっている



(出典) 1920年から2024年まで「0.5」年は総務省「国勢調査」、それ以外は総務省「人口推計」。ただし、2015年及び2020年は不詳補完値（年齢などの一部未回答情報を統計的手法で補完した値）。2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

総人口・生産年齢人口に占める東京圏のシェア推移

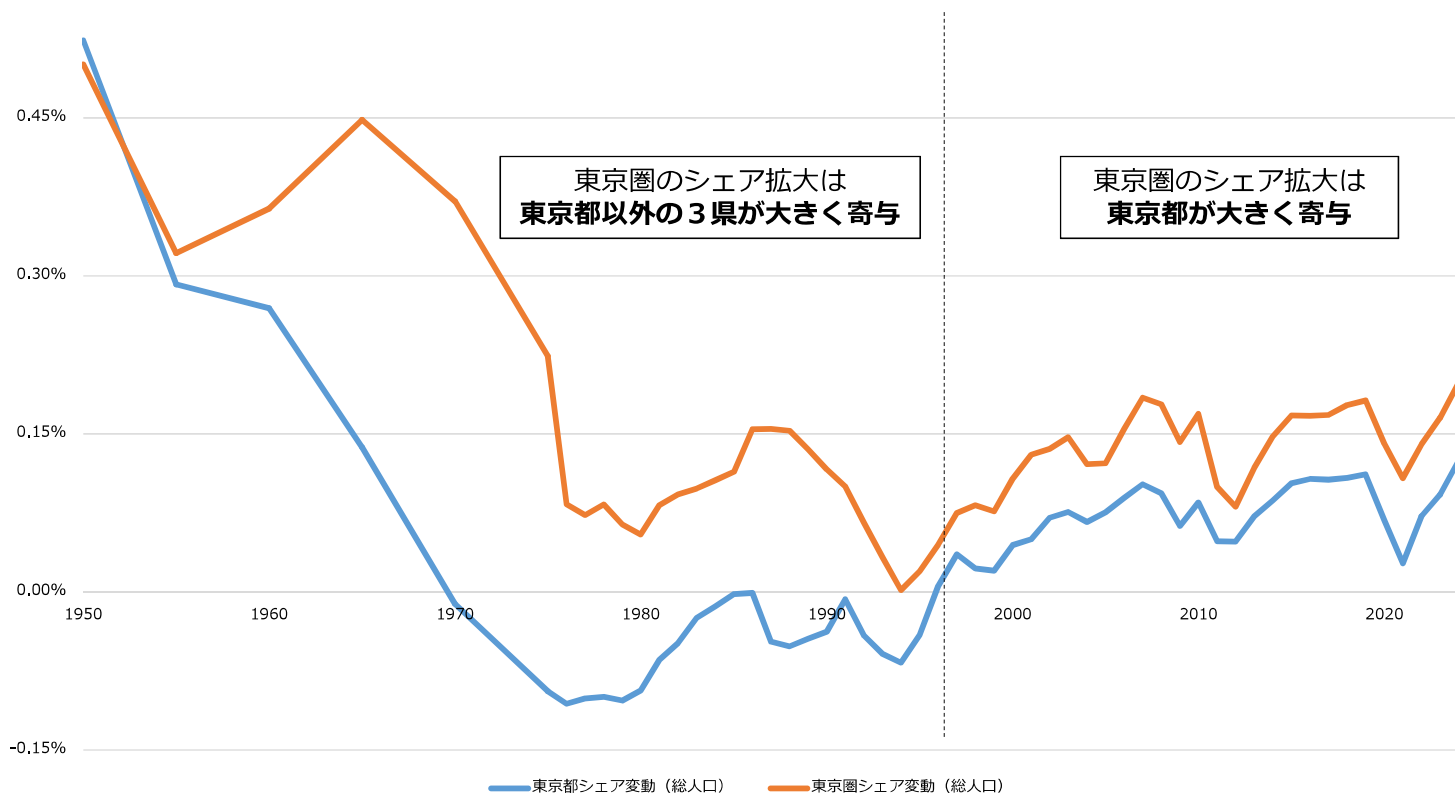
※1975年以前は5年おきのデータとなっている



(出典) 1920年から2024年まで「0.5」年は総務省「国勢調査」、それ以外は総務省「人口推計」。ただし、2015年及び2020年は不詳補完値（年齢などの一部未回答情報を統計的手法で補完した値）。2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

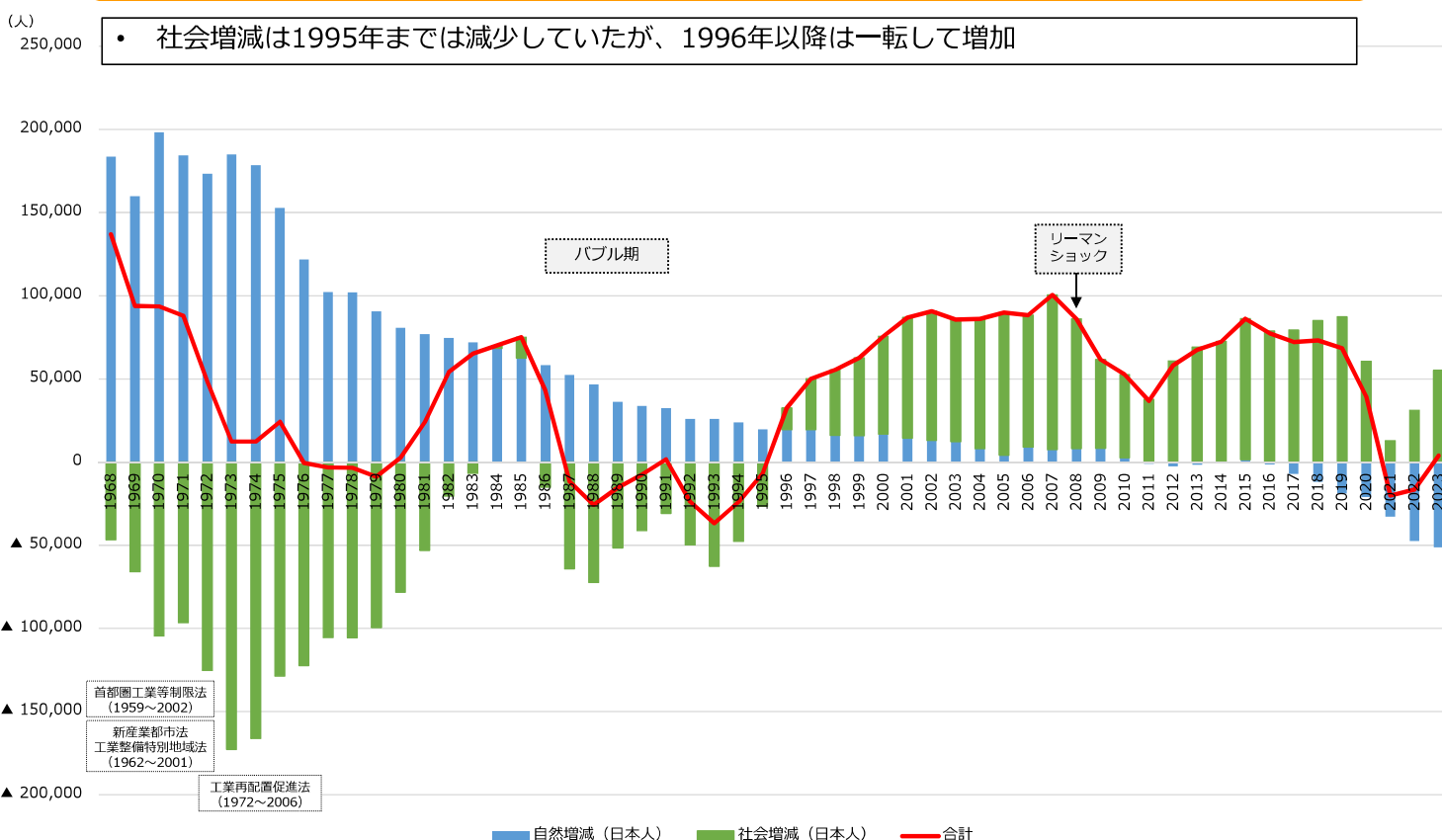
総人口に占める東京都・東京圏のシェアに係る前年変動の推移

※1975年以前、2025年以降は変動の5年平均をグラフ化している



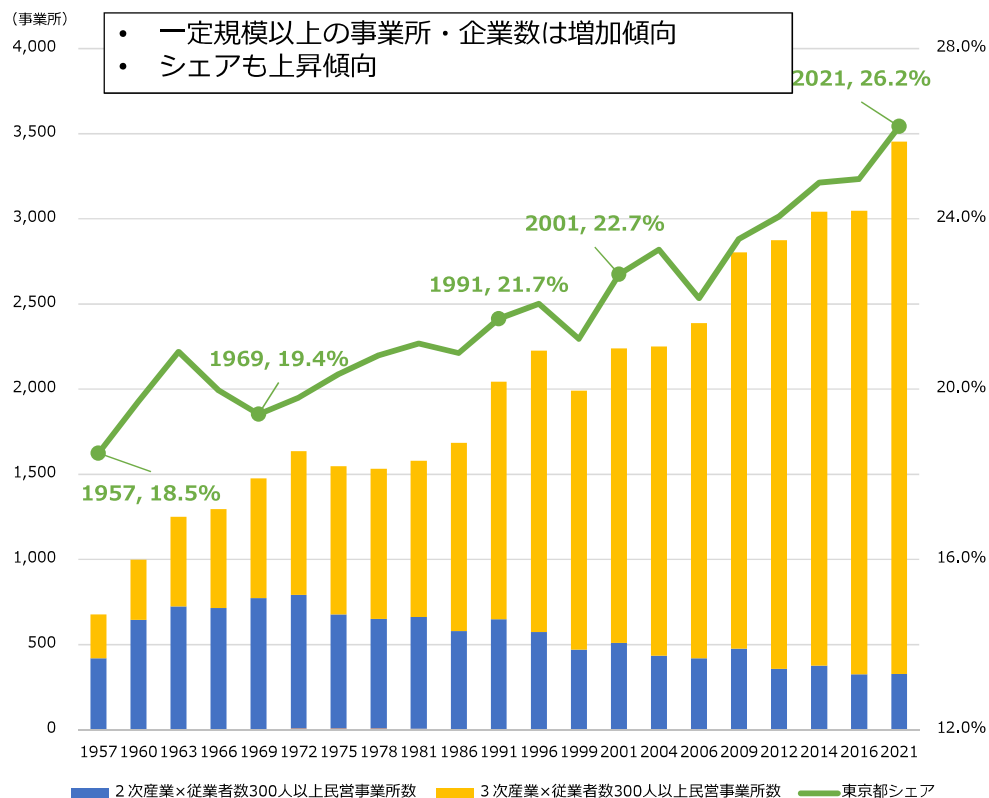
（出典）1920年から2024年まで「0.5」年は総務省「国勢調査」、それ以外は総務省「人口推計」。ただし、2015年及び2020年は不詳補完値（年齢などの一部未回答情報を統計的手法で補完した値）。2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

東京都の人口動態（日本人）の推移



（出典）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」「住民基本台帳人口移動報告」 ※1978年以前は「自然増減数＝人口増減数－人口移動数」「社会増減数＝人口移動数」

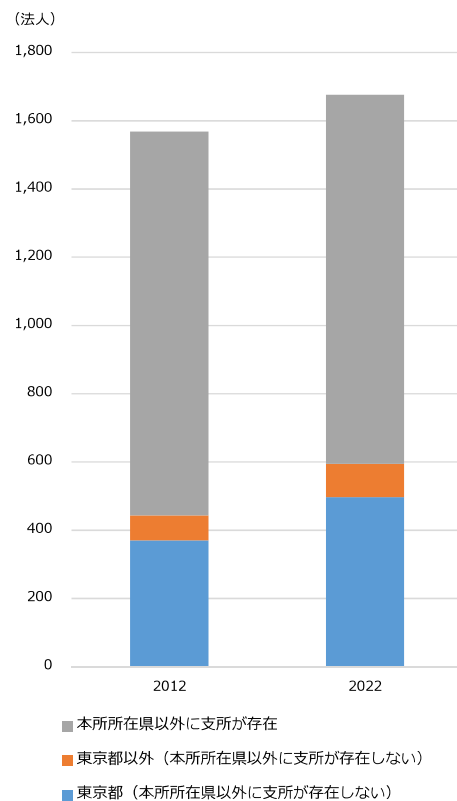
東京都における従業者数300人以上民営事業所の推移



※1960年以前は1次産業事業所を含んでいない

(出典) 総務省「事業所統計調査」「事業所・企業統計調査」「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

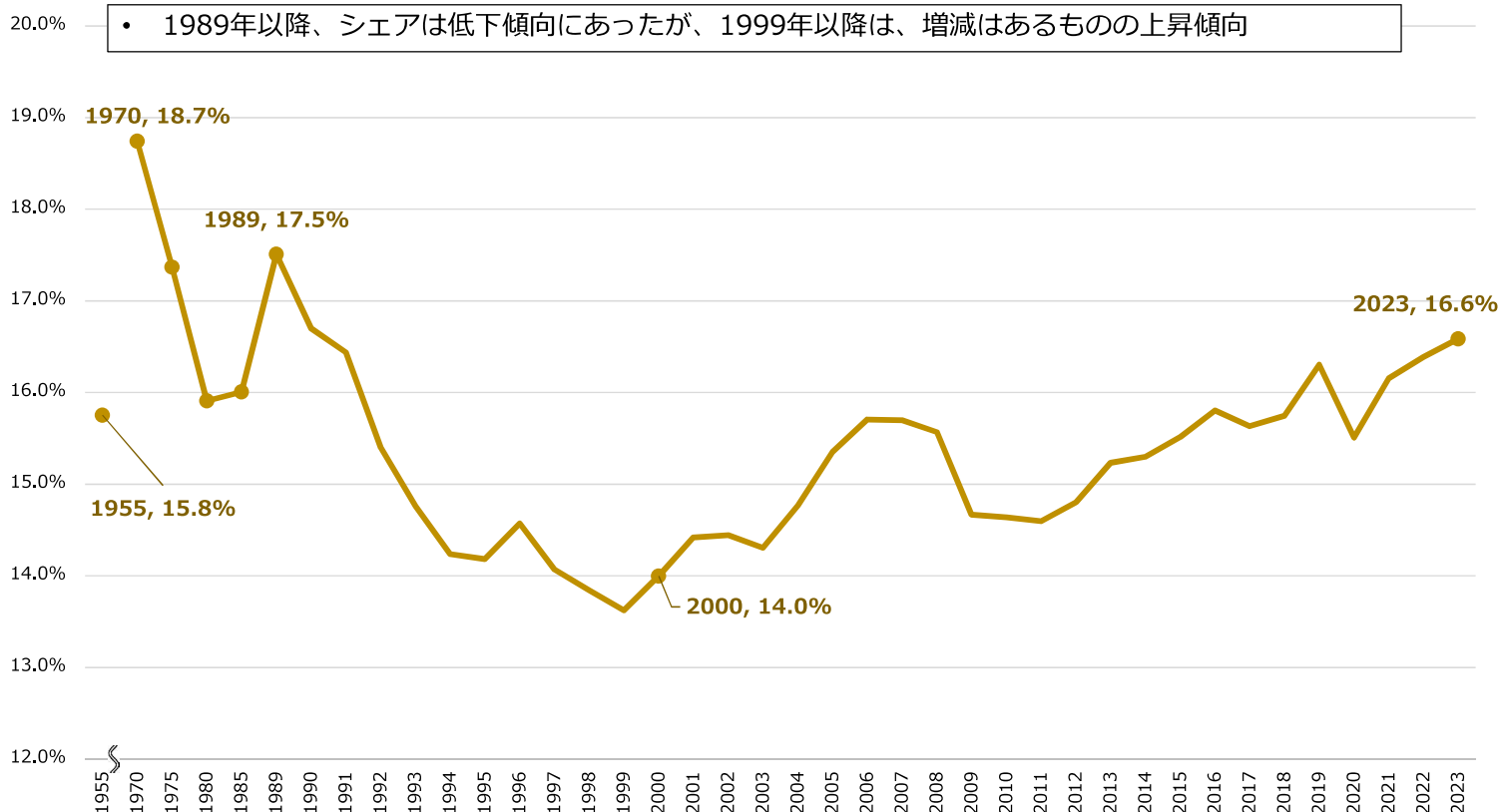
本所所在県以外に支所が存在しない 資本金100億円以上の法人の推移



(出典) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調

地方税収に占める東京都+特別区のシェア推移

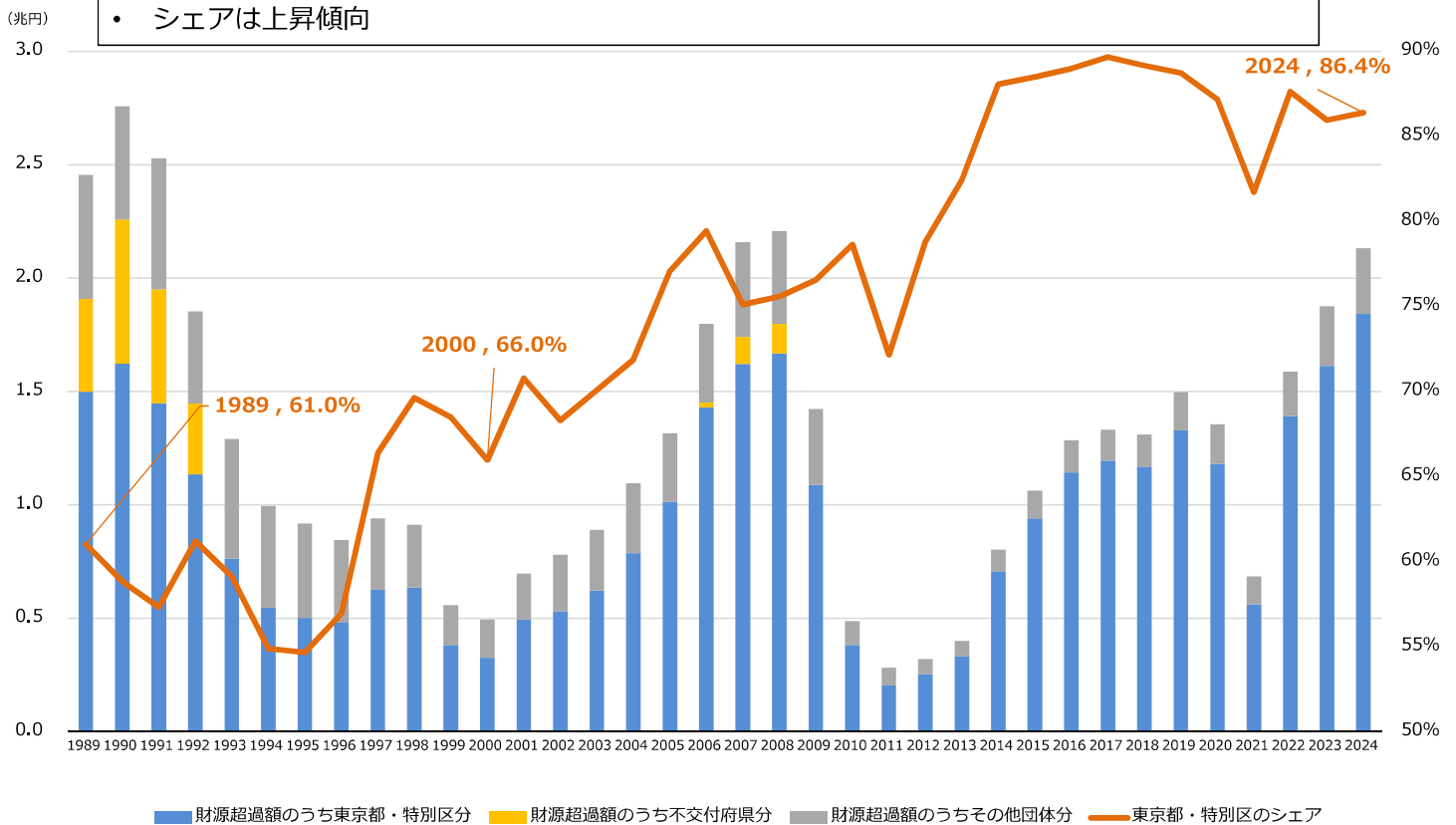
※1970年～1985年は5年おきのデータとなっている



(出典) 総務省「地方財政状況調査」

※超過課税、法定外税は含まない。ただし、1955年～1985年は超過課税額が不明のため、未控除。

財源超過額の推移、東京都＋特別区シェアの推移



（出典）総務省「地方交付税等関係計数資料」

※ 不交付府県 … H1～H4：神奈川県、愛知県、大阪府 H18～H20：愛知県

通勤時間の状況（2021年）

※「有業者」×「通勤・通学時間の行動者平均時間」を「通勤時間」としている

2021年	通勤時間（順位）
全国	78分
埼玉県	95分（44位）
千葉県	95分（44位）
東京都	95分（44位）
神奈川県	102分（47位）

（出典）総務省「社会生活基本調査」

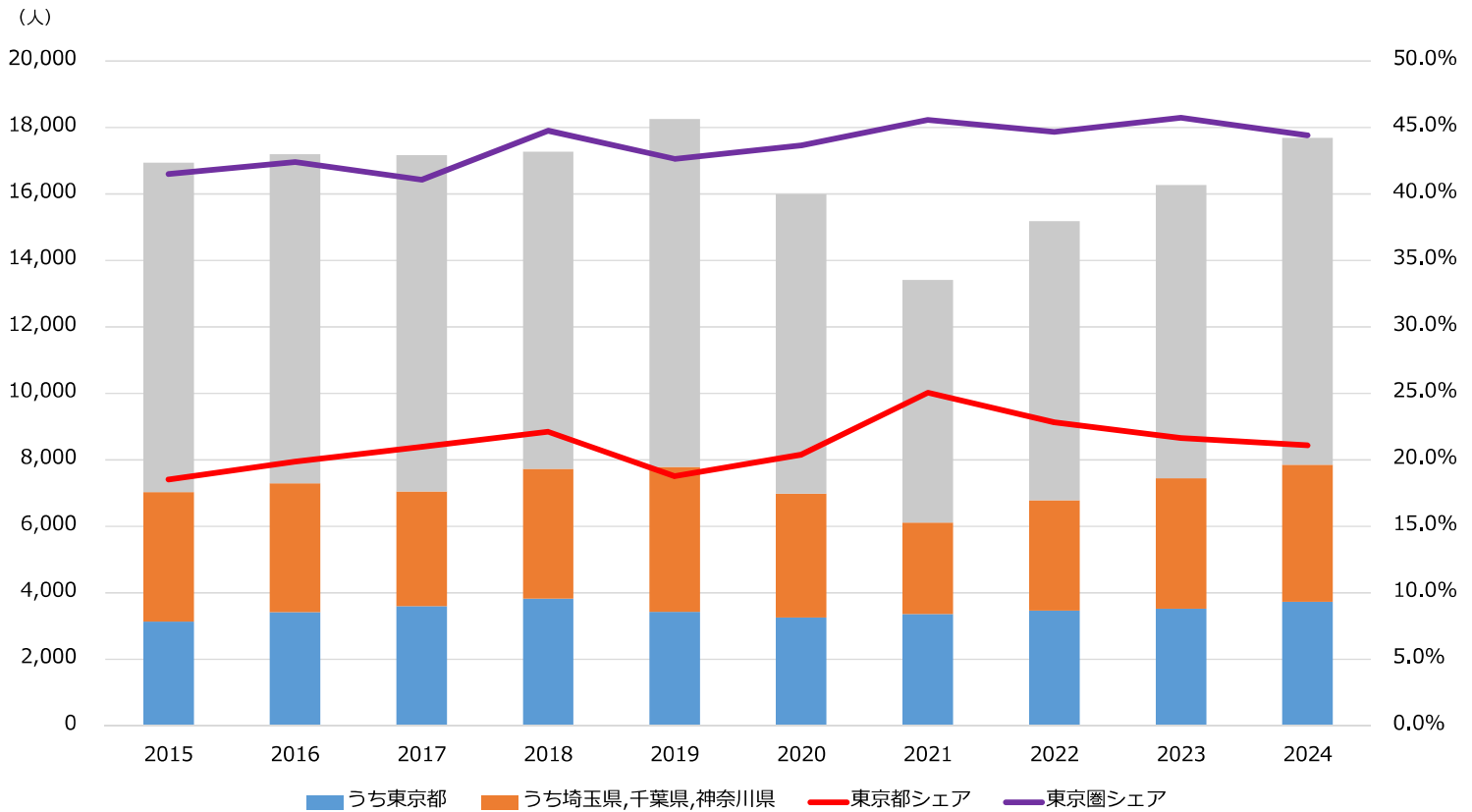
住宅面積の状況（2023年）

※「1人当たり居住室の畳数（畳）」について、1畳＝1.65㎡として算出

	1住宅当たり 延べ面積 （順位）	1人当たり 居住面積 （順位）
全国	91.7㎡	24.2㎡
千葉県	88.0㎡（40位）	23.7㎡（38位）
埼玉県	86.6㎡（41位）	22.9㎡（43位）
神奈川県	76.5㎡（44位）	22.3㎡（44位）
東京都	64.0㎡（47位）	20.6㎡（46位）

（出典）総務省「住宅・土地統計調査」

放課後児童クラブを利用できなかった児童数の推移



(出典) こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

大規模災害による経済被害

	関東大震災	阪神・淡路大震災	東日本大震災	【想定】 都心南部直下地震
発生年月日	1923年9月1日	1995年1月17日	2011年3月11日	—
経済被害	約55億円	約9.6兆円	約16.9兆円	【想定】 約95.3兆円
当時のGDP (GDP比)	約149億円 (約37%)	約522兆円 (約2%)	約497兆円 (約3%)	—
当時の国家予算	約14億円	約73兆円	約92兆円	—

(出典) 内閣府「首都直下地震対策検討ワーキンググループ(第5回)(令和6年9月5日開催)」資料より作成

出生
婚姻

●合計特殊出生率

	1960	1970	1989	2000	2023
東京都	1.70	1.96	1.24	1.07	0.99(47位)
全 国	2.00	2.13	1.57	1.36	1.20

(参考) 年齢5歳階級ごとに算出した15～49歳女性の出生率(2023) ※これを合計したものが合計特殊出生率

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	34～39歳	40～44歳	45～49歳	合計特殊出生率
東京都	0.00	0.03	0.18	0.39	0.29	0.08	0.00	0.99
全 国	0.01	0.08	0.32	0.45	0.27	0.06	0.00	1.20
差	▲0.00	▲0.05	▲0.14	▲0.06	0.03	0.02	0.00	▲0.21

●20～39歳有配偶率

	1955	1970	1990	2000	2020
東京都	58.7%	60.3%	47.2%	41.2%	36.0%(47位)
全 国	66.7%	69.2%	59.9%	50.5%	42.5%

●平均初婚年齢

	1955	1970	1989	2000	2023
東京都	24.9歳	24.9歳	26.7歳	28.0歳	30.7歳(47位)
全 国	23.8歳	24.2歳	25.8歳	27.0歳	29.7歳

●妻45～49歳夫婦の出生子ども数

※妻の年齢が 45～49 歳の夫婦におけるこれまでの平均出生子ども数

	1977	1987	2002	2021
東京圏	2.18	2.08	2.08	1.67
全 国	2.33	2.22	2.20	1.81

●普通出生率 ※人口千人に対する年間の出生数

	1955	1970	1989	2000	2023
東京都	15.9	20.1	9.0	8.3	6.1
全 国	19.2	18.5	10.1	9.4	5.8

(参考) 20～39歳人口割合(2020)

東京都 27.1%(1位) 全国 21.3%

※婚姻件数(初婚)は20代、30代で全体の約9割

●有配偶出生率

※15歳～49歳の既婚女性千人当たりの年間出生数

	1975	1990	2000	2020
東京都	92.5	65.8	77.3	74.6
全 国	96.5	66.4	77.2	73.0

●婚姻率 ※人口千人に対する年間の婚姻件数

	1955	1970	1989	2000	2023
東京都	9.3	12.4	6.9	7.4	5.3(1位)
全 国	8.0	10.0	5.8	6.4	3.9